

バリアフリー法逐条解説（建築物） 追補版

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

編集 日本建築行政会議

編集のことば

令和6年6月及び8月に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（通称「バリアフリー法」）施行令の改正及び関連告示が公布され、便所・駐車場に係るバリアフリー基準の見直し、劇場等の客席に係るバリアフリー基準の創設が行われ、令和7年6月1日から施行されます。

本書は、この改正を受け、「バリアフリー法逐条解説（建築物）2021年版」（以下「2021年版」という。）を補足するものとして公表するものです。

2021年版との関係性は次々頁のとおりとなりますので、あわせて参照してください。

本書の作成にあたり、ご協力を賜りました国土交通省住宅局参事官（建築企画担当）付、関係所管行政庁等の関係各位に厚くお礼申し上げます。

2025（令和7）年3月
日本建築行政会議

本書の使用に際して

1. 本書は、全国の所管行政庁や建築主事、指定確認検査機関が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（通称：バリアフリー法）の具体的な運用を行う際、考慮すべきものをまとめたものです。

併せて、建築設計等の実務者においても、活用されることを期待しています。

2. 本書は法令改正や技術の進歩等に対応し必要に応じて改訂を行うこととします。

3. 本書において使用している略語は、それぞれ次のとおりです。

法	：高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）
令	：同 施行令（平成 18 年政令第 379 号）
施行規則	：同 施行規則（平成 18 年国土交通省令第 110 号）
標識省令	：高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第 19 条に規定する 標識に関する省令（平成 18 年国土交通省令第 113 号）
誘導基準省令	：高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設 の構造及び配置に関する基準を定める省令（平成 18 年国土交通省令第 114 号）
国交省告示	：国土交通省告示
建設省告示	：建設省告示
基本方針	：移動等円滑化の促進に関する基本方針（令和 2 年国家公安委員会、総務省、国土交 通省告示第 1 号）
建築設計標準	：高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（令和 3 年 3 月 国土交 通省）

4. 本書における設計例等については、建築設計標準を参考としていますので、併せてご覧いただく
ようお願いします。

5. 本書に掲載している法令等は、令和 7 年 6 月 1 日時点で施行されるものになります。

2021 年版との関係について

令和6年6月及び8月に改正政令及び告示が公布され、便所・駐車場に係るバリアフリー基準の見直し、劇場等の客席に係るバリアフリー基準の創設が行われ、令和7年6月1日から施行されます。

これを踏まえ、当該追補版を作成しました。

そのため、2021 年版の一部のパートについては廃止しておりますので、ご注意ください。2021 年版と追補版の関係性は下記のとおりとなります。

■2021 年版と追補版の関係性

逐条解説の構成		2021 年版	追補版
本編	1 法律の解説	○	
	2 政令の解説	廃止	○
	3 施行規則の解説	○	
	4 標識省令の解説	○	
	5 誘導基準省令の解説	○	
	6 告示の解説	○	○追加分
参考	参考1 規則様式	○	
	参考2 協定建築物参照条文	○	
	参考3 技術的助言等	○	○追加分
	参考4 福祉施設	○	
	参考5 円滑化基準チェックリスト	○	
	参考6 円滑化誘導基準チェックリスト	○	
	参考7 質疑応答集	廃止	○
	参考8 所管行政庁一覧	○	
	参考9 参考・引用文献	○	
	参考10 分科会委員一覧	○	

目 次

【逐条解説】

1 政令の解説

第 4 条（特定建築物）	追補版- 1
第 5 条（特別特定建築物）	追補版- 4
第 6 条（建築物特定施設）	追補版- 6
第 7 条（都道府県知事が所管行政庁となる建築物）	追補版- 9
第 9 条（基準適合義務の対象となる特別特定建築物の規模）	追補版-10
第 10 条（建築物移動等円滑化基準）	追補版-12
第 11 条（廊下等）	追補版-13
第 12 条（階段）	追補版-14
第 13 条（階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路）	追補版-15
第 14 条（便所）	追補版-16
第 15 条（劇場等の客席）	追補版-18
第 16 条（ホテル又は旅館の客室）	追補版-19
第 17 条（敷地内の通路）	追補版-21
第 18 条（駐車場）	追補版-22
第 19 条（移動等円滑化経路）	追補版-23
第 20 条（標識）	追補版-29
第 21 条（案内設備）	追補版-30
第 22 条（案内設備までの経路）	追補版-31
第 23 条（増築等に関する適用範囲）	追補版-33
第 24 条（公立小学校等に関する読替え）	追補版-35
第 25 条（条例で定める特定建築物に関する読替え）	追補版-35
第 26 条（条例対象小規模特別特定建築物の建築物移動等円滑化基準）	追補版-36
第 27 条（認定特定建築物等の容積率の特例）	追補版-37
第 32 条（報告及び立入検査）	追補版-38
附 則	追補版-39

2 告示の解説

令和6年国交省告示 1072 号	追補版-42
令和6年国交省告示 1073号	追補版-44
令和6年国交省告示 1074号	追補版-45

【参 考】

参考Ⅰ 技術的助言等

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令等の施行について（令和6年11月21日国住参建第3050号）	追補版-49
--	--------

参考Ⅱ 質疑応答集	追補版-81
-----------	--------

参考Ⅲ 政令第14条チェックリスト・参考様式（便所）	追補版-90
----------------------------	--------

参考Ⅳ 日本建築行政会議防災部会バリアフリー分科会委員一覧	追補版-91
-------------------------------	--------

逐 条 解 説

- | | |
|---------|----------|
| 1 政令の解説 | … 追補版- 1 |
| 2 告示の解説 | … 追補版-42 |

○ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令

政令4条

(特定建築物)

第四条 法第二条第十八号の政令で定める建築物は、次に掲げるもの（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第三条第一項に規定する建築物及び文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第四百三十三条第一項又は第二項の伝統的建造物群保存地区内における同法第二条第一項第六号の伝統的建造物群を構成している建築物を除く。）とする。

- 一 学校
- 二 病院又は診療所
- 三 劇場、観覧場、映画館又は演芸場
- 四 集会場又は公会堂
- 五 展示場
- 六 卸売市場又は百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
- 七 ホテル又は旅館
- 八 事務所
- 九 共同住宅、寄宿舍又は下宿
- 十 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの
- 十一 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
- 十二 体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場
- 十三 博物館、美術館又は図書館
- 十四 公衆浴場
- 十五 飲食店又はキャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
- 十六 理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
- 十七 自動車教習所又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの
- 十八 工場
- 十九 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの
- 二十 自動車の停留又は駐車のための施設
- 二十一 公衆便所
- 二十二 公共用歩廊

- 法第2条第18号で定める特定建築物を規定している。

なお、用途の判断については、建築基準法に基づく判断を基本とする。

[参照] 追補版 P. 82 質疑応答集 No. 10

- 第2号

「介護老人保健施設」は、介護保険法に定められる施設で、病状が安定期にあり、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療を要する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設であるので、「介護療養型医療施設」とあわせ、「病院又は診療所」に含めるものとする。

- 第4号

セレモニーホール、斎場は原則として「集会場」として取扱う。

[参照] 追補版 P. 82 質疑応答集 No. 11

● 第8号

「事務所」に「保健所、税務署その他多数の者が利用する官公署」を含めるものとする。

● 第9号

グループホームは、一般に高齢者が共同して居住する「住居」のことであり、具体的には食堂・便所・台所・浴室等が1箇所又は数箇所に集中して設けるものや居住空間が独立しているものなどがあり、その平面計画等により「寄宿舍」又は「共同住宅」として取扱うものとする。

ただし、グループホームであっても、共同生活援助を行う住居及び認知症対応型共同生活介護を行う施設については、第10号の「その他これらに類するもの」に含まれる。

● 第10号

「その他これらに類するもの」とは、老人福祉法、児童福祉法及び身体障害者福祉法等に基づいて特定多数の者が利用する施設をいう。(例) 福祉ホーム

[参照] 2021年版 P. 147～148 福祉施設に関する特定建築物等の分類の考え方

● 第11号

「その他これらに類するもの」とは、老人福祉法、児童福祉法及び身体障害者福祉法等に基づいて不特定多数の者が利用する施設で、通所施設及び通園施設をいう。

[参照] 2021年版 P. 147～148 福祉施設に関する特定建築物等の分類の考え方

● 第12号

「その他これらに類する運動施設」としては、ゴルフ練習場、バッティング練習場、スキー場、スケート場、フィットネスクラブ、スポーツクラブ等をいい、多数の者が利用する会員制運動施設を含む。

● 第15号

「その他これらに類するもの」としては、待合、カフェー、バー、カラオケボックス等を含む。

● 第16号

旧郵便局の窓口、保険業務を行う店舗は、その他これらに類するサービス業を営む店舗とする。

● 第22号

公共用歩廊とは、駅等の連絡通路やペDESTリアンデッキなどで、建築物であるものをいい、不特定かつ多数の者が利用し、建築物と一体ではなく、独立しているものが対象となる。なお、建築基準法第44条のアーケードは該当しない。

① 平成18年のハートビル法と交通バリアフリー法との統合・拡充によって、建築物の移動等円滑化に加えて、旅客施設等から道路、建築物までの移動の一体的・連続的な円滑化を促進するにあたり、建築物に該当^{※1}するものの移動空間としての要素の強いことから、これまでハートビル法の規制対象としていなかった「公共用歩廊^{※2}」についても、バリアフリー法における建築物規制の対象とする必要があった。

② 特に、線路を挟んで建てられている駅ビル間をつなぐ渡り廊下部分（渡り廊下から鉄道旅客施設に接続されるケースが多い）については、駅ビルは旧ハートビル法による建築物規制、鉄道旅

1 政令の解説

客施設は旧交通バリアフリー法による規制によって、それぞれバリアフリー化が図られていたものの、建築物である渡り廊下の部分については、両法の境界部分として、明確に法規制がかかっていなかった。

- ③ このため、新たに「公共用歩廊」を「特定建築物」及び「特別特定建築物」に位置付け、より一体的・連続的な移動等円滑化の促進を図ることとされた。

※1 土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するものについては、建築物に該当する。

※2 公衆が自由に利用し、又は出入りすることができる場所に設けられた歩廊をいう。

政令 5 条

(特別特定建築物)

第五条 法第二条第十九号の政令で定める特定建築物は、次に掲げるものとする。

- 一 小学校、中学校、義務教育学校若しくは中等教育学校（前期課程に係るものに限る。）で公立のもの（第二十四条及び第二十六条第三項第一号において「公立小学校等」という。）又は特別支援学校
- 二 病院又は診療所
- 三 劇場、観覧場、映画館又は演芸場
- 四 集会場又は公会堂
- 五 展示場
- 六 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
- 七 ホテル又は旅館
- 八 保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署
- 九 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの（主として高齢者、障害者等が利用するものに限る。）
- 十 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
- 十一 体育館（一般公共の用に供されるものに限る。）、水泳場（一般公共の用に供されるものに限る。）若しくはボーリング場又は遊技場
- 十二 博物館、美術館又は図書館
- 十三 公衆浴場
- 十四 飲食店
- 十五 理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
- 十六 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
- 十七 自動車の停留又は駐車のための施設（一般公共の用に供されるものに限る。）
- 十八 公衆便所
- 十九 公共用歩廊

- 特別特定建築物とは、法に基づき不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する特定建築物その他の特定建築物で、高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにすることが特に必要なものとして政令で定められている。なお、確認にあたっての用途の判断については、建築基準法に基づく判断を基本とする。

〔参照〕 追補版 P. 82 質疑応答集 No. 10, 12, 15

1 政令の解説

● 第1号

前条第1号のうち、公立小学校等と主として障害者等の利用する施設である特別支援学校が位置付けられている。

公立小学校等については、近年、特別支援学級の設置数が増え、定常的に障害者等の利用が想定される状況になってきていることや、その多くが地方公共団体により避難所に指定され、災害時の高齢者、障害者等の安全、安心の確保を図る必要があることから、令和2年の政令改正で追加された（令和3年4月1日施行）。

なお、「公立のもの」とは、学校教育法と同様、地方公共団体の設置するものをいい、国の設置するものは含まれない。

● 9号、10号

「その他これらに類するもの」については、2021年版P.147～148 福祉施設に関する特定建築物等の分類の考え方を参照。

[参照] 2021年版P.147～148 福祉施設に関する特定建築物等の分類の考え方

[参照] 追補版P.82 質疑応答集 No.13～14

● 第11号

「一般公共の用に供されるものに限る」とは、不特定かつ多数の者が利用するものである。従って、通常の会員制スイミングスクール等は除かれる。

● 第16号

「車両の停車場」とは、不特定かつ多数の者が利用するバスターミナル等をいう。

駅舎については該当しないが、ラッチ（改札口）内外を問わず、飲食店や物販店舗など他の用途が存在する場合は、各々の用途により対象となる。

● 第17号

「一般公共の用に供されるものに限る。」とは、月極駐車場又はその部分を除き、時間貸し駐車場等で不特定かつ多数の者が利用するものである。従って、駐車場法第2条第2号に規定する路外駐車場にも適用するものとする。

【参考】駐車場法（抜粋）

- 第2条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
- 一 路上駐車場 駐車場整備地区内の道路の路面に一定の区画を限って設置される自動車の駐車のための施設であつて一般公共の用に供されるものをいう。
 - 二 路外駐車場 道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設であつて一般公共の用に供されるものをいう。

政令 6 条**(建築物特定施設)****第六条** 法第二条第二十号の政令で定める施設は、次に掲げるものとする。

- 一 出入口
- 二 廊下その他これに類するもの（以下「廊下等」という。）
- 三 階段（その踊場を含む。以下同じ。）
- 四 傾斜路（その踊場を含む。以下同じ。）
- 五 エレベーターその他の昇降機
- 六 便所
- 七 劇場、観覧場、映画館若しくは演芸場又は集会場若しくは公会堂（第十五条において「劇場等」という。）の客席
- 八 ホテル又は旅館の客室
- 九 敷地内の通路
- 十 駐車場
- 十一 その他国土交通省令で定める施設

- 本条に規定される建築物特定施設の構造及び配置に関する基準として建築物移動等円滑化基準及び建築物移動等円滑化誘導基準が定められている。

建築物移動等円滑化基準が適用される建築物特定施設に該当するか否かについては、次のとおり、特別特定建築物であるかどうか等で異なるので、注意が必要である。なお、屋外避難階段など通常、一般公衆の通行の用に供される見込みのない階段などについては、建築物移動等円滑化基準及び建築物移動等円滑化誘導基準はどちらも適用されない。旧ハートビル法が廃止され平成 18 年にバリアフリー法が施行された際に、ホテル又は旅館の客室が追加され、令和 6 年の政令改正で、劇場等の客席が追加された（令和 7 年 6 月 1 日施行）。

〔参照〕 2021 年版 P. 64 施行規則第 3 条

① 特別特定建築物（公立小学校等を除く。）における適用範囲

不特定多数の者又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物特定施設の部分に適用される。従って、スーパーマーケットにおける倉庫に至る荷物用エレベーターや従業員用の階段、便所など従業員のみが使用する施設には適用されない。

② 特別特定建築物（公立小学校等に限る。）及び特定建築物（法第 14 条第 3 項の条例で定める特定建築物を含む。）における適用範囲

多数の者が利用する建築物特定施設の部分に適用される。従って、事務所、工場等においては従業員用の階段、便所など多数の従業員が通常使用する施設にも適用される。

※ 公立小学校等については、令第 24 条により、「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは「多数の者が利用する」と読み替えられる。

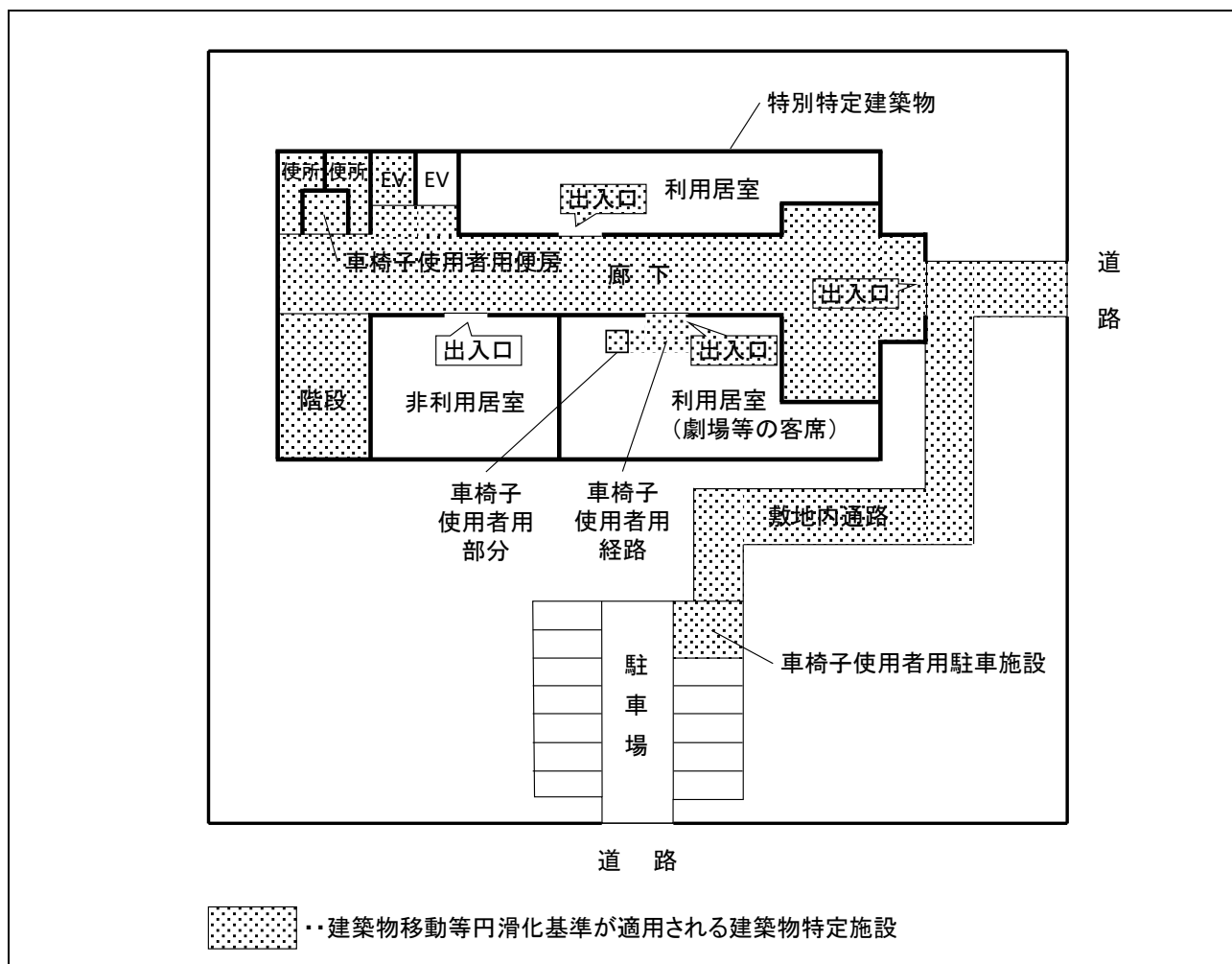
【参考】建築物特定施設の構造及び配置に関する基準

建築物特定施設	建築物特定施設の構造及び配置に関する基準		
	建築物移動等円滑化基準		建築物移動等円滑化誘導基準 (誘導基準省令)
	令第 11 条～18 条 (一般基準)	令第 19 条 (移動等円滑化経路)	
1 出入口		第 2 項第 2 号	誘導基準省令第 2 条
2 廊下等	令第 11 条	第 2 項第 3 号	誘導基準省令第 3 条
3 階段	令第 12 条		誘導基準省令第 4 条
4 傾斜路	令第 13 条	第 2 項第 4 号	誘導基準省令第 5 ～ 6 条
5 エレベーターその他の昇降機		第 2 項第 5 ～ 6 号	誘導基準省令第 5 条、7 ～ 8 条
6 便所	令第 14 条		誘導基準省令第 9 条
7 劇場等の客席	令第 15 条		誘導基準省令第 9 条の 2
8 ホテル又は旅館の客室	令第 16 条		誘導基準省令第 10 条
9 敷地内の通路	令第 17 条	第 2 項第 7 号	誘導基準省令第 11 条
10 駐車場	令第 18 条		誘導基準省令第 12 条
11 その他国土交通省令で定める施設 (浴室等)			誘導基準省令第 13 条

その他義務化された項目

項目	建築物移動等円滑化基準	建築物移動等円滑化誘導基準
標識	令第 20 条	誘導基準省令 14 条
案内設備	令第 21 条	誘導基準省令 15 条
案内設備までの経路	令第 22 条	誘導基準省令 16 条

【参考】特別特定建築物において建築物移動等円滑化基準が適用される
建築物特定施設の範囲（イメージ図）



※移動等円滑化経路は、いくつかの経路が想定されるうち最低1ルートを設定する必要があるため、エレベーターが2台ある場合は、最低1台を建築物特定施設とする。

政令 7 条

(都道府県知事が所管行政庁となる建築物)

第七条 法第二条第二十二号ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法第九十七条の二第一項又は第二項の規定により建築主事又は建築副主事を置く市町村の区域内のものは、建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第四百四十八条第一項第一号又は第二号に掲げる建築物(その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都道府県知事の許可を必要とするものを除く。)以外の建築物とする。

2 法第二条第二十二号ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法第九十七条の三第一項又は第二項の規定により建築主事又は建築副主事を置く特別区の区域内のものは、次に掲げる建築物(第二号に掲げる建築物にあっては、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十七の二第一項の規定により同号に規定する処分に関する事務を特別区が処理することとされた場合における当該建築物を除く。)とする。

一 延べ面積(建築基準法施行令第二条第一項第四号の延べ面積をいう。第二十七条において同じ。)が一万平方メートルを超える建築物

二 その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、建築基準法第五十一条(同法第八十七条第二項及び第三項において準用する場合を含み、市町村都市計画審議会が置かれている特別区にあっては、卸売市場に係る部分に限る。)の規定又は同法以外の法律若しくはこれに基づく命令若しくは条例の規定により都知事の許可を必要とする建築物

- 限定特定行政庁に関する規定で、都道府県知事が所管する建築物を定めたものである。

政令 9 条

（基準適合義務の対象となる特別特定建築物の規模）

第九条 法第十四条第一項の政令で定める規模は、床面積（増築若しくは改築又は用途の変更の場合にあっては、当該増築若しくは改築又は用途の変更に係る部分の床面積。次条第二項において同じ。）の合計二千平方メートル（第五条第十八号に掲げる公衆便所（次条第二項において「公衆便所」という。）にあっては、五十平方メートル）とする。

- 法第 14 条第 1 項で規定する「特別特定建築物の規模」を定めたものである。
- その規模は、新築・増築・改築・用途変更に係る部分の床面積の合計（スタッフルームや倉庫などのバックスペースも含めた全体の面積を対象規模としてとらえる。）が「2,000 m²以上」とする。（公衆便所にあっては 50 m²以上とする。）ただし、増築・改築・用途変更の場合は、当該増築等の部分の規模で判断する。

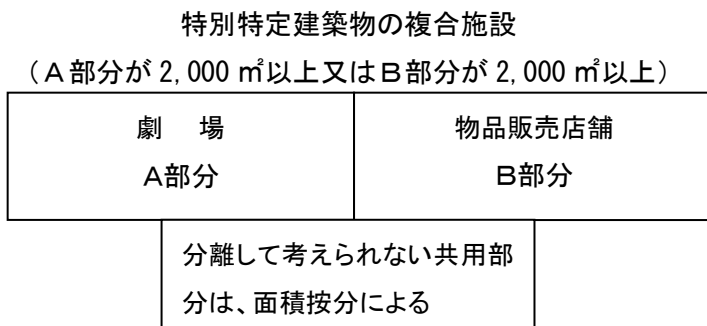
〔参照〕 追補版 P.83 質疑応答集 No. 16

- 建築物内又は用途上不可分の関係にある、同一敷地内の 2 以上の特別特定建築物の考え方：
下記の劇場と物品販売店舗について、分離して考えることができない共用部分がある場合は、各々の用途に供する部分の面積に対応して共有部分の面積を按分する。

建築物内に 2 以上の特別特定建築物の部分がある場合（複合建築物）

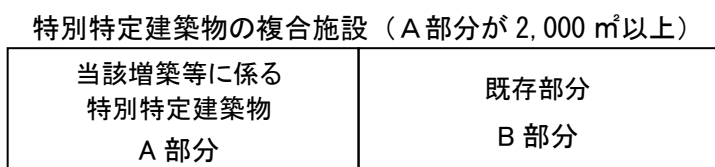
◆新築の場合

新築の場合は、特別特定建築物の A 部分（劇場）が 2,000 m²以上又は B 部分（物品販売店舗）が 2,000 m²以上とする。（公衆便所にあつては 50 m²以上とする。）



◆増築の場合

増築若しくは改築又は用途変更（以下「増築等」という。）の場合は、当該増築等に係る部分の床面積の合計が 2,000 m²以上とする。（公衆便所にあつては 50 m²以上とする。）



同一敷地に用途上不可分の関係にある 2 以上の特別特定建築物がある場合

新築、増築等の行為に関わらず、敷地単位でとらえる。従って、増築等の場合は、当該増築等に係る部分の面積の合計が 2,000 m²以上の場合に適用となる。（公衆便所にあつては 50 m²以上）

また、特別特定建築物に設ける附属駐車場を別棟で建築する場合は、駐車場が建築物特定施設となり、駐車場部分も特別特定建築物の用途となることから、面積算定は敷地内の全体でとらえることになる。



[参照] 追補版 P. 83 質疑応答集 No. 17

政令 10 条

(建築物移動等円滑化基準)

第十条 法第十四条第一項の政令で定める建築物特定施設の構造及び配置に関する基準(次項に規定する特別特定建築物に係るものを除く。)は、次条から第二十五条までに定めるところによる。

2 法第十四条第三項の規定により地方公共団体が条例で同条第一項の建築の規模を床面積の合計五百平方メートル未満で定めた場合における床面積の合計が五百平方メートル未満の当該建築に係る特別特定建築物(公衆便所を除き、同条第三項の条例で定める特定建築物を含む。第二十六条において「条例対象小規模特別特定建築物」という。)についての法第十四条第一項の政令で定める建築物特定施設の構造及び配置に関する基準は、第二十条及び第二十六条に定めるところによる。

● 令第 11 条から第 25 条に、建築物移動等円滑化基準を規定している。

● 第 2 項

地方公共団体が法第 14 条第 3 項の規定により条例で義務付け対象規模を 500 m²未満に設定した場合の、特別特定建築物のうち、新築、増築、改築又は用途変更(建築基準法上用途変更手続不要の場合を含む。)に係る部分の床面積の合計が 500 m²未満のものの建築物移動等円滑化基準を規定している。

建築物の規模により、バリアフリー化のコスト、建築主等の財政負担能力、バリアフリー化に係る社会的な要求水準が異なることが総合的に勘案され、令和 2 年の政令改正で追加された。(令和 3 年 10 月 1 日施行)

政令 11 条

(廊下等)

第十一条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する廊下等は、次に掲げるものでなければならない。

- 一 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
- 二 階段又は傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）の上端に近接する廊下等の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために、点状ブロック等（床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。以下同じ。）を敷設すること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。

● 第 1 号

「滑りにくい材料」は、建築基準法施行令第 26 条第 1 項第 2 号と同様の措置を求めている。

● 第 2 号

廊下等に敷設する点状ブロック等は、階段や傾斜路の存在を事前に視覚障害者が段差又は傾斜の存在の警告を行うために床面に敷設されるブロックその他これらに類するものであって、点状の突起が設けられており、かつ周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。

この号は不特定かつ多数の者が利用、又は主として視覚障害者が利用するものに限り適用されるため、点状ブロック等の敷設は、通常の老人ホーム等については適用されない。

[参照] 2021 年版 P. 107 平成 18 年国交省告示第 1497 号

[参照] 追補版 P. 83 質疑応答集 No. 18～19

政令 12 条

(階段)

第十二条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する階段は、次に掲げるものでなければならない。

- 一 踊場を除き、手すりを設けること。
- 二 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
- 三 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする。
- 四 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。
- 五 段がある部分の上端に近接する踊場の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。
- 六 主たる階段は、回り階段でないこと。ただし、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難であるときは、この限りでない。

[参照] 追補版 P. 83 質疑応答集 No. 20

● 第3号

「段を容易に識別できるもの」とは、踏面端部（段鼻）とその周囲との明度、色相又は彩度の差を大きくする措置をいう。

● 第4号

つまずきの原因となるものを設けない構造とは、建築設計標準に記載されたような構造をいう。

● 第5号

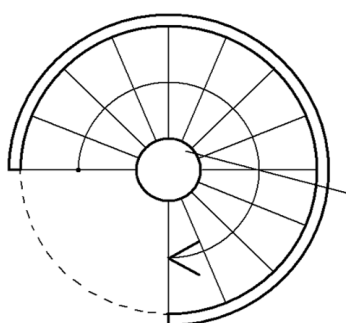
段がある部分と連続して手すりが設置されている等、視覚障害者の利用上支障がない場合を平成18年国交省告示第1497号で定めている。

[参照] 2021年版 P. 107 平成18年国交省告示第1497号

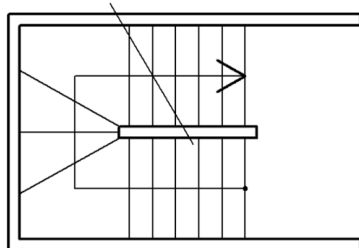
● 第6号

「主たる階段」とは、施設内の移動において主に利用される可能性の高いものをいう。また、「回り階段」は、らせん階段や踊場部分に段を設けた階段のことである。

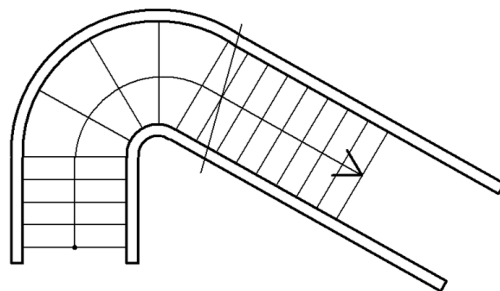
なお、「主たる階段以外の階段」であっても回り階段とすることは望ましくない。

【参考】回り階段の例（建築設計標準から引用）

らせん階段



回り階段



回り階段

政令 13 条

(階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路)

第十三条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、次に掲げるものでなければならない。

- 一 勾配が十二分の一を超え、又は高さが十六センチメートルを超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。
- 二 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
- 三 その前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。
- 四 傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。

● 第 4 号

視覚障害者の利用上支障のない場合を平成 18 年国交省告示第 1497 号で定めている。

[参照] 2021 年版 P. 107 平成 18 年国交省告示第 1497 号

[参照] 追補版 P. 83 質疑応答集 No. 21

政令 14 条**(便所)**

第十四条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所は、これらの者が当該便所を利用する上で支障がないものとして国土交通大臣が定める配置の基準に従い、これらの者が利用する階（当該階においてこれらの者が利用する部分の床面積、当該部分の利用方法その他の事情を勘案して国土交通大臣が定める階を除く。）の階数に相当する数（床面積が一万平方メートルを超える階がある場合にあっては、当該数に当該階の床面積に応じて国土交通大臣が定める数を加えた数）以上設けるものでなければならない。

2 前項の規定により便所を設ける階においては、当該便所のうち一以上（当該階の床面積が一万平方メートルを超える場合にあっては、当該床面積に応じて国土交通大臣が定める数以上）に、車椅子使用者用便房（車椅子を使用している者（以下「車椅子使用者」という。）が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造の便房をいう。以下同じ。）を一以上（当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれ一以上。以下この項において同じ。）設けなければならない。ただし、当該階が直接地上へ通ずる出入口のある階（第十九条第一項第一号及び第二項第五号イにおいて「地上階」という。）であり、かつ、車椅子使用者用便房を一以上設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にある場合その他の車椅子使用者が車椅子使用者用便房を利用する上で支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。

3 前項に定めるもののほか、第一項の規定により設ける便所のうち一以上には、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房を一以上（当該便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれ一以上）設けなければならない。

4 前二項に定めるもののほか、第一項の規定により設ける便所であって男子用小便器を設けるもののうち一以上には、床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが三十五センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を一以上設けなければならない。

● 第1項

不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所（以下「不特定多数利用便所」という。）は、原則として国土交通大臣が定める配置の基準に従って、不特定多数の者等が利用する階の数以上を設けなければならない（令和7年6月1日施行）。

なお、便所の数とは、便房の数ではなく、便所の箇所数のことである。

- ・ 不特定多数の者等が不特定多数利用便所を利用する上で支障がない配置の基準は、令和6年国交省告示第1074号第1の定めによる。
- ・ 不特定多数の者等が利用する階から除外する階は、令和6年国交省告示第1074号第2の定めによる。

これらにより、不特定多数の者等が利用する階に相当する数の不特定多数利用便所を設けることとなるが、不特定多数利用便所の箇所数の数え方は、技術的助言による。

なお、床面積が10,000㎡を超える階がある場合は、国土交通大臣が定める数を、不特定多数利用便所を設ける階（以下「便所設置階」という。）の階数に相当する数に加算するとしているが、定める数は未制定である。

[参照] 追補版 P. 45～47 令和6年国交省告示第1074号

[参照] 追補版 P. 50～51、57～58 技術的助言（令和6年11月21日国住参建第3050号）

[参照] 追補版 P. 84 質疑応答集 No. 22

1 政令の解説

● 第2項

車椅子使用者用便房の構造及び必要設置数の規定である。

車椅子使用者が円滑に利用できるものとする構造は、令和6年国交省告示第1074号第4の定めによる。

(車椅子使用者用便房の箇所数について)

車椅子使用者用便房は、原則、便所設置階ごとに1箇所以上(当該階が10,000 m²を超える場合にあっては、当該階の床面積に応じて令和6年国交省告示第1074号第3に定められた数以上)設置する必要がある。

ただし、令和6年国交省告示第1074号第5の定めに該当する場合(便所設置階の床面積が1,000 m²未満の場合や、利用形態を勘案して車椅子使用者用便房を別の階に設ける場合等)は、この限りでない。

また、階の床面積が1,000 m²未満の小規模階や、10,000 m²以上の大規模階が混在する場合、車椅子使用者用便房の箇所数の考え方等については技術的助言に詳述されているため、必要に応じて参照されたい。

[参照] 追補版 P. 45～47 令和6年国交省告示第1074号

[参照] 追補版 P. 50～51、59～62 技術的助言(令和6年11月21日国住参建第3050号)

● 第3項

水洗器具とはオストメイト(人工肛門・人工膀胱造設者)対応の設備である。

[参照] 追補版 P. 63 技術的助言(令和6年11月21日国住参建第3050号)

[参照] 追補版 P. 84 質疑応答集 No. 23～25

● 第4項

「床置き式の小便器、壁掛式の小便器(受け口の高さが35cm以下のものに限る。)その他これに類する小便器」とは、床置き式男子用小便器と同様に杖使用者等が円滑に利用可能な床置き式に類する小便器をいう。

政令 15 条**(劇場等の客席)**

第十五条 劇場等の客席には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める数以上の車椅子使用者用部分（車椅子の転回に支障がないことその他の車椅子使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める基準に適合する場所をいう。第十九条第一項第一号において同じ。）を設けなければならない。

- 一 当該客席に設ける座席の数が四百以下の場合 二
- 二 当該客席に設ける座席の数が四百を超える場合 当該座席の数に二百分の一を乗じて得た数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）

- 劇場等の客席における車椅子使用者用部分は、座席の総数に対する割合で定める数以上を設ける（令和 7 年 6 月 1 日施行）。

- ① 座席の数が 400 以下の場合 2 以上
- ② 座席の数が 401 以上の場合 0.5%以上

- 「車椅子使用者用部分」とは、劇場等の客席に設けられる車椅子使用者の観覧に供する部分で、令和 6 年国交省告示第 1073 号に定められる、幅 90 センチメートル以上、奥行 135 センチメートル以上で、床は平らである部分をいう。

〔参照〕 追補版 P. 44 令和 6 年国交省告示第 1073 号

- 「客席」とは、設けられる個別の座席ではなく、劇場等における座席が並べられた室（空間）である。

- 「座席」とは、床に固定された椅子を有する席（移動可能な席、スタッキングチェア、画面と連動して動く席などは含まない）である。

- 同一建築物に複数の客席を設ける場合は、各客席の座席数に応じて必要な数以上の車椅子使用者用部分を各客席に設ける。

〔参照〕 追補版 P. 52～53、69 技術的助言（令和 6 年 11 月 21 日国住参建第 3050 号）

政令 16 条

(ホテル又は旅館の客室)

第十六条 ホテル又は旅館には、客室の総数が五十以上の場合は、車椅子使用者が円滑に利用できる客室（以下「車椅子使用者用客室」という。）を客室の総数に百分の一を乗じて得た数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）以上設けなければならない。

2 車椅子使用者用客室は、次に掲げるものでなければならない。

一 便所は、次に掲げるものであること。ただし、当該客室が設けられている階に不特定かつ多数の者が利用する便所（車椅子使用者用便房が設けられたものに限る。）が一以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上）設けられている場合は、この限りでない。

イ 便所内に車椅子使用者用便房を設けること。

ロ 車椅子使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口は、次に掲げるものであること。

(1) 幅は、八十センチメートル以上とすること。

(2) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

二 浴室又はシャワー室（以下この号において「浴室等」という。）は、次に掲げるものであること。ただし、当該客室が設けられている建築物に不特定かつ多数の者が利用する浴室等（次に掲げるものに限る。）が一以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上）設けられている場合は、この限りでない。

イ 車椅子使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造であること。

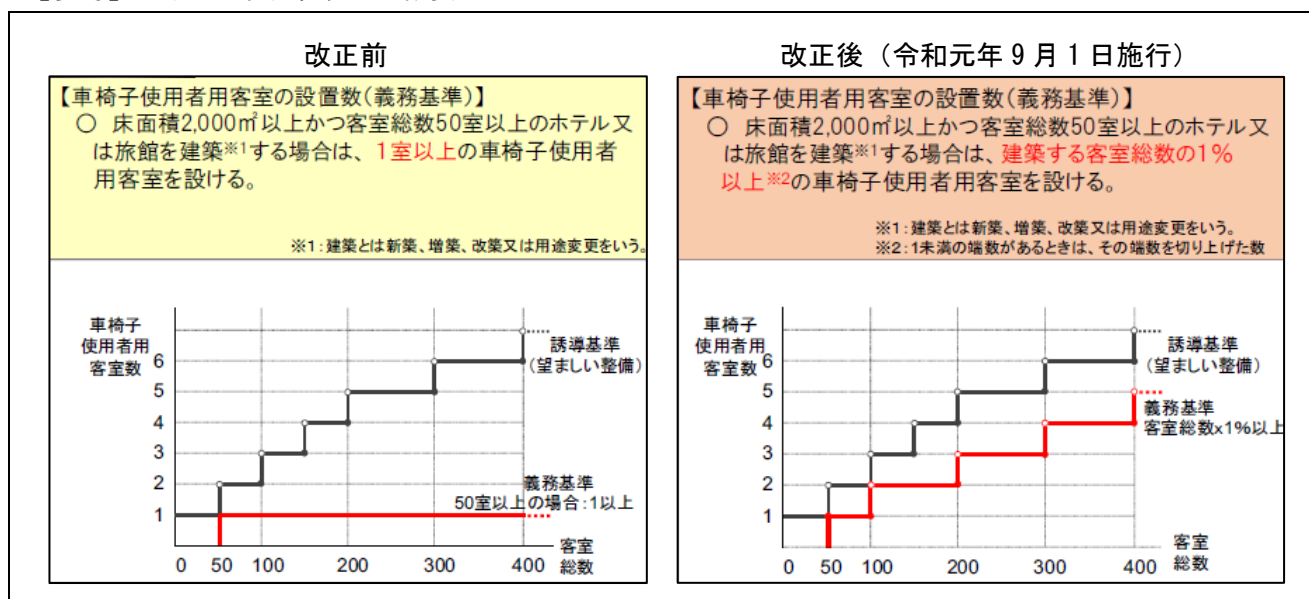
ロ 出入口は、前号ロに掲げるものであること。

● 第1項

ホテル又は旅館において、全客室数が50以上の場合には、1%以上の数（小数点以下切り上げ）の車椅子使用者用客室の設置を求めているもの。従前は全客室数が50以上の場合に1室以上とされていたが、平成30年の政令改正で規制が強化された（令和元年9月1日施行）。

なお、車椅子使用者用客室が1室のみの場合には、車椅子使用者用客室の位置は、車椅子使用者の移動負担の軽減や緊急時の素早い従業員対応のため、エレベーターからできるだけ近い位置とすることが望ましい。

[参照] 追補版 P.86 質疑応答集 No.35

【参考】平成30年政令改正の概要

[参照] 2021 年版 P. 82 誘導基準省令第 10 条

● 第 2 項第 1 号

車椅子使用者用客室内の便所についての規定であり、当該客室内の便所については令第 14 条の規定ではなく本号の規定が適用となる。そのためオストメイトの規定はかからない。

なお、本号イにおける「車椅子使用者用便房」は、令第 14 条第 2 項のとおり、令和 6 年国交省告示 1074 号第 4 で定める構造とする必要がある。

[参照] 追補版 P. 45 令和 6 年国交省告示第 1074 号

[参照] 追補版 P. 85 質疑応答集 No. 26

● 第 2 項第 2 号

車椅子使用者用客室内の浴室等についての規定である。

[参照] 2021 年版 P. 106 平成 18 年国交省告示第 1495 号

[参照] 追補版 P. 85 質疑応答集 No. 26

政令 17 条

(敷地内の通路)

第十七条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する敷地内の通路は、次に掲げるものでなければならない。

一 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

二 段がある部分は、次に掲げるものであること。

イ 手すりを設けること。

ロ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする。

ハ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。

三 傾斜路は、次に掲げるものであること。

イ 勾配が十二分の一を超え、又は高さが十六センチメートルを超え、かつ、勾配が二十分の一を超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。

ロ その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。

政令 18 条**(駐車場)**

第十八条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める数以上の車椅子利用者用駐車施設（車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設をいう。以下同じ。）を設けなければならない。ただし、当該駐車場が昇降機その他の機械装置により自動車を駐車させる構造のものであり、かつ、その出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が一以上設けられている場合その他の車椅子使用者が駐車場を利用する上で支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。

- 一 当該駐車場に設ける駐車施設の数（当該駐車場を二以上設ける場合にあっては、当該駐車場に設ける駐車施設の総数。以下この号及び次号において同じ。）が二百以下の場合 当該駐車施設の数に百分の二を乗じて得た数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）
- 二 当該駐車場に設ける駐車施設の数が二百を超える場合 当該駐車施設の数に百分の一を乗じて得た数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）に二を加えた数

2 車椅子利用者用駐車施設は、次に掲げるものでなければならない。

- 一 幅は、三百五十センチメートル以上とすること。
- 二 次条第一項第三号に定める経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。

● 第1項

機械式駐車場で、出入口部分に車椅子使用者が円滑に乗降可能な場所を1以上設ける場合などは、ただし書の規定が適用される。また、増築等の場合は、令和6年国交省告示第1072号第3号に定める規定を適用する（令和7年6月1日施行）。

[参照] 追補版 P. 42 令和6年国交省告示第1072号

[参照] 追補版 P. 84 質疑応答集 No. 27～28

● 第1項第1号、2号

車椅子利用者用駐車施設の必要数

全駐車台数が200以下の場合 2%以上

全駐車台数が201以上の場合 1%＋2以上

同一敷地内に複数の駐車場を設ける場合は、駐車施設の総数に対して必要な車椅子利用者用駐車施設の数算定する（令和7年6月1日施行）。

[参照] 追補版 P. 53～54、74～75 技術的助言（令和6年11月21日国住参建第3050号）

● 第2項第1号

幅は、350 cm以上（乗降用スペース含む）とすること。

● 第2項第2号

車椅子利用者用駐車施設は、令第19条第2項第2号の当該移動等円滑化経路を構成する建築物の出入口に近接して設けること。

政令 19 条

(移動等円滑化経路)

第十九条 次の各号に掲げる場合には、それぞれ当該各号に定める経路のうち一以上（第四号に掲げる場合にあっては、その全て）を、高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路（以下この条及び第二十六条第一項において「移動等円滑化経路」という。）にしなければならない。

- 一 建築物に、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する居室（以下「利用居室」という。）を設ける場合 道又は公園、広場その他の空地（以下「道等」という。）から当該利用居室までの経路（当該利用居室が第十五条の劇場等の客席である場合にあっては当該客席の出入口と車椅子使用者用部分との間の経路（以下この項及び第二十三条において「車椅子使用者用経路」という。）を含み、地上階又はその直上階若しくは直下階のみに利用居室を設ける場合にあっては当該地上階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る部分を除く。）
 - 二 建築物又はその敷地に車椅子使用者用便房（車椅子使用者用客室に設けられるものを除く。以下同じ。）を設ける場合 利用居室（当該建築物に利用居室が設けられていないときは、道等。次号において同じ。）から当該車椅子使用者用便房までの経路（当該利用居室が第十五条の劇場等の客席である場合にあっては、車椅子使用者用経路を含む。）
 - 三 建築物又はその敷地に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合 当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室までの経路（当該利用居室が第十五条の劇場等の客席である場合にあっては、車椅子使用者用経路を含む。）
 - 四 建築物が公共用歩廊である場合 その一方の側の道等から当該公共用歩廊を通過し、その他方の側の道等までの経路（当該公共用歩廊又はその敷地にある部分に限る。）
- 2 移動等円滑化経路は、次に掲げるものでなければならない。
- 一 当該移動等円滑化経路上に階段又は段を設けないこと。ただし、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。
 - 二 当該移動等円滑化経路を構成する出入口は、次に掲げるものであること。
 - イ 幅は、八十センチメートル以上とすること。
 - ロ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
 - 三 当該移動等円滑化経路を構成する廊下等は、第十一条の規定によるほか、次に掲げるものであること。
 - イ 幅は、百二十センチメートル以上とすること。
 - ロ 五十メートル以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けること。
 - ハ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
 - 四 当該移動等円滑化経路を構成する傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、第十三条の規定によるほか、次に掲げるものであること。
 - イ 幅は、階段に代わるものにあつては百二十センチメートル以上、階段に併設するものにあつては九十センチメートル以上とすること。
 - ロ 勾配は、十二分の一を超えないこと。ただし、高さが十六センチメートル以下のものにあつては、八分の一を超えないこと。
 - ハ 高さが七十五センチメートルを超えるものにあつては、高さ七十五センチメートル以内ごとに踏幅が百五十センチメートル以上の踊場を設けること。
 - 五 当該移動等円滑化経路を構成するエレベーター（次号に規定するものを除く。以下この号において同じ。）及びその乗降ロビーは、次に掲げるものであること。
 - イ 籠（人を乗せ昇降する部分をいう。以下この号において同じ。）は、利用居室、車椅子使用者用便房又は車椅子使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止すること。
 - ロ 籠及び昇降路の出入口の幅は、八十センチメートル以上とすること。
 - ハ 籠の奥行きは、百三十五センチメートル以上とすること。
 - ニ 乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、百五十センチメートル以上とすること。
 - ホ 籠内及び乗降ロビーには、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。
 - ヘ 籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けること。

ト 乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けること。

チ 不特定かつ多数の者が利用する建築物（床面積の合計が二千平方メートル以上の建築物に限る。）の移動等円滑化経路を構成するエレベーターにあっては、イからハまで、ホ及びヘに定めるもののほか、次に掲げるものであること。

（１） 籠の幅は、百四十センチメートル以上とすること。

（２） 籠は、車椅子の転回に支障がない構造とすること。

リ 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するエレベーター及び乗降ロビーにあっては、イからチまでに定めるもののほか、次に掲げるものであること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。

（１） 籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。

（２） 籠内及び乗降ロビーに設ける制御装置（車椅子使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあっては、当該その他の位置に設けるものに限る。）は、点字その他国土交通大臣が定める方法により視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。

（３） 籠内又は乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。

六 当該移動等円滑化経路を構成する国土交通大臣が定める特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機は、車椅子使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造とすること。

七 当該移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路は、第十七条の規定によるほか、次に掲げるものであること。

イ 幅は、百二十センチメートル以上とすること。

ロ 五十メートル以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けること。

ハ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

ニ 傾斜路は、次に掲げるものであること。

（１） 幅は、段に代わるものにあつては百二十センチメートル以上、段に併設するものにあつては九十センチメートル以上とすること。

（２） 勾配は、十二分の一を超えないこと。ただし、高さが十六センチメートル以下のものにあつては、八分の一を超えないこと。

（３） 高さが七十五センチメートルを超えるもの（勾配が二十分の一を超えるものに限る。）にあつては、高さ七十五センチメートル以内ごとに踏幅が百五十センチメートル以上の踊場を設けること。

3 第一項第一号に定める経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により前項第七号の規定によることが困難である場合における前二項の規定の適用については、第一項第一号中「道又は公園、広場その他の空地（以下「道等」という。）」とあるのは、「当該建築物の車寄せ」とする。

- 法第14条に規定する特別特定建築物の各利用居室に至る経路のうち、令第19条第1項各号に掲げる経路毎にそれぞれ1以上（公共用歩廊の場合は全て）を高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路（移動等円滑化経路）とするために、出入口、廊下等、傾斜路、エレベーター等及び敷地内の通路の整備について規定している。

なお、「一以上を」というのは、いくつかの経路が想定されるうち、最低1ルート以上を設定する必要があるということである。

● 第1項第1号

不特定多数の者又は主として高齢者、障害者等が利用する居室については、その全てを利用居室として扱うことが明確にされた。

「各利用居室」の出入口から、道等に至るまでの経路（利用居室が劇場等の客席の場合には、客席の出入口と車椅子使用者用部分との間の経路（以下「車椅子使用者用経路」という。）も含む（令

1 政令の解説

和7年6月1日施行)。)のうち1以上を移動等円滑化経路として整備することを規定したものである。

[参照] 追補版 P.18 政令15条第1項(車椅子利用者用部分)

(利用居室の判断例)

ホテル又は旅館の車椅子利用者用客室や病院の病室については、主として高齢者、障害者等が利用するので「利用居室」に該当し、ホテル又は旅館の一般客室については、不特定少数の利用であるため「利用居室」に該当しない。

なお、公立小学校等については、令第24条の読み替え規定により、多数の者が利用する居室が「利用居室」となる。そのため、普通教室や特別教室等が「利用居室」に該当し、特別教室の準備室や用務員室等は「利用居室」に該当しない。

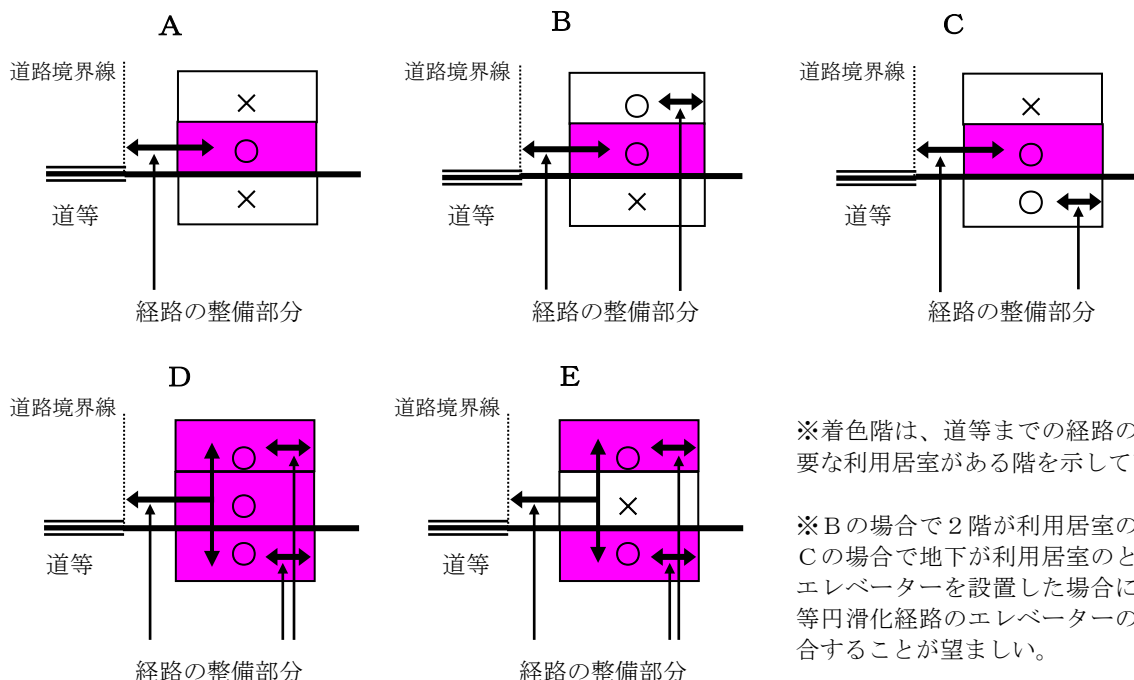
(括弧書きの規定について)

括弧書きの規定の主旨は「垂直移動が1層分までは、エレベーター等の設置を免除する」という意味であり、地上階又はその直上階若しくは直下階のみに利用居室がある建築物であっても、地上階に利用居室がなくともその直上階又は直下階に利用居室がある以上はそこに至るまでの経路については基本的にバリアフリー化する必要がある旨が明確にされ、地上階からその直上階又は直下階までの垂直移動となる経路についてのみ移動等円滑化経路から除き、エレベーター等の設置の免除(階段等の設置を許容)が明確にされた。地上階又は地上階の直上・直下階のみに利用居室がある場合の緩和の取扱いを示したもので、具体的には、図A～Cのとおりである。

これらのケースについては、道等から地上階(1階)の利用居室までの経路及び2階又は地下1階のそれぞれの水平移動の経路を整備すればよいことになり、地上階(1階)と2階又は地下1階との間の移動に係るエレベーター等の設置を要求していない。ただし、このように上下階の移動に係るエレベーター等の設置が免除される場合であっても、上下階の移動に係らない局部的な階段等がある場合には、当該部分にエレベーター等を設置する必要があるので注意が必要である。

道等までの経路の整備が必要な利用居室

○利用居室あり ×利用居室なし



※着色階は、道等までの経路の整備が必要な利用居室がある階を示している。

※Bの場合で2階が利用居室のとき及びCの場合で地下が利用居室のとき任意にエレベーターを設置した場合には、移動等円滑化経路のエレベーターの基準に適合することが望ましい。

● 第1項第2号、第3号

利用居室の出入口から車椅子使用者用便房までの経路※（第2号）、車椅子使用者用駐車施設から利用居室の出入口までの経路※（第3号）を規定したものである。なお、上下階に経路が及ぶときには、エレベーター等の設置が必要となる。（第1号とは異なる。）

※利用居室が劇場等の客席である場合には、車椅子使用者用経路も含まれる（令和7年6月1日施行）。

令第14条の規定により不特定多数の者又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合に整備が求められる車椅子使用者用便房（車椅子使用者用客室に設けられるものを除く。）、令第18条第1項の規定により不特定多数の者又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合に整備が求められる車椅子使用者用駐車施設についても同様の主旨から利用居室（自動車庫・公衆便所のように利用居室を有しない建築物にあっては、道等）から各々に至る経路上に存する建築物特定施設について車椅子使用者が円滑に利用できる構造とすることを求められている。

[参照] 追補版 P. 85 質疑応答集 No. 29

● 第1項第4号

建築物が公共用歩廊である場合には一般的に利用居室の設置は想定されず、当該公共用歩廊は単に移動の手段として利用されるものであるため、その機能に鑑み、公共用歩廊によって結ばれる道等と他の道等との間の経路の全てを移動等円滑化することを求められている。

● 第2項第2号

イ 幅については実際の有効幅をいい、引き戸は引き残しを含めない寸法で計測する。

ロ 回転扉を設置する場合は、回転扉の直近に自動的に開閉できる戸や引き戸等を設ける。

「その前後に高低差がない」ということは、戸の前後に車椅子の待機や戸の開閉に必要な水平なスペースを確保することであり、有効寸法として、自動扉及び引き戸の場合は150 cm以上、開き戸の場合は建具幅+150 cm以上が原則として必要となる。

● 第2項第3号

イ 廊下等に手すりがある場合の有効幅は、その内側で計測する。

ロ 車椅子の転回に支障がない場所は、最低でも140 cm×140 cmのスペースが必要となる。なお、各々の状況に応じて、次のように確保されることが望まれる。（以下同じ）

- ・180° 回転の場合：幅140 cm×奥行き170 cm
- ・360° 回転の場合：150 cm×150 cm
- ・十字、T字の交差部：120 cm×120 cm



[参照] 追補版 P. 85 質疑応答集 No. 30

● 第2項第4号

階段の名称については、建築物内部に設ける場合をいう。

1 政令の解説

● 第2項第5号

ニ エレベーターの乗降ロビーには車椅子の待機、転回に支障がないように 150 cm×150 cm以上の水平な空間を設けることが必要である。

ホ及びト 籠内及び乗降ロビーに設ける制御装置又は乗降ロビーに設ける昇降方向を表示する装置は、「建築設計標準 P2-100, 102, 104 のエレベーターの図」を参考とする。

ヘ 表示する装置とは、行き先階登録ボタンの応答灯を整備する。

チ 籠内の車椅子転回スペースの寸法は、135 cm×140 cm以上の籠の内法寸法である。これは、車椅子使用者が乗った状態で他の者が乗降可能な大きさを確保する目的により定めているため、手すりを設ける場合には、その出寸法等は各々 5 cm程度に収める必要がある。

なお、この基準は、「不特定かつ多数の者が利用する建築物（2,000 m²以上）」の場合に限られることに注意する。

リ この基準は、「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するエレベーター及び乗降ロビー」に限って適用される。

[参照] 2021 年版 P. 105～106 平成 18 年国交省告示第 1493 号～第 1494 号

【参考】移動等円滑化基準(令第 19 条第 2 項第五号)

	多数の者／主として高齢者、障害者等が利用	不特定かつ多数の者が利用
	1 以上の昇降機	1 以上の昇降機
必要階停止	○	○
出入口幅	8 0 cm	8 0 cm
籠奥行き	1 3 5 cm	1 3 5 cm
乗降ロビー高低差排除	○	○
乗降ロビー幅・奥行き	1 5 0 cm	1 5 0 cm
車椅子使用者対応制御装置	○	○
停止予定階・現在位置の表示	○	○
昇降方向の表示	○	○
籠の幅寸法	—	1 4 0 cm
車椅子の転回に支障がない構造	—	○
到着階・出入口戸の閉鎖の音声案内	○	○
制御装置の点字表示	○	○
昇降方向の音声案内	○	○

2,000 m²以上の建築物に設けるものに限る

自動車車庫に設けるものを除く

主として視覚障害者が利用するものに限る

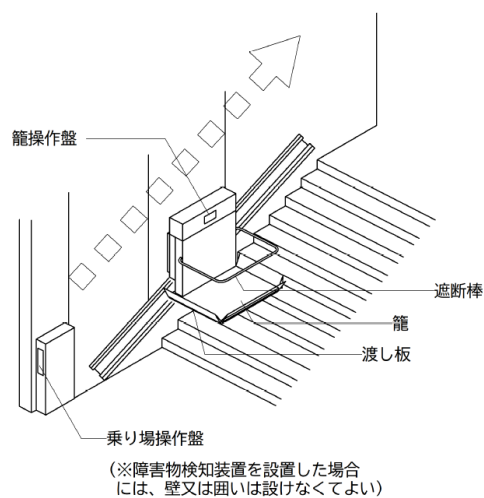
● 第2項第6号

移動等円滑化経路を構成する特殊な構造又は使用形態の昇降機の構造を平成 18 年国交省告示第 1492 号で定めたものである。

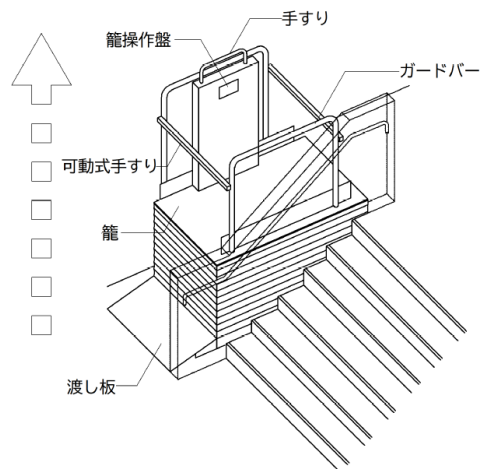
[参照] 2021 年版 P. 104 平成 18 年国交省告示第 1492 号

【参考】特殊な構造又は使用形態の昇降機の例

<斜向型段差解消機>



<鉛直型段差解消機>



● 第2項第7号

段の名称については、敷地内の通路（建築物外部）に設ける場合をいう。

● 第3項

「地形の特殊性」とは、急傾斜地等による地形をいう。例えば、傾斜地のため建築物近くまで高齢者、身体障害者等が徒歩によりアプローチすることが困難で、バスあるいはタクシー等が車寄せまで乗り入れるような場合には、車寄せから建築物の出入口までの敷地内の通路の基準を適合させればよい。

政令 20 条

(標識)

第二十条 移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の付近には、国土交通省令で定めるところにより、それぞれ、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることを表示する標識を設けなければならない。

- 案内用図記号 (JIS Z 8210) については、国土交通省 HP (https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei_barrierfree_tk_000145.html) を参照。

「標識の設置基準」は、高齢者、障害者等の見やすい位置に設ける。表示すべき内容が容易に識別できるもの。(日本産業規格 Z 8210 に適合するもの)

[参照] 2021 年版 P. 72 標識省令

[参照] 追補版 P. 85 質疑応答集 No. 31

【参考】案内用図記号 公共・一般施設、交通施設 (抜粋) (出典：日本産業規格 JIS Z 8210)



障害のある人が
使える設備
Accessible facility



ベビーカー
Prams/Strollers



オストメイト用設備／オス
トメイト
Facilities for Ostomy or
Ostomate



階段
Stairs



スロープ
Slope



エレベーター
Elevator



上りエスカレーター
Escalator, up



下りエスカレーター
Escalator, down



お手洗
Toilets



男女共用お手洗
All gender toilet



おむつ交換台
Diaper changing
table



ベビーチェア
Baby chair



駐車場
Parking



案内
Information

- 「移動等円滑化の措置がとられた」とは建築物移動等円滑化基準に適合していることを意味し、当該基準に適合しているエレベーター等、便所又は駐車施設がある場合、その全てについては標識を設置する必要がある。

政令 21 条

(案内設備)

第二十一条 建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した案内板その他の設備を設けなければならない。ただし、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。

- 2 建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機又は便所の配置を点字その他国土交通大臣が定める方法により視覚障害者に示すための設備を設けなければならない。
- 3 案内所を設ける場合には、前二項の規定は適用しない。

● 第1項

法第 14 条に規定する特別特定建築物の各利用居室に至る経路のうち、1 以上（公共用歩廊の場合は全て）を高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路とし、移動等円滑化の措置がとられた、エレベーター等、便所又は駐車施設の配置の位置を表示した案内板等を設けることが規定された。

「その他の設備」というのは、モニター付きインターフォンのような音声による誘導案内設備等が該当する。

[参照] 追補版 P. 85 質疑応答集 No. 32

● 第2項

国土交通大臣が定める方法には、案内板に点字、文字等の浮き彫り又は音による案内（インターフォン等）がある。

[参照] 2021 年版 P. 104 平成 18 年国交省告示第 1491 号

政令 22 条

(案内設備までの経路)

第二十二條 道等から前条第二項の規定による設備又は同条第三項の規定による案内所までの経路（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）は、そのうち一以上を、視覚障害者が円滑に利用できる経路（以下この条において「視覚障害者移動等円滑化経路」という。）にしなければならない。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。

2 視覚障害者移動等円滑化経路は、次に掲げるものでなければならない。

- 一 当該視覚障害者移動等円滑化経路に、視覚障害者の誘導を行うために、線状ブロック等（床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。）及び点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。ただし、進行方向を変更する必要がない風除室内においては、この限りでない。
- 二 当該視覚障害者移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路の次に掲げる部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。
 - イ 車路に近接する部分
 - ロ 段がある部分又は傾斜がある部分の上端に近接する部分（視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める部分を除く。）

● これまでの条文と同様、①不特定かつ多数の者が利用、②主として視覚障害者が利用する「案内設備」までの経路に適用される。

● 第 1 項

道等から当該案内板又は案内所等までの経路は、そのうちの 1 以上を「視覚障害者移動等円滑化経路」としなければならない。

なお、駐車場からの経路の場合や、フロント等から建物出入口を容易に視認できる場合などは、ただし書が適用される。

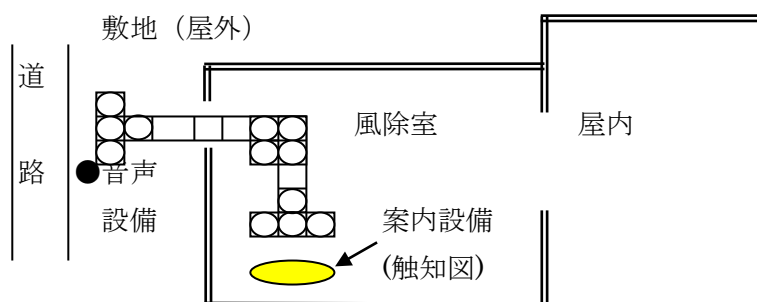
[参照] 2021 年版 P. 107 平成 18 年国交省告示第 1497 号

[参照] 追補版 P. 85 質疑応答集 No.33～34

● 第 2 項第 1 号

経路を構成する敷地内通路に、点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設する場合を例示すると次のようになる。

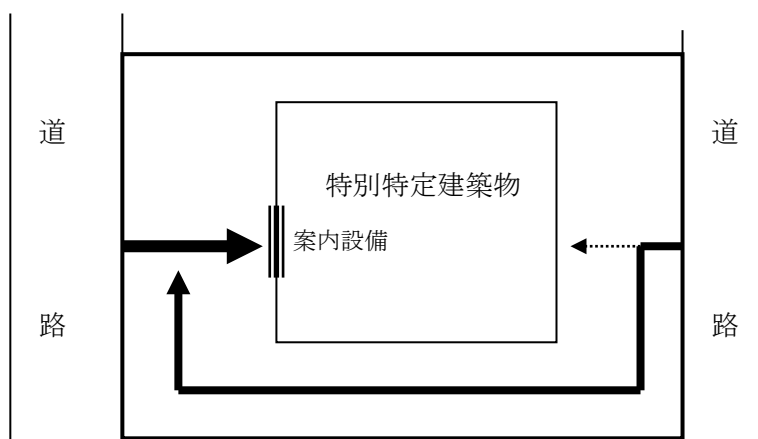
【例】



凡例 □ 点状ブロック

□ 線状ブロック

※ 視覚障害者移動等円滑化経路（**→**）と移動等円滑化経路（**……→**）は必ずしも一致しなくてもよい。



● 第2項第2号

経路を構成する敷地内通路上の次の部分には、点状ブロック等の敷設を要する。

- ① 車路に近接する部分
- ② 段がある部分の上端に近接する部分
- ③ 傾斜がある部分の上端に近接する部分

[参照] 2021年版 P.107 平成18年国交省告示第1497号

政令 23 条

(増築等に関する適用範囲)

第二十三条 建築物の増築又は改築（用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。第一号において「増築等」という。）をする場合には、第十一条から前条までの規定は、次に掲げる建築物の部分（第二号、第四号又は第六号の経路が二以上ある場合にあっては、いずれか一の経路に係る部分）に限り、適用する。

一 当該増築等に係る部分

二 道等から前号に掲げる部分にある利用居室までの経路（当該利用居室が第十五条の劇場等の客席である場合にあっては、車椅子使用者用経路を含む。）を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路

三 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所

四 第一号に掲げる部分にある利用居室（当該部分に利用居室が設けられていないときは、道等）から車椅子使用者用便所（前号に掲げる便所に設けられるものに限る。）までの経路（当該利用居室が第十五条の劇場等の客席である場合にあっては、車椅子使用者用経路を含む。）を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路

五 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場

六 車椅子使用者用駐車施設（前号に掲げる駐車場に設けられるものに限る。）から第一号に掲げる部分にある利用居室（当該部分に利用居室が設けられていないときは、道等）までの経路（当該利用居室が第十五条の劇場等の客席である場合にあっては、車椅子使用者用経路を含む。）を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路

- 増築、改築及び用途変更（以下「増築等」という。）を行う場合、令第 11 条から前条までの適用範囲を規定したものである。

よって、増築等により令第 19 条第 1 項の各号に規定する「移動等円滑化経路」が発生する場合においても適用される。

なお、移動等円滑化経路には、客席の出入口と車椅子使用者用部分との間の経路（以下「車椅子使用者用経路」という。）も含まれる（令和 7 年 6 月 1 日施行）。

● 第 1 号

増築等を行う部分については、建築物移動等円滑化基準が適用される。

[参照] 追補版 P. 85 質疑応答集 No. 35

● 第 2 号

道等から増築等の部分にある利用居室までの一以上の経路も移動等円滑化基準に適合させる必要がある。

利用居室が劇場等の客席である場合には、一以上の車椅子使用者用経路も移動等円滑化基準に適合させる必要がある（令和 7 年 6 月 1 日施行）。

[参照] 追補版 P. 70～71 技術的助言（令和 6 年 11 月 21 日国住参建第 3050 号）

● 第 3 号

令第 14 条の規定が適用されることを規定している。

増築等をする場合には、以下の規定が適用される（令和 7 年 6 月 1 日施行）。

- ・ 不特定多数の者等が利用する便所は、増築等に係る部分を有する階の数以上を設ける。
- ・ 当該階の車椅子使用者用便所の必要箇所数は、増築等に係る部分の面積及び不特定多数の者等が利用する便所（既存のものを含む）の箇所数を元に算定する。

- ・ 既存の便所・車椅子使用者便房がある場合、既存のものの数と新設するものの数を合算して、必要箇所数を満たせばよいこととする。

なお、当該階に設けるべき車椅子使用者用便房を別の階に設置することも可とされている。

[参照] 追補版 P. 51、63～65 技術的助言（令和 6 年 11 月 21 日国住参建第 3050 号）

[参照] 追補版 P. 85 質疑応答集 No. 36

● 第 4 号

第 3 号に基づく「車椅子使用者用便房を有する便所」を設置した場合に、利用居室からこの便所までの経路を整備する規定である。従って、増築等の部分内で対応できる場合もある。

● 第 5 号

第 3 号と同様の主旨で規定されている。増築等の場合は、令和 6 年国交省告示第 1072 号第 3 号により、増築に係る部分の駐車施設数に応じた数以上の車椅子使用者用駐車施設を設ける（令和 7 年 6 月 1 日施行）。

[参照] 追補版 P. 42～43 令和 6 年国交省告示第 1072 号

[参照] 追補版 P. 54、76 技術的助言（令和 6 年 11 月 21 日国住参建第 3050 号）

● 第 6 号

第 4 号と同様の主旨で規定されている。

政令 24 条

(公立小学校等に関する読替え)

第二十四条 公立小学校等についての第十一条から第十三条まで、第十四条第一項、第十七条、第十八条第一項、第十九条第一項及び前条の規定（次条において「読替え対象規定」という。）の適用については、これらの規定中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは「多数の者が利用する」と、前条中「特別特定建築物」とあるのは「第五条第一号に規定する公立小学校等」とする。

- 公立小学校等に関する「移動等円滑化基準」の読み替え規定であり、「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは「多数の者が利用する」と読み替えられる。

政令 25 条

(条例で定める特定建築物に関する読替え)

第二十五条 法第十四条第三項の規定により特別特定建築物に条例で定める特定建築物を追加した場合における読替え対象規定の適用については、読替え対象規定中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは「多数の者が利用する」と、第二十三条中「特別特定建築物」とあるのは「法第十四条第三項の条例で定める特定建築物」とする。

- 地方公共団体が法で定める特別特定建築物を条例で追加した場合の、「移動等円滑化基準」の読み替え規定である。例えば、共同住宅や学校を条例で追加した場合は、「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは「多数の者が利用する」と読み替えられる。

政令 26 条

(条例対象小規模特別特定建築物の建築物移動等円滑化基準)

第二十六条 条例対象小規模特別特定建築物の移動等円滑化経路については、第十九条の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「次の各号に」とあるのは「第一号又は第四号に」と、同項第一号中「経路（当該利用居室が第十五条の劇場等の客席である場合にあっては当該客席の出入口と車椅子使用者用部分との間の経路（以下この項及び第二十三条において「車椅子使用者用経路」という。）を含み、」とあるのは「経路（」と、同条第二項第三号中「第十一条の規定によるほか、」とあるのは「第十一条各号及び」と、同号イ及び第七号イ中「百二十センチメートル」とあり、同項第四号イ中「階段に代わるもの」にあっては百二十センチメートル以上、階段に併設するもの」にあっては九十センチメートル」とあり、並びに同項第七号ニ（１）中「段に代わるもの」にあっては百二十センチメートル以上、段に併設するもの」にあっては九十センチメートル」とあるのは「九十センチメートル」と、同項第四号中「第十三条の規定によるほか、」とあるのは「第十三条各号及び」と、同項第七号中「第十七条の規定によるほか、」とあるのは「第十七条各号及び」と読み替えるものとする。

２ 建築物の増築又は改築（用途の変更をして条例対象小規模特別特定建築物にすることを含む。以下この項において「増築等」という。）をする場合には、第二十条及び前項の規定は、当該増築等に係る部分（当該部分に道等に接する出入口がある場合に限る。）に限り、適用する。

３ 条例対象小規模特別特定建築物のうち次に掲げるものについての第一項において読み替えて準用する第十九条の規定の適用については、同条第一項第一号中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは、「多数の者が利用する」とする。

一 公立小学校等

二 法第十四条第三項の条例で定める特定建築物

- 地方公共団体が法第 14 条第 3 項の規定により条例で 500 m²未満の規模を定めた場合の建築物移動等円滑化基準に関する緩和規定である（令和 3 年 10 月 1 日施行）。

- 第 2 項

条例対象小規模特別特定模建築物の増築又は改築（用途変更含む）をする場合に係る部分について規定している（令和 3 年 10 月 1 日施行）。

なお、「当該部分に道等が接する出入口がある場合に限る。」ため、増築等部分に道に面した出入口がなければ適用されない。（例：路面店等の出入口が増築等部分にある場合）

[参照] 追補版 P. 86 質疑応答集 No. 37

政令 27 条

(認定特定建築物等の容積率の特例)

第二十七条 法第十九条(法第二十二條の二第五項において準用する場合を含む。)の政令で定める床面積は、認定特定建築物又は認定協定建築物の延べ面積の十分の一を限度として、当該認定特定建築物の建築物特定施設又は当該認定協定建築物の協定建築物特定施設の床面積のうち、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるものとする。

- 建築物移動等円滑化誘導基準に適合するとの認定を受けた特定建築物又は協定建築物(以下「認定特定建築物等」という。)の容積率の算定の基礎となる延べ面積には、廊下、階段等の建築物特定施設の床面積のうち、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなる一定の床面積は算入しないものとする。

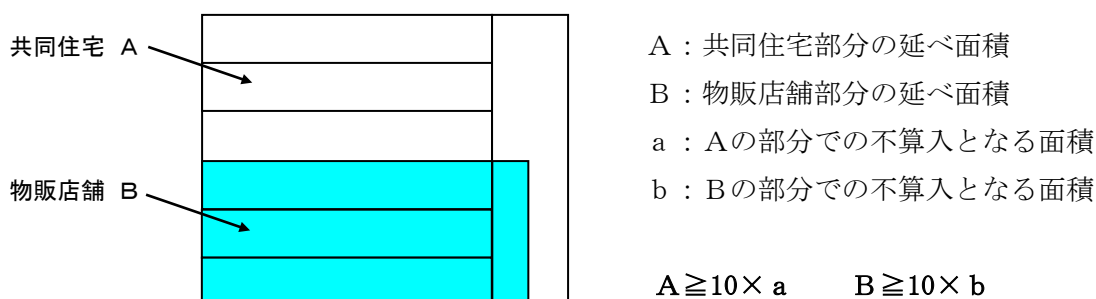
*容積率の特例として

認定特定建築物等の 建築物特定施設の床 面積	－	通常の建築物の建築物 特定施設の床面積 (平成 18 年国交省告 示第 1490 号により 算定)	＝	当該認定特定建築物等の容積率 算定の基礎となる延べ面積には 算入しなくてよい床面積 (認定特定建築物等の延べ面積 の 1/10 を限度)
------------------------------	---	---	---	--

- 平成 18 年国交省告示第 1490 号で、認定特定建築物等の建築物特定施設の床面積のうち、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものが定められている。

[参照] 2021 年版 P. 99 平成 18 年国交省告示第 1490 号

- 例えば、物販店舗と共同住宅とが複合された建築物で、建築物全体を計画認定の対象とする場合は、各々の用途毎に不算入となる面積を算出する必要がある。



なお、共同住宅においては、建築基準法第 52 条第 3 項及び第 6 項により容積率算定の基礎となる延べ面積に地下部分や共用部分の面積を算入しないものとされており、法 19 条では、これらの部分に該当しない廊下、階段、傾斜路、便所(及び場合によっては駐車場)が不算入の対象となる。

[参照] 追補版 P. 86 質疑応答集 No. 38～39

政令 28 条～31 条 (略)**政令 32 条**

(報告及び立入検査)

第三十二条 所管行政庁は、法第五十三条第三項の規定により、法第十四条第一項の政令で定める規模（同条第三項の条例で別に定める規模があるときは、当該別に定める規模。以下この項において同じ。）

以上の特別特定建築物（同条第三項の条例で定める特定建築物を含む。以下この項において同じ。）の建築（用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。）若しくは維持保全をする建築主等に対し、当該特別特定建築物につき、当該特別特定建築物の建築物移動等円滑化基準（同条第三項の条例で付加した事項を含む。次項において同じ。）への適合に関する事項に関し報告をさせ、又はその職員に、同条第一項の政令で定める規模以上の特別特定建築物若しくはその工事現場に立ち入り、当該特別特定建築物の建築物特定施設及びこれに使用する建築材料並びに設計図書その他の関係書類を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 所管行政庁は、法第五十三条第三項の規定により、法第三十五条第一項の規定に基づき建築物特定事業を実施すべき建築主等に対し、当該建築物特定事業が実施されるべき特定建築物につき、当該特定建築物の建築物移動等円滑化基準への適合に関する事項に関し報告をさせ、又はその職員に、当該特定建築物若しくはその工事現場に立ち入り、当該特定建築物の建築物特定施設及びこれに使用する建築材料並びに設計図書その他の関係書類を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- 令第 14 条で定める規模以上の特別特定建築物については、建築物移動等円滑化基準の適合に関する事項について、報告を求めることができる。

令附則抄

(施行期日)

第一条 この政令は、法の施行の日（平成十八年十二月二十日）から施行する。

(高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律施行令及び高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律施行令の廃止)

第二条 次に掲げる政令は、廃止する。

- 一 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律施行令（平成六年政令第三百十一号）
- 二 高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律施行令（平成十二年政令第四百四十三号）

(高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律施行令の廃止に伴う経過措置)

第三条 この政令の施行の日から起算して六月を経過する日までの間は、第五条第十九号、第九条、第十四条、第十五条、第十八条第一項第四号及び第十九条から第二十一条までの規定は適用せず、なお従前の例による。

(類似の用途)

第四条 法附則第四条第三項の政令で指定する類似の用途は、当該特別特定建築物が次の各号のいずれかに掲げる用途である場合において、それぞれ当該各号に掲げる他の用途とする。

- 一 病院又は診療所（患者の収容施設があるものに限る。）
- 二 劇場、映画館又は演芸場
- 三 集会場又は公会堂
- 四 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
- 五 ホテル又は旅館
- 六 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの（主として高齢者、障害者等が利用するものに限る。）
- 七 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
- 八 博物館、美術館又は図書館

- 建築基準法施行令第137条の18に基づく「類似の用途等」との違いに注意する必要がある。

令附則（平成十九年三月二十二日政令第五十五号）抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十九年四月一日から施行する。

令附則（平成十九年八月三日政令第二百三十五号）抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十九年十月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第四十一条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

令附則（平成十九年九月二十五日政令第三百四号）抄

（施行期日）

- 1 この政令は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十九年九月二十八日）から施行する。
- 2 （略）

令附則（平成二十六年五月二十八日政令第百八十七号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、道路法等の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成二十六年五月三十日）から施行する。

令附則（平成二十七年一月二十三日政令第二十一号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、道路法等の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。

令附則（平成二十八年三月三十一日政令第百八十二号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

令附則（平成三十年十月十九日政令第二百九十八号）抄

（施行期日）

- 1 この政令は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十二号）の施行の日（平成三十年十一月一日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - 一 第二十四条（見出しを含む。）の改正規定及び附則第三項の規定 平成三十一年四月一日
 - 二 第十五条の改正規定（同条第一項中「一以上」を「客室の総数に百分の一を乗じて得た数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）以上」に改める部分に限る。）及び次項の規定 平成三十一年九月一日
- （経過措置）
- 2 この政令による改正後の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第十五条第一項の規定は、前項第二号に掲げる規定の施行後に着手する建築（用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。以下この項において同じ。）及び当該建築をした特別特定建築物の維持について適用し、同号に掲げる規定の施行前に着手した建築及び当該建築をした特別特定建築物の維持については、なお従前の例による。
- 3 （略）

令附則（令和二年十月二日政令第三百二号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、令和三年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この政令の施行の際現に工事中の公立小学校等（この政令による改正後の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第五条第一号に規定する公立小学校等をいい、この政令の施行の日の前日において高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第十四条第三項の条例で定める特定建築物であつたものを除く。）の建築又は修繕若しくは模様替及び当該建築又は修繕若しくは模様替をした当該公立小学校等の維持については、同条第一項から第三項までの規定は、適用しない。

令附則（令和二年十一月二十日政令第三百二十九号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、道路法等の一部を改正する法律の施行の日（令和二年十一月二十五日）から施行する。

令附則（令和二年十二月九日政令第三百四十五号）抄

（施行期日）

1 この政令は、令和三年十月一日から施行する。

令附則（令和三年九月二十四日政令第二百六十一号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、踏切道改良促進法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和三年九月二十五日）から施行する。

令附則（令和四年三月二十五日政令第八十四号）

（施行期日）

第一条 この政令は、令和四年四月一日から施行する。

令附則（令和五年九月二十九日政令第二百九十三号）

この政令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。

令附則（令和六年四月十九日政令第百七十二号）

（施行期日）

1 この政令は、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和七年四月一日）から施行する。

（罰則に関する経過措置）

2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

令附則（令和六年六月二十一日政令第二百二十一号）抄

（施行期日）

1 この政令は、令和七年六月一日から施行する。

（経過措置）

2 この政令による改正後の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（以下この項において「新令」という。）第十四条第一項（新令第二十四条及び第二十五条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第二項から第四項まで並びに第十五条の規定並びに新令第十八条第一項、第十九条第一項（第四号に係る部分を除く。）及び第二十三条（第二号、第四号及び第六号に係る部分に限る。）（これらの規定を新令第二十四条及び第二十五条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定は、この政令の施行の日以後に着手する建築（用途の変更をして特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第二条第十九号に規定する特別特定建築物をいい、同法第十四条第三項の条例で定める特定建築物を含む。以下この項において同じ。）にすることを含む。以下この項において同じ。）及び当該建築をした特別特定建築物の維持について適用し、この政令の施行の日前に着手した建築及び当該建築をした特別特定建築物の維持については、なお従前の例による。

○ 国土交通省告示

令和6年国交省告示1072号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により車椅子使用者が駐車場を利用する上で支障がない場合を定める件

令和六年八月六日

国土交通省告示第千七十二号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（以下「令」という。）第十八条第一項ただし書に規定する車椅子使用者が駐車場を利用する上で支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 不特定かつ多数の者が利用し、又は主に高齢者、障害者等が利用する駐車場（以下「不特定多数利用駐車場」という。）が昇降機その他の機械装置により自動車を駐車させる構造のもの（次号において「不特定多数利用機械式駐車場」という。）であり、かつ、その出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が一以上設けられている場合
- 二 不特定多数利用機械式駐車場及び当該不特定多数利用機械式駐車場以外の不特定多数利用駐車場を設ける場合であって、次のイ及びロに掲げる基準に適合する場合
 - イ 当該不特定多数利用機械式駐車場の出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が一以上設けられていること。
 - ロ 当該不特定多数利用機械式駐車場に設ける駐車施設の数（当該不特定多数利用機械式駐車場を二以上設ける場合にあっては、当該不特定多数利用機械式駐車場に設ける駐車施設の総数）及び当該不特定多数利用駐車場に設ける車椅子使用者用駐車施設の数（当該不特定多数利用駐車場を二以上設ける場合にあっては、当該不特定多数利用駐車場に設ける車椅子使用者用駐車施設の総数）の合計数が、令第十八条第一項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める数以上であること。
- 三 建築物の増築又は改築（用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。以下この号において「増築等」という。）を行う場合であって、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める数以上の車椅子使用者用駐車施設を不特定多数利用駐車場に設ける場合
 - イ 当該増築等に係る部分に不特定多数利用駐車場を設ける場合 次の（１）又は（２）に掲げる場合の区分に応じ、当該（１）又は（２）に定める数
 - （１） 当該増築等に係る部分に設ける不特定多数利用駐車場に設ける駐車施設の数（当該増築等に係る部分に不特定多数利用駐車場を二以上設ける場合にあっては、当該不特定多数利用駐車場に設ける駐車施設の総数。以下この（１）及び（２）において同じ。）が二百以下の場合 当該駐車施設の数に百分の二を乗じて得た数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）
 - （２） 当該増築等に係る部分に設ける不特定多数利用駐車場に設ける駐車施設の数が二百を超える場合 当該駐車施設の数に百分の一を乗じて得た数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）に二を加えた数
 - ロ 当該増築等に係る部分に不特定多数利用駐車場を設けない場合 一

附 則

この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和六年政令第二百二十一号）の施行の日（令和七年六月一日）から施行する。

- 令第18条（駐車場）第1項ただし書の規定に基づき、「車椅子使用者が駐車場を利用する上で支障がない場合」を定めた告示である。

- 第1号

不特定多数利用機械式駐車場のみ設けた場合の規定である。

〔参照〕 追補版 P. 86 質疑応答集 No. 42、43

- 第2号

不特定多数利用機械式駐車場とそれ以外の不特定多数利用駐車場（平置駐車場等）を設けた場合の

2 告示の解説

規定であり、次の基準を満たす必要がある。

- イ 機械式駐車場の出入口部分に車椅子使用者が円滑に乗降可能な場所を 1 以上
- ロ 機械式駐車場の駐車台数と平面駐車場等に設ける車椅子使用者用の駐車台数の合計が次の必要数以上

全駐車台数が 200 以下の場合 2 %以上

全駐車台数が 201 以上の場合 1 % + 2 以上

[参照] 追補版 P. 53～54、75 技術的助言（令和 6 年 11 月 21 日国住参建第 3050 号）

[参照] 追補版 P. 86 質疑応答集 No. 42

● 第 3 号

増築等を行う場合の車椅子使用者用駐車施設を定めた規定である。

- イ 増築等に係る部分に不特定多数利用駐車場を設ける場合

車椅子使用者用駐車施設の必要数

増築等部分の駐車台数が 200 以下の場合 増築等部分の駐車台数の 2 %以上

増築等部分の駐車台数が 201 以上の場合 増築等部分の駐車台数の 1 % + 2 以上

既存の車椅子使用者用駐車施設がある場合には、既存の車椅子使用者用駐車施設の数と新設する車椅子使用者用駐車施設の数进行合算して、必要箇所数进行満たせばよい。

- ロ 増築等に係る部分に不特定多数利用駐車場を設けない場合

全体で 1 以上の車椅子使用者用駐車施設を設ける。

既存駐車場に 1 以上の車椅子使用者用駐車施設がある場合、車椅子使用者用駐車施設を新たに設ける必要はない。

[参照] 追補版 P. 53～54、76 技術的助言（令和 6 年 11 月 21 日国住参建第 3050 号）

令和6年国交省告示 1073号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により車椅子使用者用部分の基準を定める件

令和六年八月六日

国土交通省告示第千七十三号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第十五条第一項に規定する車椅子使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める基準は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 幅は、九十センチメートル以上とすること。
- 二 奥行きは、百三十五センチメートル以上とすること。
- 三 床は、平らとすること。

附 則

この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和六年政令第二百二十一号）の施行の日（令和七年六月一日）から施行する。

- 令第15条第1項の規定に基づき「車椅子使用者用部分の基準」を定めた告示であり、次の3点について規定されている。

- ①幅を90cm以上とすること
- ②奥行きを135cm以上とすること
- ③床を平らにすること

令和6年国交省告示1074号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により不特定かつ多数の者等が利用する便所の配置の基準等を定める件

令和六年八月六日

国土交通省告示第千七十四号

第一 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（以下「令」という。）第十四条第一項に規定する国土交通大臣が定める配置の基準は、同項の便所（以下「不特定多数利用便所」という。）を特定の階に偏ることなく設けることその他の不特定かつ多数の者又は高齢者、障害者等（令第五条第一号に規定する公立小学校等及び法第十四条第三項の条例で定める特定建築物にあっては、多数の者。以下「不特定多数の者等」という。）が不特定多数利用便所を利用する上で支障がない位置に設けることとする。

第二 令第十四条第一項に規定する国土交通大臣が定める階は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 直接地上へ通ずる出入口のある階であって、不特定多数利用便所を一以上設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にあるもの
- 二 不特定多数の者等が利用する部分の床面積が著しく小さい階、不特定多数の者等の滞在時間が短い階その他の建築物の管理運営上不特定多数利用便所を設けないことがやむを得ないと認められる階

第三 令第十四条第二項に規定する国土交通大臣が定める数は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める数とする。ただし、当該数が令第十四条第一項の規定により不特定多数利用便所を設ける階（以下「便所設置階」という。）に設ける不特定多数利用便所（車椅子使用者用便房のみを設けるものを除く。）の数を超える場合にあつては、当該不特定多数利用便所の数とする。

- 一 便所設置階の床面積が一万平方メートルを超え、四万平方メートル以下の場合
- 二 便所設置階の床面積が四万平方メートルを超える場合 当該床面積に相当する数に二万分の一を乗じて得た数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）

第四 令第十四条第二項に規定する車椅子使用者が円滑に利用できるものとして国土交通大臣が定める構造は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること。
- 二 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。

第五 令第十四条第二項ただし書に規定する車椅子使用者が車椅子使用者用便房を利用する上で支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 便所設置階が直接地上へ通ずる出入口のある階であり、かつ、車椅子使用者用便房を一以上（当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあつては、それぞれ一以上）設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にある場合

- 二 令第十四条第二項本文の規定により便所設置階の不特定多数利用便所に設けるべき車椅子使用者用便房の全部又は一部を、当該便所設置階以外の便所設置階の不特定多数利用便所に設ける場合

- 三 次のイ又はロに掲げる便所設置階の区分に応じ、当該イ又はロに定める場合
 - イ 男子用の不特定多数利用便所のみを設ける便所設置階 当該不特定多数利用便所のうち一以上（当該便所設置階の床面積が一万平方メートルを超える場合にあつては、第三各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める数以上）に、男子用の車椅子使用者用便房を一以上設ける場合

- ロ 女子用の不特定多数利用便所のみを設ける便所設置階 当該不特定多数利用便所のうち一以上（当該便所設置階の床面積が一万平方メートルを超える場合にあつては、第三各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める数以上）に、女子用の車椅子使用者用便房を一以上設ける場合

- 四 床面積が千平方メートル未満の便所設置階を有する建築物に、床面積が千平方メートル未満の階の床面積の合計に千分の一を乗じて得た数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数）（千平方メートル未満の便所設置階（車椅子使用者用便房のみを設ける不特定多数利用便所のみを設けるものを除く。）の階数に相当する数を超える場合にあつては、当該階数に相当する数）に令第十四条第二項本文の規定により床面積が千平方メートル以上の便所設置階に設けるべき車椅子使用者用便房の数を加えた数（第一号に規定する施設が同号に規定する位置にある場合にあつては、当該数から当該施設に設ける車椅子使用者用便房（当該車椅子使用者用便房に男子用及

び女子用の区別を設ける場合にあつては、それぞれの車椅子使用者用便房)の数を差し引いた数)以上の車椅子使用者用便房(当該車椅子使用者用便房(男子用の不特定多数利用便所及び女子用の不特定多数利用便所を設ける階に設けるものに限る。)に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあつては、それぞれの車椅子使用者用便房)を設ける場合

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令(令和六年政令第二百二十一号)の施行の日(令和七年六月一日)から施行する。
(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により車いす使用者用便房の構造を定める件の廃止)
- 2 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により車いす使用者用便房の構造を定める件(平成十八年国土交通省告示第千四百九十六号)は、廃止する。

- 令第 14 条(便所)の規定に基づき、不特定多数利用便所及び車椅子使用者用便房に関する基準等を定めた告示である。

● 第 1

令第 14 条第 1 項の規定に基づき、「不特定多数の者等が不特定多数利用便所を利用する上で支障がない配置の基準」を定めた告示である。特定の階に偏ることなく設けるなど、不特定多数の者等が当該便所を利用する上で支障がない位置に設ける必要がある。

不特定多数の者等とは、以下のいずれかをいう。

- ・ 不特定かつ多数の者
- ・ 高齢者、障害者等
- ・ 公立小学校 等(令第 5 条第 1 号)及び法第 14 条第 3 項の条例で定める特定建築物にあつては、多数の者

[参照] 追補版 P. 50～51、57～58 技術的助言(令和 6 年 11 月 21 日国住参建第 3050 号)

● 第 2

令第 14 条第 1 項の規定に基づき、「不特定多数の者等が利用する階から除外する階」を定めた告示である。

不特定多数の者等が利用する階に相当する数の不特定多数利用便所を設けることとなるが、当該階においてこれらの者が利用する部分の床面積、当該部分の利用方法その他の事情を勘案して国土交通大臣が定める階は除くこととしている。この不特定多数の者等が利用する階から除外する階は、以下のとおりである。

- ・ 地上階で、出入口に近接する別施設(同一敷地内のものに限る)に不特定多数利用便所がある階
- ・ 不特定多数の者等が利用する部分の床面積が著しく小さい階
- ・ 不特定多数の者等が滞在する時間が短い階
- ・ 管理運営上やむを得ない階

[参照] 追補版 P. 50～51、58 技術的助言(令和 6 年 11 月 21 日国住参建第 3050 号)

[参照] 追補版 P. 87 質疑応答集 No. 44～47

● 第 3

令第 14 条第 2 項の規定に基づき、「床面積 10,000 m²を超える便所設置階(大規模階)を有する建築物の車椅子使用者用便房の必要設置数」を定めた告示である。大規模階を有する場合、大規模階の

2 告示の解説

床面積に応じて以下の数以上の車椅子使用者用便房を設ける必要がある。

- ・大規模階の床面積が 10,000 m²超 40,000 m²以下の場合 2 箇所以上
- ・大規模階の床面積が 40,000 m²超の場合 20,000 m²毎に 1 箇所を追加

ただし、不特定多数利用便所は、不特定多数の者等が利用する階の階数に相当する数以上設置すればよい。ため、当該階の不特定多数利用便所の箇所数が、本項の規定により算定した車椅子使用者用便房の箇所数より少ない場合は、当該便所の箇所数以上設けることとする。

[参照] 追補版 P. 50～51、60 技術的助言（令和 6 年 11 月 21 日国住参建第 3050 号）

[参照] 追補版 P. 87 質疑応答集 No. 48

● 第 4

令第 14 条第 2 項の規定に基づき、「車椅子使用者用便房の構造」を定めた告示であり、次の 2 点について規定されている。

- ① 腰掛便座、手すり等の適切な設置
- ② 十分な空間の確保

● 第 5

令第 14 条第 2 項の規定に基づき、「車椅子使用者が車椅子使用者用便房の利用に支障がないもの」を定めた告示であり、次の 4 点について規定されている。

- ① 地上階で、出入口に近接する別施設（同一敷地内のものに限る）に車椅子使用者用便房がある場合
⇒ 当該地上階には車椅子使用者用便房の設置は不要
- ② 不特定多数利用便所の設置階に設けなければならない車椅子使用者用便房を、建築物の利用形態等を勘案して別の階に設ける場合
⇒ 当該階には車椅子使用者用便房の設置は不要
- ③ 不特定多数利用便所に男子用、女子用の区別を設け、そのどちらか一方の性別用の便所を設ける便所設置階において、当該便所設置階に設ける車椅子使用者用便房も同じ性別用のものを設ける場合
⇒ 不特定多数利用便所として設けない性別用の車椅子使用者用便房は不要
- ④ 不特定多数の者等が利用する部分の床面積が 1,000 m²未満の階（小規模階）を有する場合
⇒ 小規模階の床面積の合計が 1,000 m²に達する毎に 1 箇所以上の車椅子使用者用便房の設置が必要。ただし、便所設置階（車椅子使用者用便房のみを設ける不特定多数利用便所のみ）の数が、小規模階の面積から算定した箇所数より少ない場合は、便所設置階の数でよい。

[参照] 追補版 P. 50～51、59～62 技術的助言（令和 6 年 11 月 21 日国住参建第 3050 号）

[参照] 追補版 P. 87 質疑応答集 No. 48、49

参 考

- 参考Ⅰ 技術的助言等 ……追補版-49
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令等の施行について（令和6年11月21日国住参建第3050号）
- 参考Ⅱ 質疑応答集 ……追補版-81
- 参考Ⅲ 政令第14条チェックリスト・参考様式（便所） ……追補版-90
- 参考Ⅳ 日本建築行政会議防災部会バリアフリー分科会委員一覧 ……追補版-91

参考Ⅰ 技術的助言等

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令等の施行について
(令和6年11月21日国住参建第3050号)

国住参建第3050号

令和6年11月21日

各都道府県

建築行政主務部長 殿

国土交通省住宅局参事官（建築企画担当）

（公印省略）

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を
改正する政令等の施行について

便所、劇場等の客席及び駐車場のバリアフリー化を促進するため、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項に規定する基準（以下「義務基準」という。）及び同法第17条第3項第1号に規定する基準（以下「誘導基準」という。）を見直すこととしました。

これらの見直しに関連する法令として、

- ・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和6年6月21日政令第221号）
- ・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（令和6年11月21日国土交通省令第100号）
- ・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により車椅子使用者が駐車場を利用する上で支障がない場合を定める件（令和6年8月6日国土交通省告示第1072号）
- ・高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令の規定により車椅子使用者が車椅子使用者用便所を円滑に利用することができる場合を定める件（令和6年11月21日国土交通省告示第1294号）

等が公布され、令和7年6月1日から施行されます。

つきましては、改正後の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号。以下「政令」という。）、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）、高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第114号。以下「誘導基準省令」という。）、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）及び関連する告示の運用について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言として、下記のとおり通知しますので、その運用に遺漏なきようお願いします。

また、貴職におかれては、貴都道府県の公共建築設計等の発注部局及び公共施設等の施設管理者並びに貴管内の所管行政庁、特定行政庁その他市町村並びに貴職指定の指定確認検査機関に対しても、この旨周知方をお願いします。

なお、国土交通大臣指定又は地方整備局長指定の指定確認検査機関に対しても、この旨通知していることを申し添えます。

記

第1 便所に係る義務基準及び誘導基準の見直し（政令第14条関係、誘導基準省令第9条関係）

1 改正の概要

（1）不特定多数利用便所の設置について

不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所（以下「不特定多数利用便所」という。）は、原則として、これらの者が利用する階の階数に相当する数以上設け、また、不特定かつ多数の者又は高齢者、障害者等（以下「不特定多数の者等」という。）の利用上支障のない位置に設ける必要があります。ただし、不特定多数利用便所を設ける施設が同一敷地内かつその階の出入り口付近にある階（地上階に限る。）や、床面積、利用方法等を勘案して、建築物の管理運営上、当該便所を設けないことがやむを得ない階は、不特定多数利用便所の設置を求めない階としています。

なお、床面積が10,000㎡を超える階がある場合に、当該階の床面積に応じて不特定多数利用便所の必要設置数に加える数は、当面の間は定めず、加算を要しないこととしています。

（2）車椅子使用者用便所の設置に係る義務基準について

不特定多数利用便所を設ける階（以下「便所設置階」という。）には、原則として、当該便所のうち1以上に、車椅子使用者用便所を1以上（当該車椅子使用者用便所に男子用及び女子用の区別を設ける場合は、それぞれ1以上）設ける必要があります。ただし、下表の①から③までに掲げる場合には、それぞれに定める数以上の車椅子使用者用便所を設けなければならないこととしています。

また、車椅子使用者用便所の設置数の基準を満たせば、建築物の利用形態等を勘案して車椅子使用者用便所を任意の位置に設けることが可能となっています。

	階の分類	車椅子使用者用便所の必要設置数
①	不特定多数の者等が利用する部分の床面積が1,000㎡未満の階（以下「小規模階」という。）	各階への車椅子使用者用便所の設置は求めず、それらの階の不特定多数の者等が利用する部分の床面積の合計が1,000㎡に達する毎に1以上※ ¹
②	不特定多数の者等が利用する部分の床面積が10,000㎡を超え、40,000㎡以下の階	2以上※ ²
③	不特定多数の者等が利用する部分の床面積が40,000㎡を超える階	当該床面積を20,000で除した数以上（端数は切り上げ）※ ²

※1 小規模階における便所設置階の数を上限としています。

※2 当該階に設ける不特定多数利用便所の数を上限としています。

（3）車椅子使用者用便所の設置に関する誘導基準について

多数の者が利用する便所（以下「多数利用便所」という。）内又は当該便所の近接する位置に、車椅子使用者用便所を1以上設ける必要があります。また、当該車椅子使用者用便所に男子用及び女子用の区別を設ける場合は、それぞれ1以上設ける必要があります。

2 運用にあたっての留意事項

(1) 不特定多数利用便所を設けないことがやむを得ない階について

原則として、不特定多数の者等が利用する階の階数に相当する数以上の不特定多数利用便所を設ける必要がありますが、建築物の管理運営上、不特定多数利用便所を設けないことがやむを得ない階は、不特定多数の者等が利用する階から除外します。不特定多数利用便所を設けないことがやむを得ない階として、例えば以下のものが考えられます。

- ・ 不特定多数の者等が利用する部分の床面積が著しく小さい場合
- ・ 一般的に、不特定多数の者等の滞在時間が短いと想定される場合
- ・ 商業施設の1階部分で施設の管理運営上、設置困難な場合
- ・ ホテル・旅館で、客室内に便所が設置されている客室のみが存する場合 など

(2) 便所の箇所数について

各便所設置階における便所の箇所数の数え方は、以下のとおりとします。

- ・ 男子用及び女子用の区別を設け、その両方が設置される場合は、男子用と女子用の1組で1箇所とする（同一階で男子用と女子用が離れて設置されていても、男子用と女子用の1組で1箇所とする）
- ・ 男子用及び女子用の区別を設け、そのいずれか一方のみの便所が設置される場合は、当該便所ごとに1箇所とする
- ・ 男子用及び女子用の区別を設けず、共用便所として設置される場合は、当該便所ごとに1箇所とする

(3) 増築等をする場合の義務基準の適用について

増築又は改築（用途変更を含む。以下「増築等」という。）をする場合は、増築等に係る部分を有する階の数以上の不特定多数利用便所を設ける必要があります。ただし、既存の不特定多数利用便所がある場合には、既存の不特定多数利用便所の数と新設する不特定多数利用便所の数を合算して、必要設置数を満たせばよいこととしています。

また、当該階の車椅子使用者用便所の必要設置数は、増築等に係る部分の面積及び不特定多数利用便所（既存のものを含む。）の箇所数を元に算定することとなります。なお、既存の車椅子使用者用便所がある場合には、既存の車椅子使用者用便所の数と新設する車椅子使用者用便所の数を合算して、必要設置数を満たせばよいこととしています。

(4) 増築等又は修繕等をする場合の誘導基準の適用について

増築等又は修繕若しくは模様替（建築物特定施設に係るものに限る。以下「修繕等」という。）に係る部分に多数利用便所を設ける場合は、当該便所内又は当該便所に近接する位置に、車椅子使用者用便所を1以上設ける必要があります。なお、増築等又は修繕等に係る部分に多数利用便所を設けない場合は、建築物全体の多数利用便所のうち1以上に、車椅子使用者用便所を1以上設ける必要があります。

(5) 確認申請書について

確認申請の際に、政令第14条の規定に適合することを確認するため、以下の事項を明記した図書を提出する必要があります。

- ・各便所、便房の位置に加えてその構造を記載し、告示に規定する車椅子使用者用便房の構造基準に適合する旨
- ・不特定多数の者等が利用しない階がある場合、当該階を不特定多数の者等が利用しない旨
- ・不特定多数利用便所を各階に設けない場合、利用する上で支障がない旨
- ・床面積、利用方法等を勘案して不特定多数の者等が利用する階から除外する階がある場合、当該階を除外する旨及びその理由
- ・車椅子使用者用便房の設置を不要とする階がある場合、当該階への設置を不要とする旨及びその理由

第2 劇場等の客席に係る義務基準の創設及び誘導基準の見直し（政令第15条関係【新設】、誘導基準省令第9条の2関係）

1 改正の概要

（1）劇場等の客席に係る義務基準について

劇場、観覧場、映画館若しくは演芸場又は集会場若しくは公会堂（以下「劇場等」という。）の客席には、以下に示す数（端数は切り上げ）以上の車椅子使用者用部分を設ける必要があります。

- ・客席に設ける座席の数が400以下の場合、2以上
- ・客席に設ける座席の数が400を超える場合は、座席の数の0.5%以上

また、車椅子使用者用部分は、以下に示す基準に適合する必要があります。

- ・幅は90cm以上とすること
- ・奥行きは135cm以上とすること
- ・床は平らとすること

さらに、劇場等の客席の出入口から車椅子使用者用部分との間の1以上の経路は、移動等円滑化経路として、政令第19条第2項に規定する基準（段を設けないこと、廊下等の幅を120cm以上とすること等）に適合する必要があります。

（2）劇場等の客席に係る誘導基準について

劇場等の客席には、以下に示す数（端数は切り上げ）以上の誘導基準適合車椅子使用者用部分を設ける必要があります。

- ・客席に設ける座席の数が100以下の場合、2以上
- ・客席に設ける座席の数が100を超え、200以下の場合、座席の数の2%以上
- ・客席に設ける座席の数が200を超え、2,000以下の場合、座席の数の1%＋2以上
- ・客席に設ける座席の数が2,000を超える場合は、座席の数の0.75%＋7以上

また、誘導基準適合車椅子使用者用部分は、以下に示す基準に適合する必要があります。

- ・幅は、90cm以上とすること
- ・奥行きは、135cm以上とすること
- ・床は、平らとすること
- ・車椅子使用者が舞台等を容易に視認できる構造とすること
- ・同伴者用の座席又はスペースを当該誘導基準適合車椅子使用者用部分に隣接して設けること

さらに、劇場等の客席の出入口から誘導基準適合車椅子使用者用部分との間の1以上の経路を構成する廊下等について、それぞれの基準に適合させる必要があることを明確化しています。

2 運用に係る留意事項

(1) 用語の定義

「客席」とは、設けられる個別の座席ではなく、劇場等における座席が並べられた室（空間）を指します。そのため、同一建築物に複数の「客席」を設ける場合は、各客席の座席数に応じて算定される必要設置数以上の車椅子使用者用部分又は誘導基準適合車椅子使用者用部分を各客席に設ける必要があります。

また、「座席」とは、床に固定された椅子を有する席を指し、移動可能な席、スタッキングチェア、画面と連動して動く席などは「座席」に含みません。

(2) 増築等をする場合の義務基準の適用について

劇場等の客席の増築等をする場合は、増築等に係る部分の座席数に応じて算定される必要設置数以上の車椅子使用者用部分を増築等に係る部分に設ける必要があります。一方、劇場等の客席以外の部分の増築等をする場合は、車椅子使用者用部分に係る改修は不要となります。なお、車椅子使用者用部分を既存部分に増設することも可能としています。

(3) 増築等又は修繕等をする場合の誘導基準の適用について

劇場等の客席の増築等又は修繕等をする場合は、増築等又は修繕等に係る部分の座席数に応じて算定される必要設置数以上の誘導基準適合車椅子使用者用部分を増築等又は修繕等に係る部分に設ける必要があります。なお、誘導基準適合車椅子使用者用部分を既存部分に増設することも可能としています。

一方、劇場等の客席以外の部分の増築等又は修繕等をする場合は、建築物全体で1以上の客席に2以上の誘導基準適合車椅子使用者用部分を設ける必要があります。なお、複合施設で飲食店を増築等又は修繕等するなど、客席とは無関係の部分の増築等又は修繕等をする場合は、劇場等の客席の改修は不要となります。

(4) 確認申請書について

確認申請の際に、政令第15条の規定に適合することを確認するため、以下の事項を明記した図書を提出する必要があります。

- ・劇場等の中で移動可能な席等を設ける場合、その種別（スタッキングチェアなど）及び位置
- ・当該客席の出入口から、車椅子使用者用部分に至る経路の1以上は移動等円滑化経路とし、その位置及び出入口、廊下等及び傾斜路の構造

第3 駐車場に係る義務基準及び誘導基準の見直し（政令第18条、誘導基準省令第12条関係）

1 改正概要

(1) 駐車場に係る義務基準について

不特定多数の者等が利用する駐車場には、以下に示す数（端数は切り上げ）以上の車椅子使用者用駐車施設を設ける必要があります。

- ・ 駐車場に設ける駐車施設の数が 200 以下の場合は、駐車施設の数 の 2 % 以上
- ・ 駐車場に設ける駐車施設の数 が 200 を超える場合は、駐車施設の数 の 1 % + 2 以上

なお、出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が設けられている機械式駐車場を車椅子使用者用駐車施設として設けることも可能としています。

また、同一敷地内に複数の駐車場を設ける場合の車椅子使用者用駐車施設の必要設置数の算定に当たっては、駐車施設の総数に対する必要な数を算定することとなります。

(2) 駐車場に係る誘導基準について

多数の者等が利用する駐車場には、当該駐車場に設ける駐車施設数の 2 % 以上（端数は切り上げ）の車椅子使用者用駐車施設を設ける必要があります。

なお、義務基準と同様に、出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が設けられている機械式駐車場を車椅子使用者用駐車施設として設けることも可能です。

2 運用に係る留意事項

(1) 使用者が限定される駐車場及び駐車施設について

従業員のみが利用する駐車場は、不特定多数の者等が利用する駐車場に該当しません。また、公共用充電施設を有する駐車施設などの使用者が限定される駐車施設は、車椅子使用者用駐車施設の必要設置数の算定に用いる駐車施設の数に含みません。

なお、公共用充電施設を有する駐車施設を設ける場合には、車椅子使用者が円滑に利用できるよう「電動車のための公共用充電施設におけるユニバーサルデザイン・バリアフリー対応に関するガイドライン」を参考に整備することが望まれます。

(2) 増築等をする場合の義務基準の適用について

増築等をする部分に不特定多数の者等が利用する駐車場を設ける場合は、当該駐車場に設ける駐車施設の数に応じて算定される必要設置数以上の車椅子使用者用駐車施設を設ける必要があります。

一方、増築等をする部分に不特定多数の者等が利用する駐車場を設けない場合は、既存の駐車場に 1 以上の車椅子使用者用駐車施設を設ける必要があります。

なお、既存の車椅子使用者用駐車施設がある場合には、既存の車椅子使用者用駐車施設の数と新設する車椅子使用者用駐車施設の数进行合算して、必要設置数を満たせばよいこととしています。

(3) 増築等又は修繕等をする場合の誘導基準の適用について

増築等又は修繕等に係る部分に多数の者が利用する駐車場の駐車施設がある場合は、増築等又は修繕等に係る部分の駐車施設の総数に対する必要設置数以上の車椅子使用者用駐車施設を増築等又は修繕等に係る部分に設ける必要があります。なお、車椅子使用者用駐車施設を既存部分に増設することも可能としています。

一方、増築等又は修繕等に係る部分に多数の者が利用する駐車場の駐車施設がない場合は、全体で 1 以上の車椅子使用者用駐車施設を設ける必要があります。

(4) 確認申請書について

確認申請の際に、政令第19条の規定に適合することを確認するため、以下の事項を明記した図書を提出する必要があります。

- ・不特定多数の者等が利用しない駐車施設（従業員用駐車施設、公共用充電施設を有する駐車施設等）がある場合、その種類と位置
- ・機械式駐車場を車椅子使用者が利用する上で支障がないものとして整備する場合、その位置及び車椅子使用者が円滑に自動車に乗降する事が可能な場所を設ける旨

第4 経過措置について

1 義務基準について

改正後の便所、劇場等の客席及び駐車場に係る義務基準については、施行の日（令和7年6月1日）以後に着手する建築及び当該建築をした特別特定建築物の維持について適用し、当該施行の日前に着手した建築及び当該建築をした特別特定建築物の維持については、なお従前の例によることとしています。

2 誘導基準について

改正後の誘導基準の施行の日（令和7年6月1日）において、既に法第17条の認定を受けている計画等については、当該施行の日以後も、引き続きその認定の効力を有することとしています。

便所、劇場等の客席、駐車場に係る バリアフリー基準の見直しについて

令和6年11月
国土交通省 住宅局
参事官(建築企画担当)付

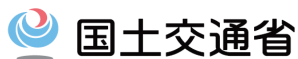


Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

目次

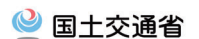
- 便所に係る義務基準及び誘導基準の見直し ----- P.2
- 劇場等の客席に係る義務基準の創設及び
誘導基準の見直し ----- P.26
- 駐車場に係る義務基準及び誘導基準の見直し -- P.36

便所に係る 義務基準及び誘導基準の見直し



Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

【義務基準】便所の設置基準について(政令第14条第1項)



- 不特定多数の者等が利用する便所は、原則、不特定多数の者等が利用する階の数以上を設ける。
- その設置にあたっては、管理運営方法などを勘案し、その利用に支障が生じない位置に設ける。

	ケース1 (標準的な場合)	ケース2 (従業員専用階がある場合)
不特定多数の者等が 利用する便所の設置 イメージ		
階数	5	5
不特定多数の者等が 利用する階の数	5	3
不特定多数の者等が 利用する便所の必要設置数	5以上	3以上

「不特定多数の者等」とは

- ・不特定かつ多数の者、又は主として高齢者、障害者等を指す
- ・従業員のみが利用する階（バックヤードのみの階など）は、特定の者が利用する階であるため、「不特定多数の者等が利用する階」には該当しない

「利用に支障が生じない位置」とは

- ・特定の階に偏ることなく設けることにより、利用上の支障は生じにくい
(例えば、特定の階に必要な設置数の全ての便所を設ける等の場合は、利用上の支障が生じる場合がある)

○ 以下の階は、不特定多数の者等が利用する階から除外する。

- ① 地上階で、**便所を設ける施設が同一敷地内かつその階の出入口付近（近接）にある階**
- ② 不特定多数の者等が利用する部分の**床面積が著しく小さい階**
- ③ 不特定多数の者等が**滞在する時間が短い階**
- ④ ②、③のほか、**管理運営上やむを得ない階**

	ケース1 (①の場合)	ケース2 (②③の場合)	ケース3 (④の場合)
不特定多数の者等が利用する便所の設置イメージ			
階数	5	5	5
不特定多数の者等が利用する階の数	5	5	5
除外する階の数	1	2	1
不特定多数の者等が利用する便所の必要設置数	4以上	3以上	4以上

「管理運営上やむを得ない階」の例

- ・商業施設の1階部分で施設の管理運営上、設置困難な階
- ・ホテル・旅館で、客室内に便所が設置されている客室のみが存する階 など

□ ……不特定多数の者等が利用する階の数から除外する階

4

便所の箇所数の数え方について(政令第14条第1項、省令第9条第1項)

○ 各便所設置階における便所の箇所数は、

- ① 男子用及び女子用の**区別を設け、その両方が設置される場合、男子用と女子用の1組で1箇所**とする
- ② 男子用及び女子用の**区別を設け、そのいずれか一方のみが設置される場合、当該便所ごとに1箇所**とする
- ③ 男子用及び女子用の**区別を設けず、共用便所として設置される場合、当該便所ごとに1箇所**とする

	ケース1 (①②の場合)	ケース2 (①～③の場合)
不特定多数の者等が利用する便所の設置イメージ		
不特定多数の者等が利用する便所の箇所数	6 (内訳：①男女 5、②女子 1)	8 (内訳：①男女 1、②男子 3③女子 2、④共用 2)

同一階で男子用と女子用が離れて設置される場合

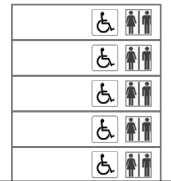
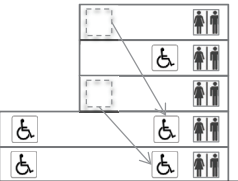
- ・同一階で男子用と女子用が離れて設置されていても、男子用と女子用の1組で1箇所とする

男子用又は女子用の便所を設ける場合

- ・男女1組に加え、男子用又は女子用の便所を設ける場合は2箇所とする
- ・同一階に男子用又は女子用のいずれか一方の便所のみを複数設ける場合は当該便所ごとに1箇所とする

5

- 車椅子使用者用便所は、原則、不特定多数の者等が利用する便所を設ける階ごとに1箇所以上を設ける。
- ただし、以下の場合を除く。
 - ① 地上階で、車椅子使用者用便所を設ける施設が同一敷地内かつその階の出入口付近にある場合
 - ② 当該階に設けるべき車椅子使用者用便所を別の階に設ける場合
 - ③ 不特定多数の者等が利用する部分の床面積が1,000㎡未満の階（小規模階）を有する場合
 - ④ 不特定多数の者等が利用する部分の床面積が10,000㎡超の階（大規模階）を有する場合

	ケース1	ケース2 (便所のない階がある場合)	ケース3 (①の場合)	ケース4 (②の場合)
車椅子使用者用便所の設置イメージ			 (例) サービスエリアなど	
不特定多数の者等が利用する便所設置階数	5	3	2	5
車椅子使用者用便所の必要設置数	5以上	3以上	2以上	5以上

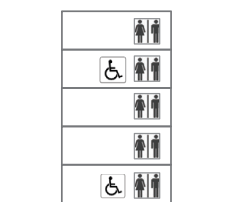
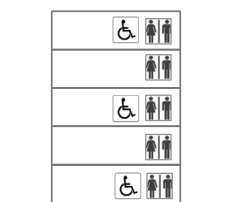
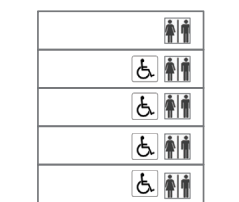
車椅子使用者用便所について男女の区別を設ける場合

- ・男子用、女子用をそれぞれ1箇所以上を設けることが必要
- ・ただし、男子用（又は女子用）の便所のみが設置されている階においては、男子用（又は女子用）の車椅子使用者用便所のみの設置で足りる

6

【義務基準】車椅子使用者用便所の設置基準について(小規模階)

- 不特定多数の者等が利用する部分の床面積が1,000㎡未満の階（小規模階）を有する場合、小規模階の床面積の合計が1,000㎡に達する毎に1箇所以上を設ける。
- なお、小規模階における便所設置階の数が面積から算定した箇所数より少ない場合、便所設置階の数とする。

	ケース①	ケース②	ケース③
車椅子使用者用便所の設置イメージ	400～599.8㎡/階 	600～799.8㎡/階 	800～999.8㎡/階 
延べ床面積	2,000～2,999㎡	3,000～3,999㎡	4,000～4,999㎡
不特定多数の者等が利用する便所設置階数	5	5	5
車椅子使用者用便所の必要設置数	2以上	3以上	4以上

車椅子使用者用便所の設置位置

- ・建築条件に応じた設計の自由度を確保するため、設置位置は任意

7

- 不特定多数の者等が利用する部分の床面積が10,000㎡超の階（大規模階）を有する場合
 - ① 10,000㎡超～40,000㎡以下 **2 箇所以上**
 - ② 40,000㎡超～ **20,000㎡毎に 1 箇所を追加**
- なお、当該階に設ける不特定多数の者等が利用する便所の箇所数が面積から算定した箇所数より少ない場合、当該便所の箇所数とする。

	ケース 1	ケース 2
	30,000㎡/階	70,000㎡/階
車椅子使用者用便所の設置イメージ		
各階の床面積から算定する車椅子使用者用便所の必要設置数	2	4
当該階の不特定多数の者等が利用する便所設置数	2	3
当該階に設ける車椅子使用者用便所の必要設置数	2 以上	3 以上

8

車椅子使用者用便所の設置イメージ								
	1階	2階	3階	4階	5階	6階	7階	合計
各階の床面積	50,000㎡	30,000㎡	2,000㎡	2,000㎡	700㎡	700㎡	700㎡	
床面積から算出される車椅子使用者用便所の必要設置数	3	2	1	1	2			9
計画上の車椅子使用者便房の数	3	2 - 1 = 1	1 + 1 = 2	1 + 1 = 2	2 - 1 = 1			9

2階に必要な2箇所の車椅子使用者用便房のうち1箇所を3階に設ける

5～7階（小規模階）に必要な2箇所の車椅子使用者用便房のうち1箇所を4階に設ける

9

- 同一敷地内に複数棟の建築物が立地する場合、車椅子使用者用便所の必要設置数の算定にあたっては、**これらをまとめて一の建築物として**取り扱う。
- 同一敷地内に床面積が1,000㎡に満たない小規模階を有する建築物が複数棟立地する場合は、**全ての建築物の小規模階の床面積の合計**をもとに小規模階における車椅子使用者用便所の必要設置数を算出する。

	ケース1	ケース2	ケース3
建築物のイメージ			
小規模階（1,000㎡未満）の必要設置数 （小規模階の床面積合計）	2 (300㎡×8=2,400㎡)	1 (300㎡×4=1,200㎡)	1 (300㎡×4=1,200㎡)
大規模階（10,000㎡超）の必要設置数	-	-	2
小規模階、大規模階以外の必要設置数	-	2	1
車椅子使用者用便所の必要設置数	2	3	4

※ 当該階に設ける不特定多数の者等が利用する便所の箇所数が面積から算定した箇所数より少ない場合は、当該便所の箇所数とする。10

- 複合用途の建築物に設ける「不特定多数の者等が使用する便所」については、原則、**各用途ごとに必要設置数を満たす**必要がある。
- ただし、**利用する用途に関わらず当該便所を常時利用できる**ような施設運用を行う場合には、便所は各用途ごとではなく、**共用して設置**することができる。

	ケース1 (便所を常時共用する場合)		ケース2 (時間によって共用しない便所がある場合)	
車椅子使用者用便所の設置イメージ				
用途	物販店舗	飲食店	物販店舗	飲食店
各階床面積	4,000㎡/階	2,000㎡/階	4,000㎡/階	2,000㎡/階
営業時間	10時～21時		9時～21時 (閉店時便所使用不可)	10時～23時 (閉店時便所使用不可)
不特定多数の者等が利用する便所の必要設置数	3以上		3以上	2以上
車椅子使用者用便所の必要設置数	3以上（設置位置は任意）		9時～10時	3以上
			10時～21時	3以上
			21時～23時	2以上

- 渡り廊下で連結している建築物の場合、**渡り廊下で連結されているフロア**については**当該フロア全体の床面積**に応じて車椅子使用者用便所の必要設置数を算定する。
- **渡り廊下で連結されていないフロア**は、**それぞれのフロアの床面積**に応じて車椅子使用者用便所の設置数を算定する。

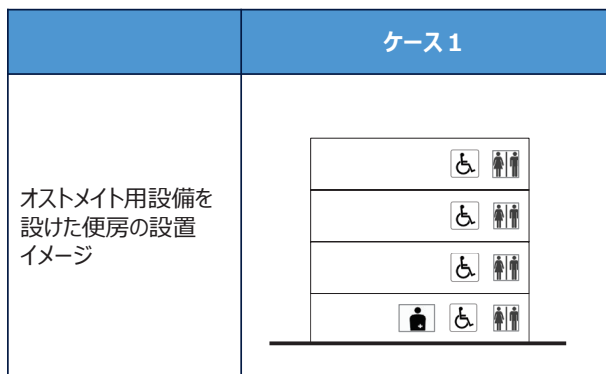
12

- 車椅子使用者用便房とは、車椅子使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める以下の構造の便房をいう。
 - ・腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること
 - ・車椅子使用者が円滑に利用できるよう十分な空間が確保されていること
- 政令19条の移動等円滑化経路に定めるとおり、以下の基準が適用される。
 - ・出入口の幅が80cm以上であること
 - ・出入口の戸が、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造であること
 - ・出入口の前後に高低差がないこと

＜車椅子使用者用便房の設計例＞



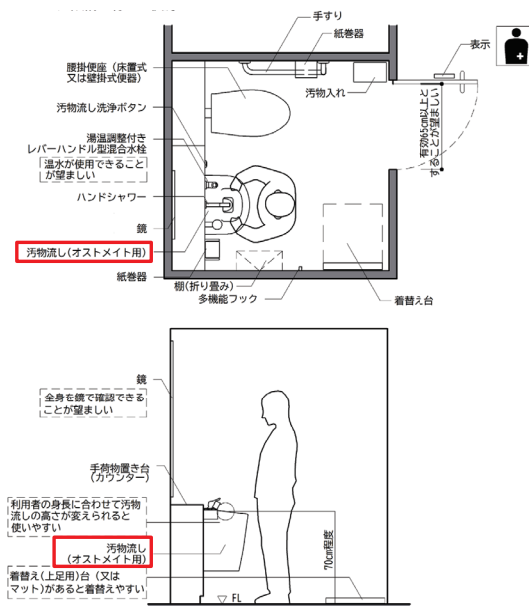
- 便所のうち1箇所以上には、オストメイト用設備（高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具）を設けた便房を1箇所以上設ける。
- 男子用小便器のある便所を設ける場合、床置き小便器等を1箇所以上設ける。



・・・オストメイト用設備を設けた便房

：政令で定める構造基準

＜オストメイト用設備を設けた便房の設計例＞



14

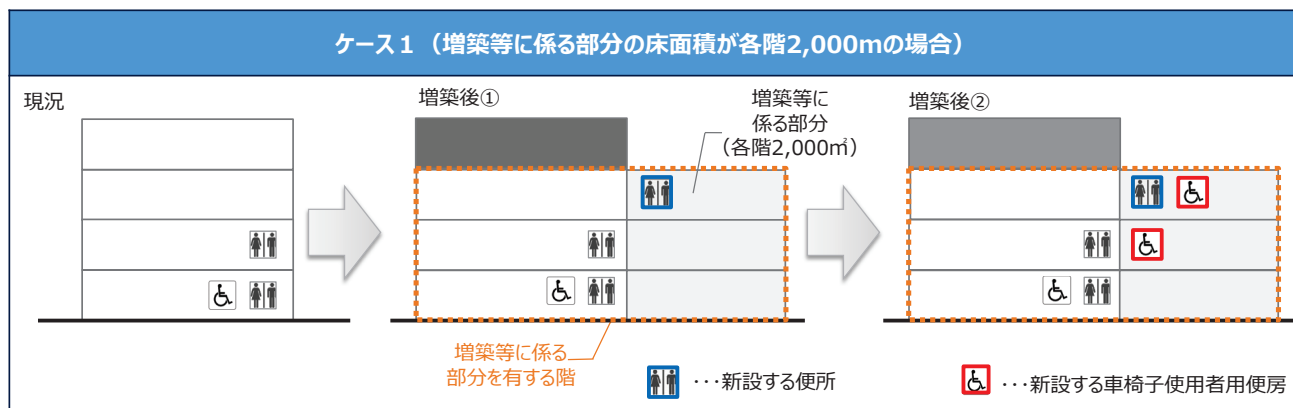
【義務基準】増築等に関する規定の適用範囲について(政令第23条)

- 増築等をする場合には、以下の規定が適用される。
 - ① 不特定多数の者等が利用する便所は、増築等に係る部分を有する階の数以上を設ける。
 - ② 当該階の車椅子使用者用便房※の必要設置数は、増築等に係る部分の面積及び不特定多数の者等が利用する便所（既存のものを含む）の箇所数を元に算定する。
 - ③ 既存の便所・車椅子使用者便房がある場合、既存のものの数と新設するものの数を合算して、必要設置数を満たせばよいこととする。

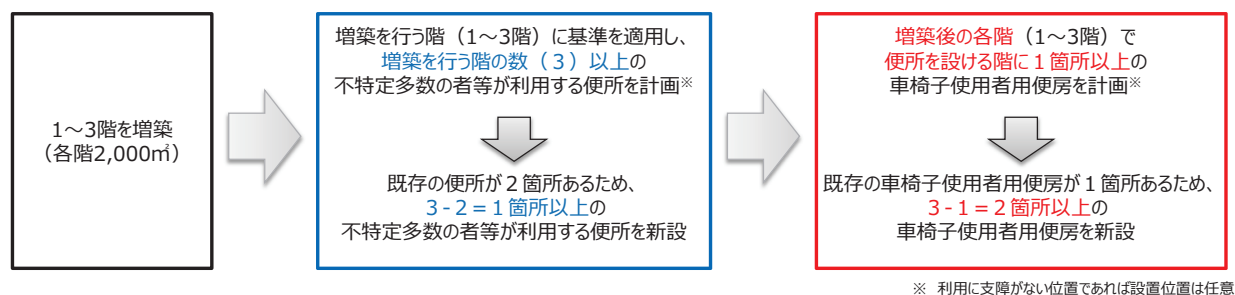
※当該階に設けるべき車椅子使用者用便房を別の階に設置することも可

	増築等に係る部分	左記以外の部分	備考
便所	増築等に係る部分を有する階の数以上を設ける		・ 既存の便所と新設する便所の数を合算して、必要設置数を満たせばよい。
車椅子使用者用便房	増築等に係る部分を有する階で、便所を有する階に基準に沿った数を設ける		・ 既存の車椅子使用者用便房と新設する車椅子使用者用便房の数を合算して、必要設置数を満たせばよい。 ・ 必要数の算出に用いる面積は増築等に係る部分のみの面積を対象とする。
客席		基準なし	・ 劇場等の客席以外の部分の増築等をする場合は改修は不要。
駐車場	基準に沿った数を設ける	駐車場全体で1箇所以上を設ける	・ 既存の車椅子使用者用駐車施設と新設する車椅子使用者用駐車施設の数を合算して、必要設置数を満たせばよい。 ・ 増築等に係る部分に駐車場がない場合、左記以外の部分の基準を適用する。

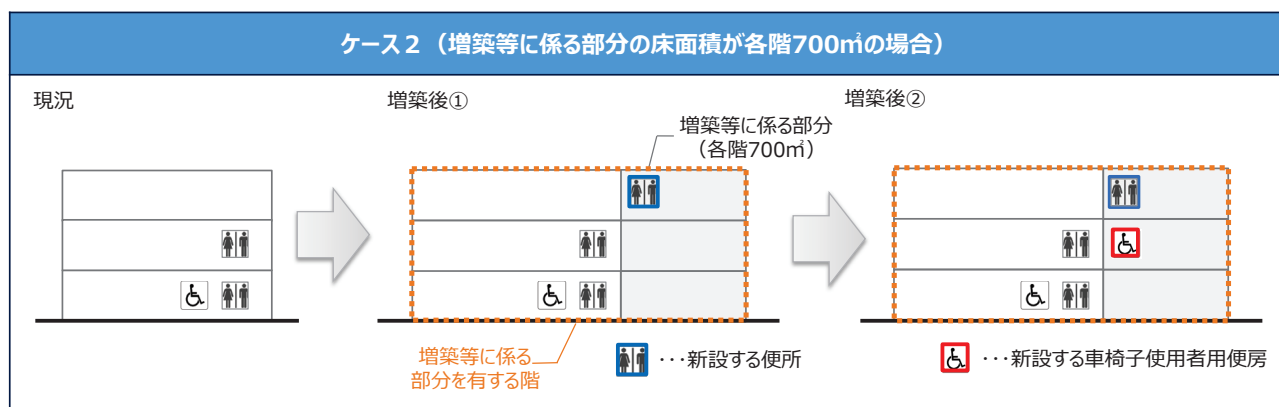
15



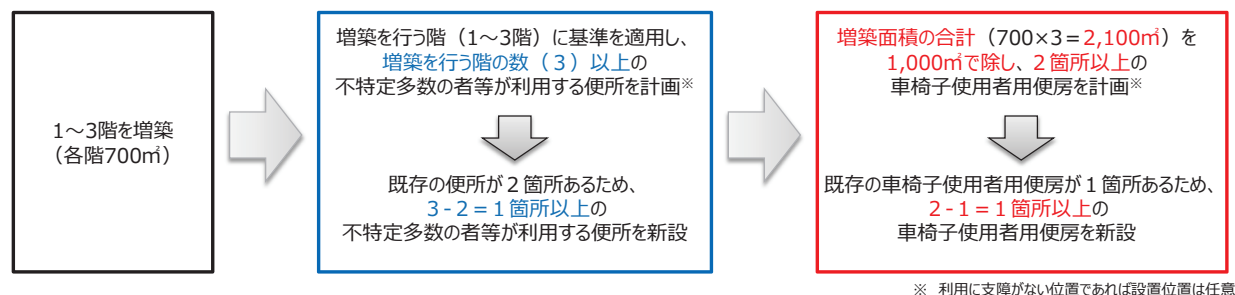
車椅子使用者用便房の必要設置数の算定手順



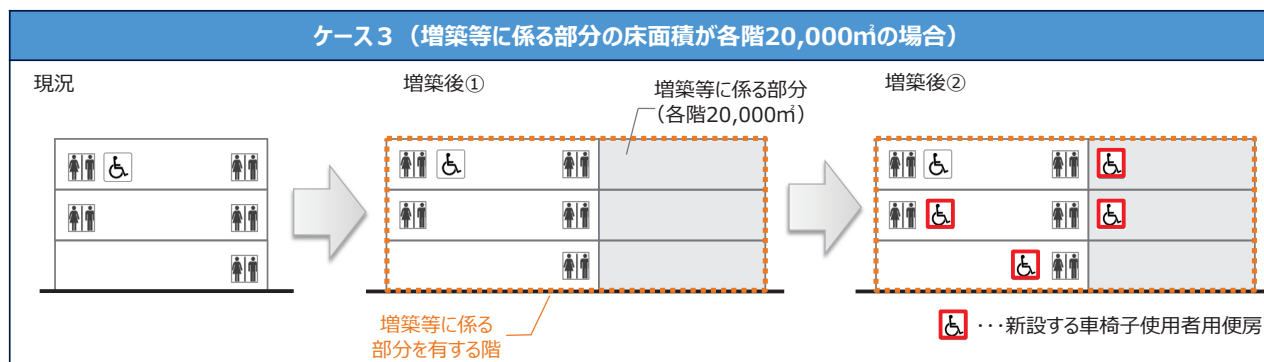
16



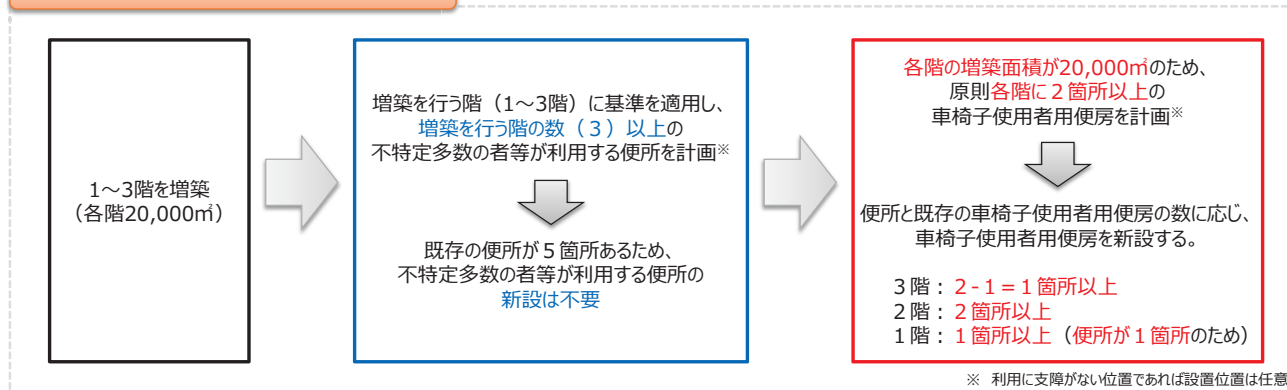
車椅子使用者用便房の必要設置数の算定手順



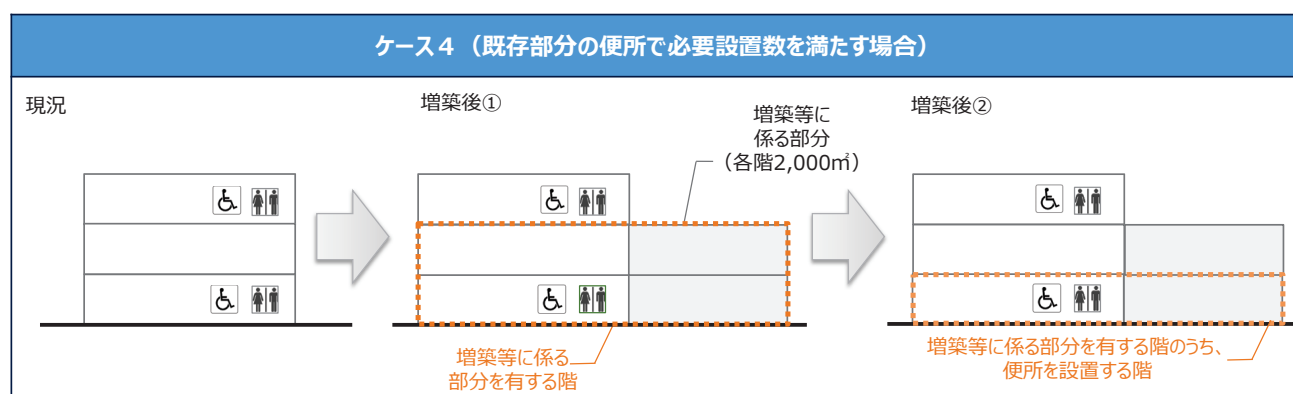
17



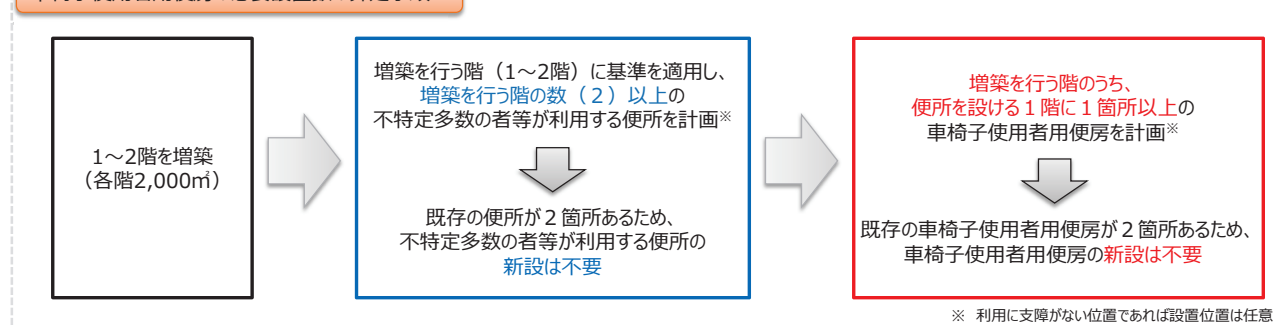
車椅子使用者用便房の必要設置数の算定手順



18



車椅子使用者用便房の必要設置数の算定手順



19

	図書の種類	明示すべき事項	留意事項
便所	各階平面図	政令第14条第1項に規定する便所の位置及び構造	- 各便所、便所の位置に加えてその構造を記載し、告示に規定する車椅子使用者用便所の構造基準に適合する旨を明記する。 - 不特定多数の者等が利用しない階がある場合、当該階を不特定多数の者等が利用しない旨を明記する。 - 不特定多数の者等が利用する便所を各階に設けない場合、利用する上で支障がない旨を明記する。 - 床面積、利用方法等を勘案して不特定多数の者等が利用する階から除外する階がある場合、当該階を除外する旨及びその理由を明記する。 - 車椅子使用者用便所の設置を不要とする階がある場合、当該階への設置を不要とする旨及びその理由を明記する。
劇場等の客席	各階平面図	劇場等の客席の名称及び位置、当該客席に設ける座席の数並びに当該客席に設ける車椅子使用者用部分の数、位置及び構造	劇場等の客席で移動可能な席等を設ける場合は、その種別（スタッキングチェアなど）及び位置を明記する。
		政令第19条第1項に規定する移動等円滑化経路の位置 政令第19条第2項第2号から第4号までに規定する移動等円滑化経路を構成する出入口、廊下等及び傾斜路の構造	当該客席の出入口から、車椅子使用者用部分に至る経路の1以上は移動等円滑化経路とし、その位置及び出入口、廊下等及び傾斜路の構造を明記する。
駐車場	配置図	政令第18条第1項本文に規定する駐車場に設ける駐車施設の数（当該駐車場を2以上設ける場合にあっては、当該駐車場における駐車施設の総数）	不特定多数の者等が利用しない駐車施設（従業員用駐車施設や公共用充電施設を有する駐車施設等）がある場合、その種類と位置を明記する。
		政令第18条第1項に規定する車椅子使用者駐車施設の数、位置及び寸法	
		その他政令第18条第1項ただし書の規定に適合することを確認するために必要な事項	機械式駐車場を車椅子使用者が利用する上で支障がないものとして整備する場合、その位置及び車椅子使用者が円滑に自動車に乗降する事が可能な場所を設ける旨を明記する。

20

【誘導基準】車椅子使用者用便所の設置基準について(省令第9条第1項)

- 車椅子使用者用便所は、多数の者が利用する便所内又は当該便所に近接する位置に1箇所以上を設ける。

	ケース1	ケース2	ケース3
車椅子使用者用便所の設置イメージ			
多数の者が利用する便所設置数	4	4	3
車椅子使用者用便所の必要設置数	4	4	3

便所の数え方（再掲）

- ・同一階で男子用と女子用が離れて設置されていても、男子用と女子用の1組で1箇所とする

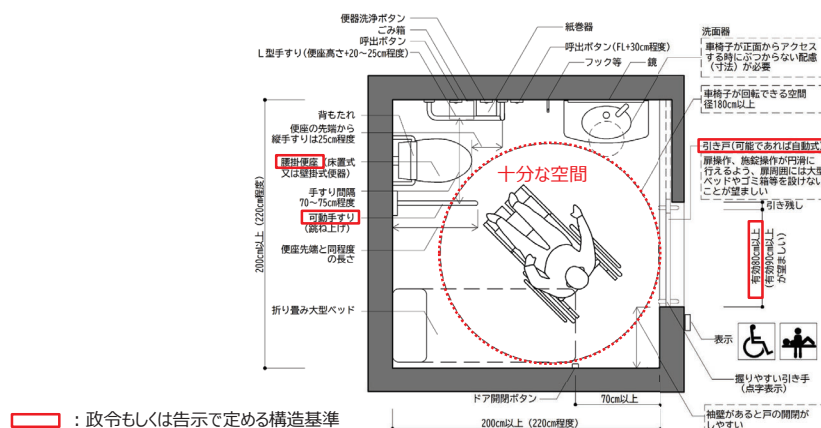
車椅子使用者用便所について男女の区別を設ける場合（再掲）

- ・男子用、女子用それぞれに1箇所以上を設けることが必要
・ただし、男子用（又は女子用）のみの便所が設置されている階においては、男子用（又は女子用）のみの車椅子使用者用便所とすることができる

21

- 車椅子使用者用便房とは、車椅子使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める以下の構造の便房をいう。
 - ・腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること
 - ・車椅子使用者が円滑に利用できるよう十分な空間が確保されていること
- 政令19条の移動等円滑化経路に定めるとおり、以下の基準が適用される。
 - ・出入口の幅が80cm以上であること
 - ・出入口の戸が、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造であること
 - ・出入口の前後に高低差がないこと

＜車椅子使用者用便房の設計例＞

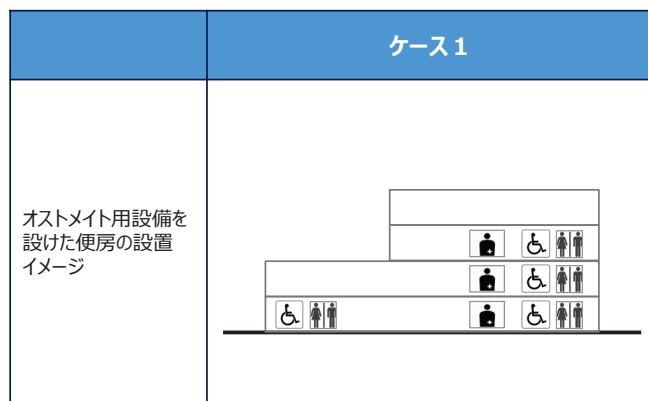


22

【誘導基準】オストメイト用設備等を有する便房について(省令第9条第2項)

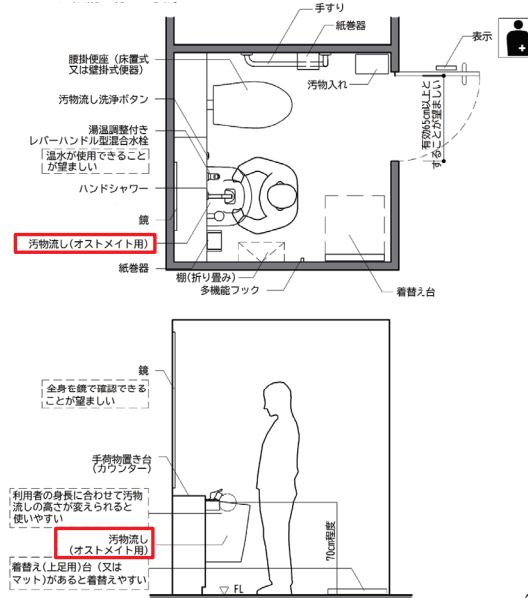
- 多数の者が利用する便所が設けられている階においては、便所のうち 1 箇所以上に、オストメイト用設備（高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具）を設けた便房を 1 箇所以上設ける。
- 男子用小便器のある便所が設けられている階においては、便所のうち 1 箇所以上に、床置き小便器等を 1 箇所以上設ける。

＜オストメイト用設備を設けた便房の設計例＞



 …オストメイト用設備を設けた便房

 ：省令で定める構造基準

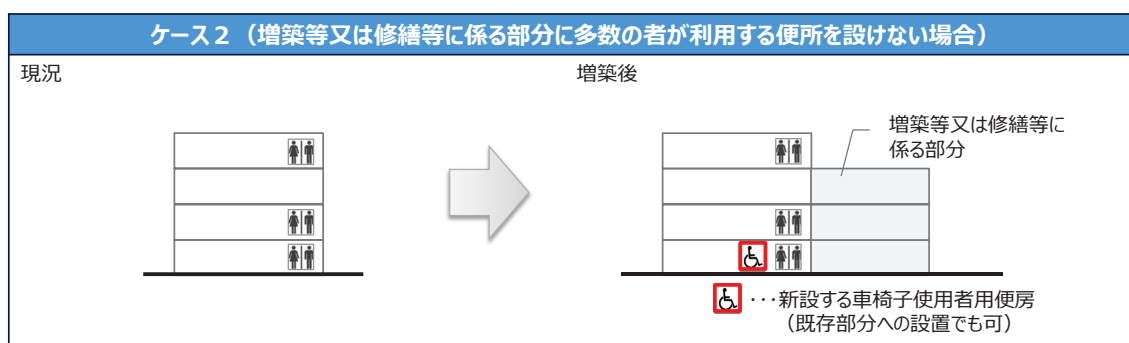
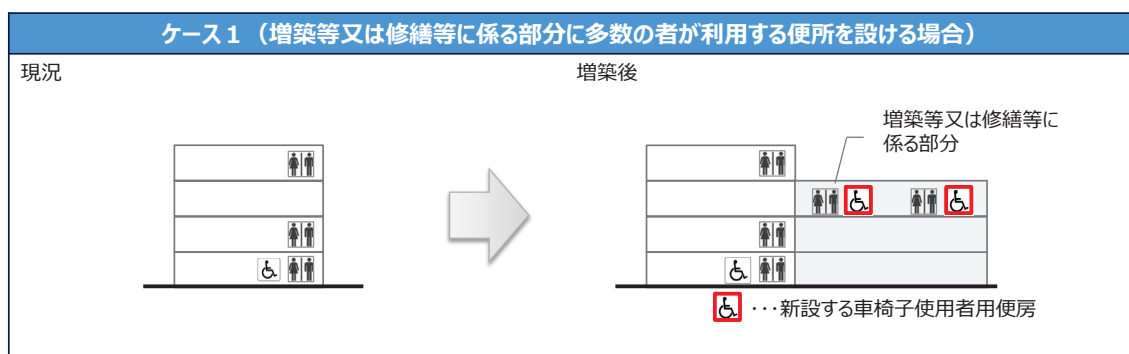


23

- 増築等又は修繕等をする場合には、以下の規定が適用される。
- ① 増築等又は修繕等に係る部分に、**多数の者が利用する便所**を設ける場合、**当該便所内又は当該便所に近接する位置**に、車椅子使用者用便房を**1箇所以上**設ける。
 - ② 増築等又は修繕等に係る部分に、**多数の者が利用する便所**を設けない場合、車椅子使用者用便房を**建築物全体で1箇所以上**設ける。

	増築等又は修繕等に係る部分	左記以外の部分	備考
便所	誘導基準への 適用が必要	建築物全体で1箇所以上	・ 増築等又は修繕等に係る部分に便所がない場合、左記以外の部分の基準を適用する。
客席		1以上の客席に 2箇所以上	・ 劇場等の客席以外の部分の増築等又は修繕等をする場合、左記以外の部分の基準を適用する。 ・ 客席とは無関係の部分を増築等又は修繕等する場合（複合施設で飲食店を増築等又は修繕等する場合など）は改修は不要。
駐車場		駐車場全体で1箇所以上	・ 増築等又は修繕等に係る部分に駐車場がない場合、左記以外の部分の基準を適用する。

24



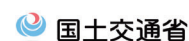
25

劇場等の客席に係る 義務基準の創設及び誘導基準の見直し

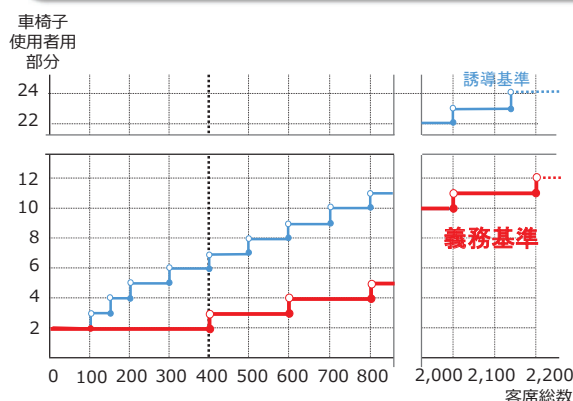


Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

【義務基準】車椅子使用者用部分の設置基準について(政令第15条)



- 劇場等の客席における車椅子使用者用部分は、座席の総数に対する割合で定める数以上を設ける。
 - ① 座席の数が400以下の場合 2以上
 - ② 座席の数が401以上の場合 0.5%以上
- 同一建築物に複数の客席を設ける場合、各客席の座席数に応じて必要な数以上の車椅子使用者用部分を各客席に設ける。



	複数の客席を設ける場合		
車椅子使用者用部分の設置イメージ	客席① (200席) ♿	客席② (200席) ♿	客席③ (600席) ♿♿♿
	ロビー		
車椅子使用者用部分の箇所数	客席① 200席の客席 2箇所以上	客席② 200席の客席 2箇所以上	客席③ 600席の客席 3箇所以上

「客席」とは

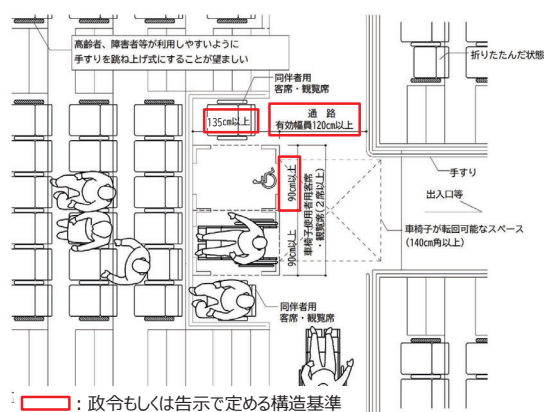
・設けられる個別の座席ではなく、劇場等における座席が並べられた室（空間）

「座席」とは

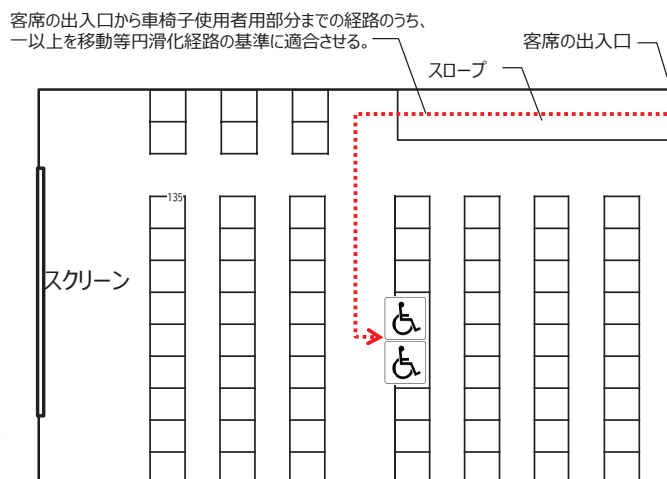
・床に固定された椅子を有する席（移動可能な席、スタッピングチェア、画面と連動して動く席などは座席に含まない）

- 車椅子使用者用部分は、次に掲げるものでなければならない。
 - ・幅は、**90cm以上**とすること。
 - ・奥行きは、**135cm以上**とすること。
 - ・床は、**平ら**とすること。
- 客席の出入口から車椅子使用者部分までの経路を**移動等円滑化経路**（政令19条）とする。

＜車椅子使用者用部分の設計例＞



＜車椅子使用者用部分までの経路のイメージ＞

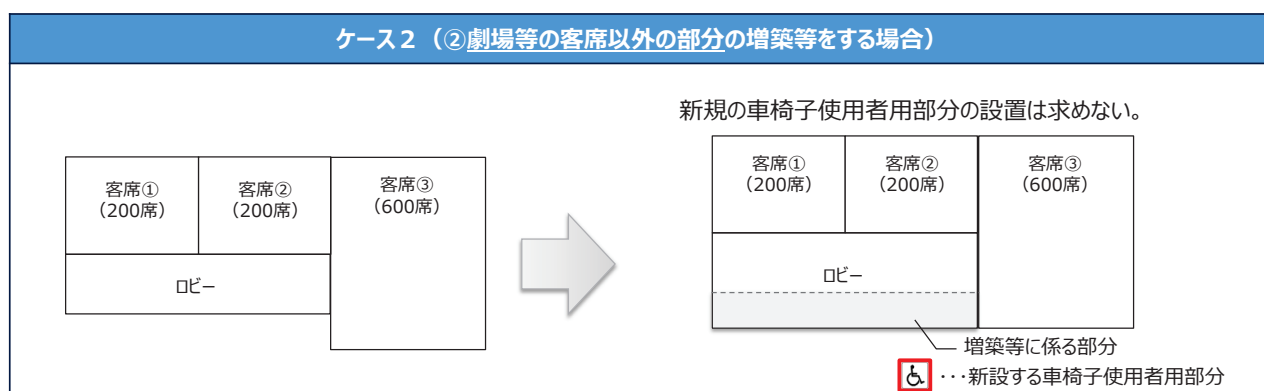
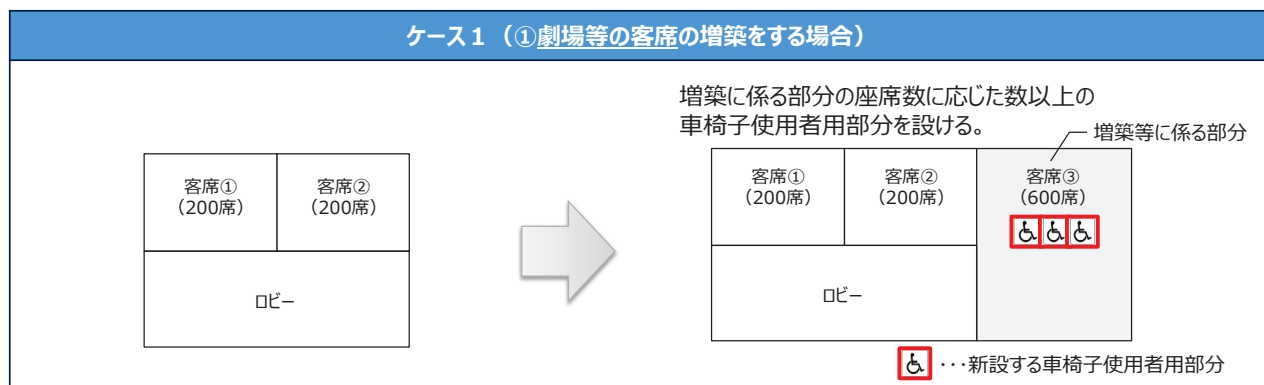


28

- 増築等をする場合には、以下の規定が適用される。
 - ① 劇場等の客席の増築等をする場合、増築等に係る部分の座席数に応じた数以上の車椅子使用者用部分を設ける（既存部分への増設を含む）。
 - ② 劇場等の客席以外の部分の増築等をする場合、車椅子使用者用部分に係る改修は不要。

	増築等に係る部分	左記以外の部分	備考
便所	増築等に係る部分を有する階の数以上を設ける		・ 既存の便所と新設する便所の数を合算して、必要設置数を満たせばよい。
車椅子使用者用便所	増築等に係る部分を有する階で、便所を有する階に基準に沿った数を設ける		・ 既存の車椅子使用者用便所と新設する車椅子使用者用便所の数を合算して、必要設置数を満たせばよい。 ・ 必要数の算出に用いる面積は増築等に係る部分のみの面積を対象とする。
客席	基準に沿った数を設ける	基準なし	・ 劇場等の客席以外の部分の増築等をする場合は改修は不要。
駐車場		駐車場全体で1箇所以上を設ける	・ 既存の車椅子使用者用駐車施設と新設する車椅子使用者用駐車施設の数を合算して、必要設置数を満たせばよい。 ・ 増築等に係る部分に駐車場がない場合、左記以外の部分の基準を適用する。

29



30

確認申請の際に明示すべき事項及び留意点(建築基準法施行規則第1条の3)

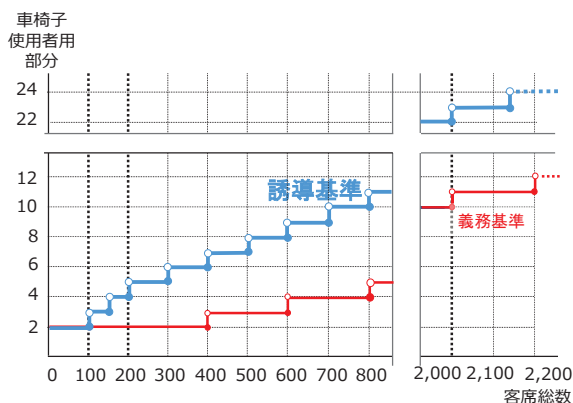
	図書の種類	明示すべき事項	留意事項
便所	各階平面図	政令第14条第1項に規定する便所の位置及び構造	- 各便所、便所の位置に加えてその構造を記載し、告示に規定する車椅子使用者用便所の構造基準に適合する旨を明記する。 - 不特定多数の者等が利用しない階がある場合、当該階を不特定多数の者等が利用しない旨を明記する。 - 不特定多数の者等が利用する便所を各階に設けない場合、利用する上で支障がない旨を明記する。 - 床面積、利用方法等を勘案して不特定多数の者等が利用する階から除外する階がある場合、当該階を除外する旨及びその理由を明記する。 - 車椅子使用者用便所の設置を不要とする階がある場合、当該階への設置を不要とする旨及びその理由を明記する。
劇場等の客席	各階平面図	劇場等の客席の名称及び位置、当該客席に設ける座席の数並びに当該客席に設ける車椅子使用者用部分の数、位置及び構造 政令第19条第1項に規定する移動等円滑化経路の位置 政令第19条第2項第2号から第4号までに規定する移動等円滑化経路を構成する出入口、廊下等及び傾斜路の構造	- 劇場等の客席で移動可能な席等を設ける場合は、その種別（スタッキングチェアなど）及び位置を明記する。 - 当該客席の出入口から、車椅子使用者用部分に至る経路の1以上は移動等円滑化経路とし、その位置及び出入口、廊下等及び傾斜路の構造を明記する。
駐車場	配置図	政令第18条第1項本文に規定する駐車場に設ける駐車施設の数（当該駐車場を2以上設ける場合にあっては、当該駐車場における駐車施設の総数） 政令第18条第1項に規定する車椅子使用者駐車施設の数、位置及び寸法 その他政令第18条第1項ただし書の規定に適合することを確認するために必要な事項	- 不特定多数の者等が利用しない駐車施設（従業員用駐車施設や公共用充電施設を有する駐車施設等）がある場合、その種類と位置を明記する。 - 機械式駐車場を車椅子使用者が利用する上で支障がないものとして整備する場合、その位置及び車椅子使用者が円滑に自動車に乗降する事が可能な場所を設ける旨を明記する。

31

○ 劇場等の客席における誘導基準適合車椅子使用者用部分は、座席の総数に対する割合で定める数以上を設ける。

- | | |
|-----------------------|-------------|
| ① 座席の数が100以下の場合 | 2以上 |
| ② 座席の数が101以上200以下の場合 | 2%以上 |
| ③ 座席の数が201以上2000以下の場合 | 1% + 2以上 |
| ④ 座席の数が2001以上の場合 | 0.75% + 7以上 |
- また、③・④の場合は車椅子使用者部分を2箇所以上に分散して設ける。

○ 同一建築物に複数の客席を設ける場合、各客席の座席数に応じて必要な数以上の誘導基準適合車椅子使用者用部分を各客席に設ける。



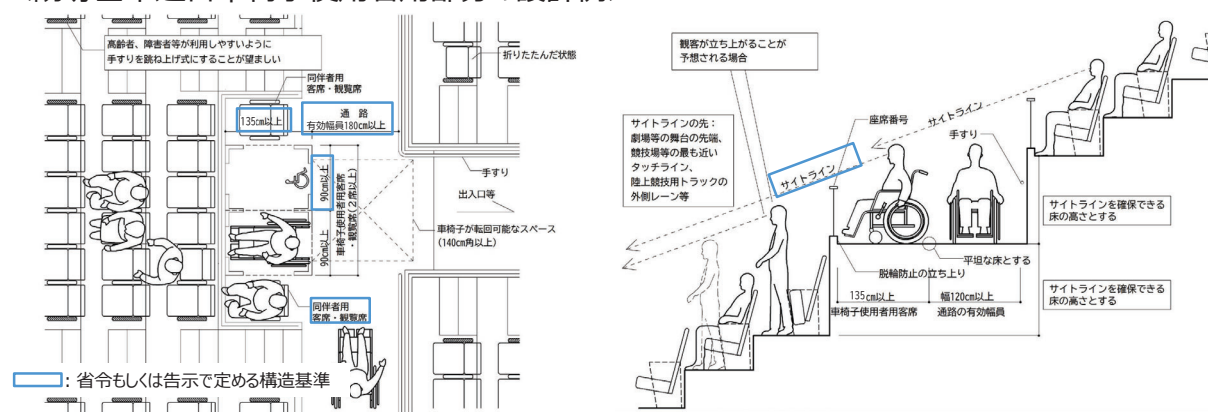
	複数の客席を設ける場合		
誘導基準適合車椅子使用者用部分の設置イメージ	客席① (100席)	客席② (150席)	客席③ (600席)
	ロビー		
誘導基準適合車椅子使用者用部分の箇所数	客席① 100席の客席 客席② 150席の客席 客席③ 600席の客席	2箇所以上 3箇所以上 8箇所以上	

32

- 誘導基準適合車椅子使用者用部分は、次に掲げるものでなければならない。
- ・幅は、90cm以上とすること。
 - ・奥行きは、135cm以上とすること。
 - ・床は、平らとすること。
 - ・車椅子使用者が舞台等を容易に視認できる構造とすること。
 - ・同伴者用の座席又はスペースを当該誘導基準適合車椅子使用者用部分に隣接して設けること。
 - ・客席の総数が200を超える場合は、2箇所以上に分散して設けること。

○ 客席の出入口から誘導基準適合車椅子使用者部分までの経路（車椅子使用者用経路）を廊下、スロープ等の基準（省令第3条、第5条等）に適合させる。

＜誘導基準適合車椅子使用者用部分の設計例＞



33

- 増築等又は修繕等をする場合には、以下の規定が適用される。
- ① 劇場等の客席の増築等又は修繕等をする場合、増築等又は修繕等に係る部分の座席の総数に対する必要設置数以上の誘導基準適合車椅子使用者用部分を増築等又は修繕等に係る部分に設ける（既存部分への増設を含む）。
 - ② 劇場等の客席以外の部分の増築等又は修繕等をする場合、建築物全体で1以上の客席に2箇所以上の誘導基準適合車椅子使用者用部分を設ける。

	増築等又は修繕等に係る部分	左記以外の部分	備考
便所	誘導基準への適合が必要	建築物全体で1箇所以上	・ 増築等又は修繕等に係る部分に便所がない場合、左記以外の部分の基準を適用する。
客席		1以上の客席に2箇所以上	・ 劇場等の客席以外の部分の増築等又は修繕等をする場合、左記以外の部分の基準を適用する。 ・ 客席とは無関係の部分を増築等又は修繕等する場合（複合施設で飲食店を増築等又は修繕等する場合など）は改修は不要。
駐車場		駐車場全体で1箇所以上	・ 増築等又は修繕等に係る部分に駐車場がない場合、左記以外の部分の基準を適用する。

34

ケース1（①劇場等の客席の増築等又は修繕等をする場合）

客席①
(200席)

客席②
(200席)

ロビー

➡

客席①
(200席)

客席②
(200席)

客席③
(600席)

ロビー

増築に係る部分の座席数に応じた数以上の車椅子使用者用部分を設ける。
 増築等又は修繕等に係る部分

…新設する誘導基準適合車椅子使用者用部分

ケース2（②劇場等の客席以外の部分の増築等又は修繕等をする場合）

客席①
(200席)

客席②
(200席)

客席③
(600席)

ロビー

➡

客席①
(200席)

客席②
(200席)

客席③
(600席)

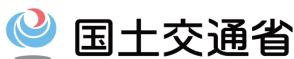
ロビー

1以上の客席に2以上の誘導基準適合車椅子使用者用部分を設ける。※設置位置は任意
 増築に係る部分

※客席と無関係の部分の増築等又は修繕等をする場合、客席の改修は不要
 …新設する誘導基準適合車椅子使用者用部分

35

駐車場に係る 義務基準及び誘導基準の見直し

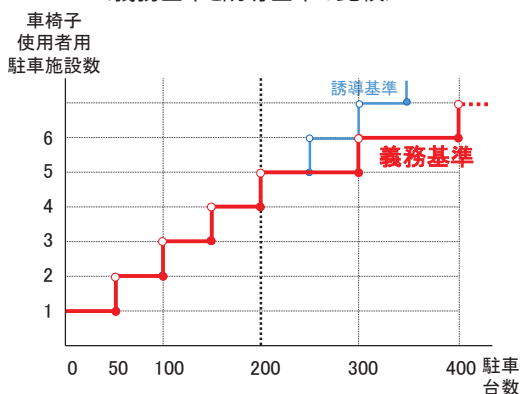


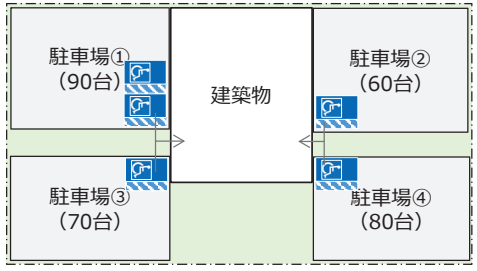
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

【義務基準】車椅子使用者用駐車施設の設置基準について(政令第18条第1項) 国土交通省

- 不特定多数の者等が利用する駐車場には、原則、**駐車施設の数に対する割合で定める数以上の車椅子使用者用駐車施設**を設ける。
 - ① 駐車施設の総数が**200以下**の場合 **2%以上**
 - ② 駐車施設の総数が**201以上**の場合 **1%+2以上**
- 同一敷地内に複数の駐車場を設ける場合は、**駐車施設の総数に対して必要な車椅子使用者用駐車施設の数**を算定する。

＜義務基準と誘導基準の比較＞



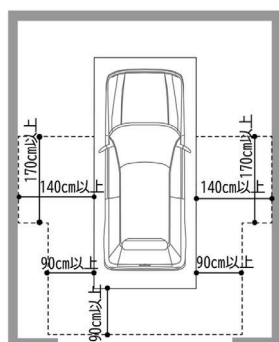
複数の駐車場を設ける場合	
車椅子使用者用駐車施設の設置イメージ	
車椅子使用者用駐車施設の必要設置数	駐車施設の総数 90+60+70+80=300台 $300台 \times 1\% + 2 = 5台$ ※駐車場①～④での配置は任意

「不特定多数の者等が利用する駐車場」、「当該駐車場に設ける駐車施設」に該当しないものとは

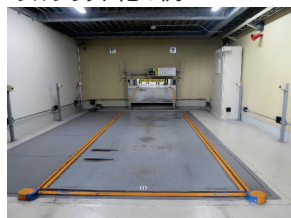
- ・従業員のみが利用する駐車場は、「不特定多数の者等が利用する駐車場」に該当しない。
- ・公共用充電施設を有する駐車施設等の使用者が限定される駐車施設は、「当該駐車場に設ける駐車施設」に該当しない。

- 出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が設けられている機械式駐車場を車椅子使用者用駐車施設として設けることも可能とする。

＜車椅子使用者が円滑に乗降可能な機械式駐車場の例＞



フルフラット化の例



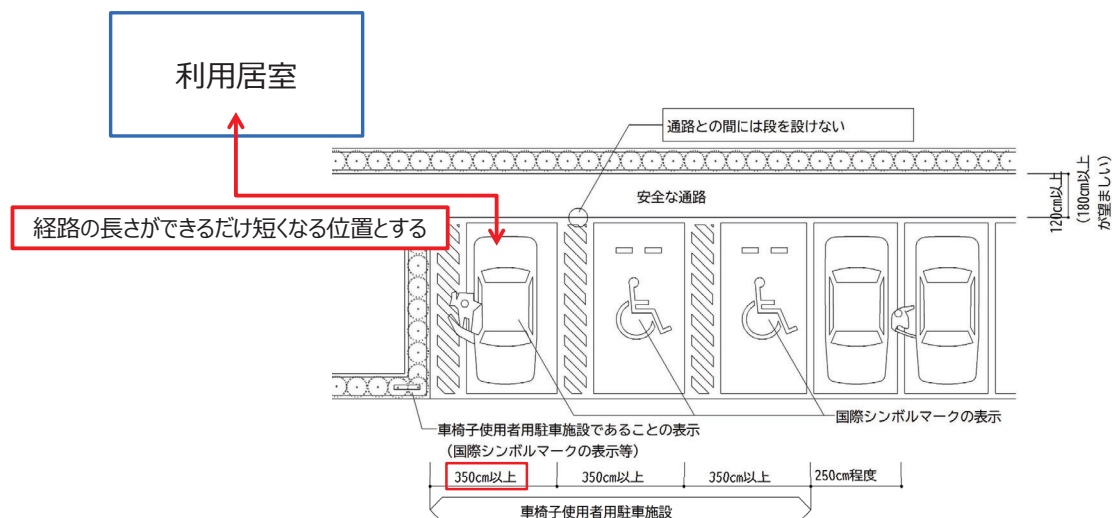
	複数の駐車場を設ける場合①	複数の駐車場を設ける場合②
車椅子使用者用駐車施設の設置イメージ	平面駐車場(100台) 機械式駐車場※(20台) 建築物 ※車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な機械式駐車場	平面駐車場(100台) 建築物 機械式駐車場①(90台) 機械式駐車場②(80台) ① 90台分の駐車施設のうち、10台分がバリアフリー対応している機械式駐車場 ② 車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所を設けない機械式駐車場
車椅子使用者用駐車施設の必要設置数	駐車施設の総数 100 + 20 = 120台 120台 × 2% = 3台 車椅子使用者用駐車施設の数 平面1台 + 機械式20台 = 21台 > 3台	駐車施設の総数 100 + 90 + 80 = 270台 270台 × 1% + 2台 = 5台 車椅子使用者用駐車施設の数 平面1台 + 機械式①10台 = 11台 > 5台

38

車椅子使用者用駐車施設の構造について(政令第18条第2項)

- 車椅子使用者用駐車施設は、次に掲げるものでなければならない。
- ・幅は、350cm以上とすること。
 - ・当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室までの経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。

＜車椅子使用者用駐車施設の設計例＞



□ : 政令で定める構造基準

※車椅子使用者用駐車施設の路面の青色塗装による利用対象者の情報提供などに取り組むことが重要。

39

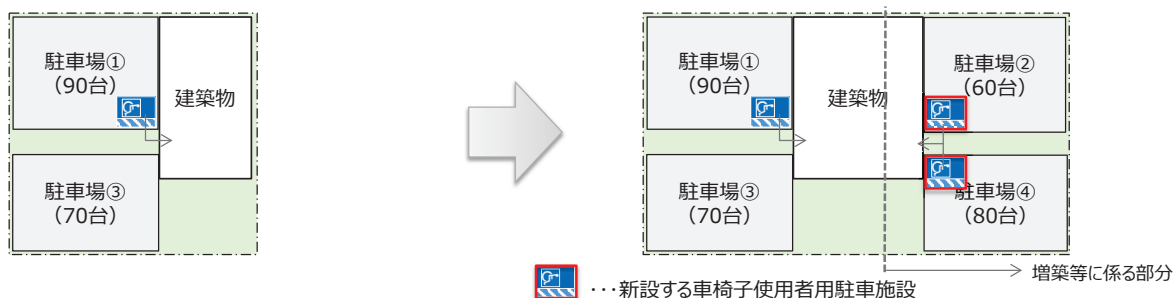
- 増築等をする場合には、以下の規定が適用される。
- ① 増築等に係る部分に多数の者が利用する駐車場の**駐車施設がある場合**、**増築等に係る部分の駐車施設数に応じた数以上の**車椅子使用者用駐車施設を設ける。
 - ② 増築等に係る部分に多数の者が利用する駐車場の**駐車施設がない場合**、**駐車場全体で1以上の**車椅子使用者用駐車施設を設ける。
 - ③ 既存の車椅子使用者用駐車施設がある場合、**既存のもの数と新設するもの数を合算して、必要設置数を満たせばよい**こととする。

	増築等に係る部分	左記以外の部分	備考
便所	増築等に係る部分を有する階の数以上を設ける		・ 既存の便所と新設する便所の数を合算して、必要設置数を満たせばよい。
車椅子使用者用便房	増築等に係る部分を有する階で、便所を有する階に基準に沿った数を設ける		・ 既存の車椅子使用者用便房と新設する車椅子使用者用便房の数を合算して、必要設置数を満たせばよい。 ・ 必要数の算出に用いる面積は増築等に係る部分のみの面積を対象とする。
客席	基準に沿った数を設ける	基準なし	・ 劇場等の客席以外の部分の増築等をする場合は改修は不要。
駐車場		駐車場全体で1箇所以上を設ける	・ 既存の車椅子使用者用駐車施設と新設する車椅子使用者用駐車施設の数を合算して、必要設置数を満たせばよい。 ・ 増築等に係る部分に駐車場がない場合、左記以外の部分の基準を適用する。

40

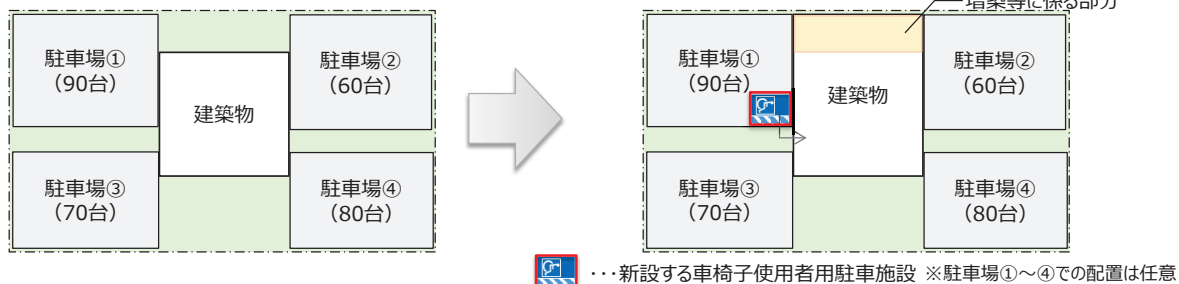
ケース1 (①建築物の増築等の際に駐車施設を増設する場合)

増築に係る部分の駐車施設数に応じた数以上の車椅子使用者用駐車施設を設ける。



ケース2 (②建築物の増築等の際に駐車施設を増設しない場合)

駐車場全体で1以上の車椅子使用者用駐車施設を設ける。



41

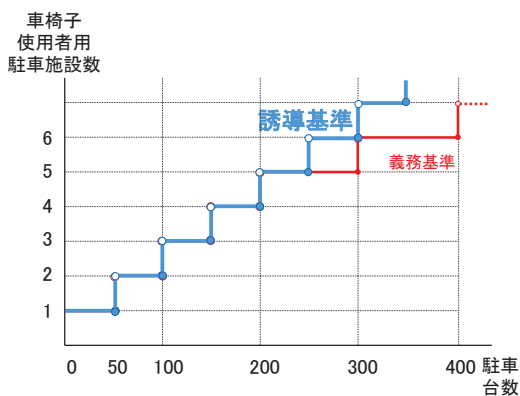
	図書の種類	明示すべき事項	留意事項
便所	各階平面図	政令第14条第1項に規定する便所の位置及び構造	- 各便所、便所の位置に加えてその構造を記載し、告示に規定する車椅子使用者用便所の構造基準に適合する旨を明記する。 - 不特定多数の者等が利用しない階がある場合、当該階を不特定多数の者等が利用しない旨を明記する。 - 不特定多数の者等が利用する便所を各階に設けない場合、利用する上で支障がない旨を明記する。 - 床面積、利用方法を勘案して不特定多数の者等が利用する階から除外する階がある場合、当該階を除外する旨及びその理由を明記する。 - 車椅子使用者用便所の設置を不要とする階がある場合、当該階への設置を不要とする旨及びその理由を明記する。
劇場等の客席	各階平面図	劇場等の客席の名称及び位置、当該客席に設ける座席の数並びに当該客席に設ける車椅子使用者用部分の数、位置及び構造 政令第19条第1項に規定する移動等円滑化経路の位置 政令第19条第2項第2号から第4号までに規定する移動等円滑化経路を構成する出入口、廊下等及び傾斜路の構造	- 劇場等の客席で移動可能な席等を設ける場合は、その種別（スタッキングチェアなど）及び位置を明記する。 - 当該客席の出入口から、車椅子使用者用部分に至る経路の1以上は移動等円滑化経路とし、その位置及び出入口、廊下等及び傾斜路の構造を明記する。
駐車場	配置図	政令第18条第1項本文に規定する駐車場に設ける駐車施設の数（当該駐車場を2以上設ける場合にあっては、当該駐車場における駐車施設の総数） 政令第18条第1項に規定する車椅子使用者駐車施設の数、位置及び寸法 その他政令第18条第1項ただし書の規定に適合することを確認するために必要な事項	- 不特定多数の者等が利用しない駐車施設（従業員用駐車施設や公共用充電施設を有する駐車施設等）がある場合、その種類と位置を明記する。 - 機械式駐車場を車椅子使用者が利用する上で支障がないものとして整備する場合、その位置及び車椅子使用者が円滑に自動車に乗降する事が可能な場所を設ける旨を明記する。

42

【誘導基準】車椅子使用者用駐車施設の設置基準について(省令第12条)

- 多数の者等が利用する駐車場には、原則、駐車施設の総数の2%以上の車椅子使用者用駐車施設を設ける。
- 同一敷地内に複数の駐車場を設ける場合は、駐車施設の総数に対して必要な車椅子使用者用駐車施設の数进行算定する。

＜義務基準と誘導基準の比較＞



	複数の駐車場を設ける場合
車椅子使用者用駐車施設の設置イメージ	
車椅子使用者用駐車施設の必要設置数	駐車施設の総数 90 + 60 + 70 + 80 = 300台 300台 × 2% = 6台 ※駐車場①～④での配置は任意

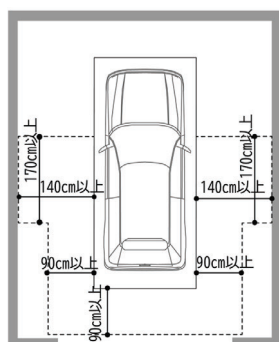
「多数の者等が利用する駐車場に設ける駐車施設」に該当しないものとは

- ・公共用充電施設を有する駐車施設等の使用者が限定される駐車施設は、「当該駐車場に設ける駐車施設」に該当しない。

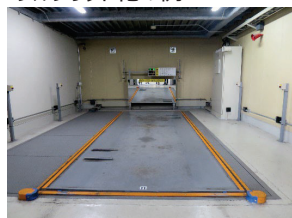
43

- 出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が設けられている機械式駐車場を車椅子使用者用駐車施設として設けることも可能とする。

＜車椅子使用者が円滑に乗降可能な機械式駐車場の例＞



フルフラット化の例



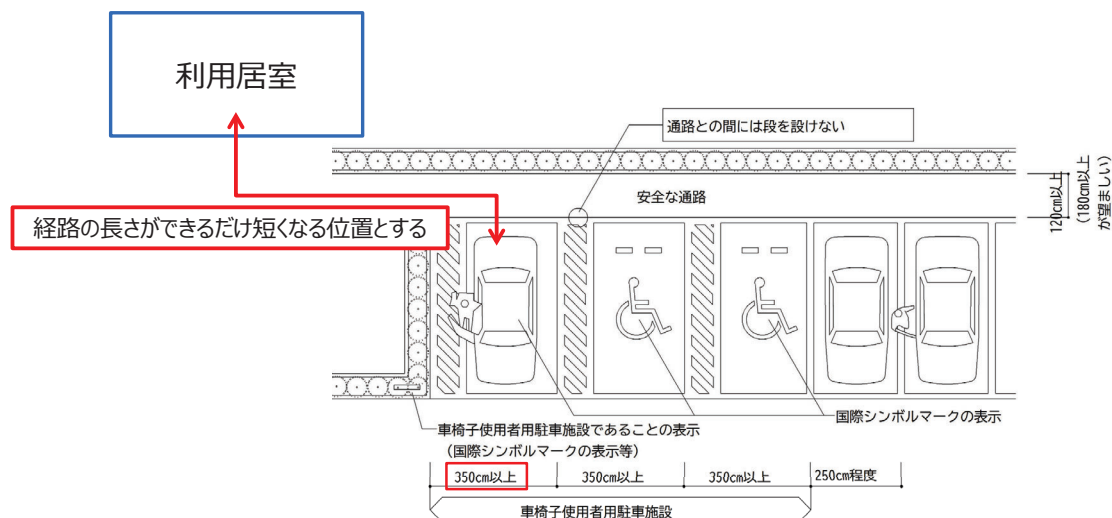
	複数の駐車場を設ける場合①	複数の駐車場を設ける場合②
車椅子使用者用駐車施設の設置イメージ	平面駐車場(100台) 機械式駐車場※(20台) 建築物 ※車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な機械式駐車場	平面駐車場(100台) 建築物 機械式駐車場①(90台) 機械式駐車場②(80台) ① 90台分の駐車施設のうち、10台分がバリアフリー対応している機械式駐車場 ② 車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所を設けない機械式駐車場
車椅子使用者用駐車施設の必要設置数	駐車施設の総数 100 + 20 = 120台 120台 × 2% = 3台 車椅子使用者用駐車施設の数 平面1台 + 機械式20台 = 21台 > 3台	駐車施設の総数 100 + 90 + 80 = 270台 270台 × 2% = 6台 車椅子使用者用駐車施設の数 平面1台 + 機械式①10台 = 11台 > 6台

44

(再掲)車椅子使用者用駐車施設の構造について(政令第18条第2項)

- 車椅子使用者用駐車施設は、次に掲げるものでなければならない。
- ・幅は、350cm以上とすること。
 - ・当該車椅子使用者施設から利用居室までの経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。

＜車椅子使用者用駐車施設の設計例＞



□ : 政令で定める構造基準

※車椅子使用者用駐車施設の路面の青色塗装による利用対象者の情報提供などに取り組むことが重要。

45

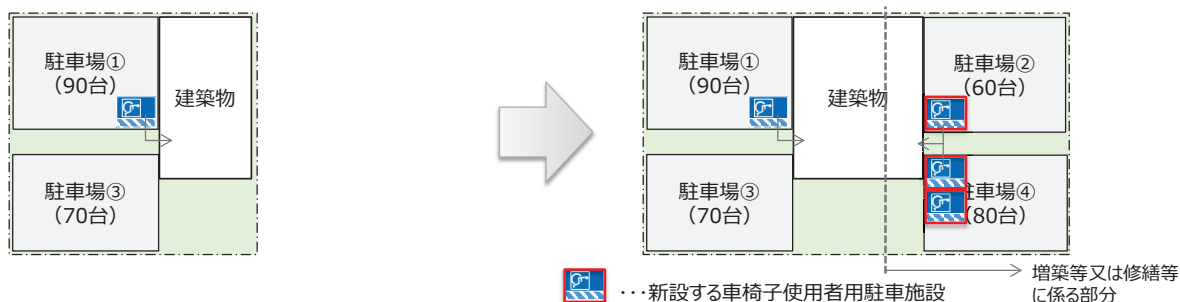
- 増築等又は修繕等をする場合には、以下の規定が適用される。
- ① 増築等又は修繕等に係る部分に、多数の者が利用する駐車場の駐車施設がある場合、増築等又は修繕等に係る部分の駐車施設の総数に対する必要設置数以上の車椅子使用者用駐車施設を増築等又は修繕等に係る部分に設ける（既存部分への増設を含む）。
 - ② 増築等又は修繕等に係る部分に、多数の者が利用する駐車場の駐車施設がない場合、駐車場全体で1箇所以上の車椅子使用者用駐車施設を設ける。

	増築等又は修繕等 に係る部分	左記以外の部分	備考
便所	誘導基準への 適合が必要	建築物全体で1箇所以上	・ 増築等又は修繕等に係る部分に便所がない場合、左記以外の部分の基準を適用する。
客席		1以上の客席に 2箇所以上	・ 劇場等の客席以外の部分の増築等又は修繕等をする場合、左記以外の部分の基準を適用する。 ・ 客席とは無関係の部分を増築等又は修繕等する場合（複合施設で飲食店を増築等又は修繕等する場合など）は改修は不要。
駐車場		駐車場全体で1箇所以上	・ 増築等又は修繕等に係る部分に駐車場がない場合、左記以外の部分の基準を適用する。

46

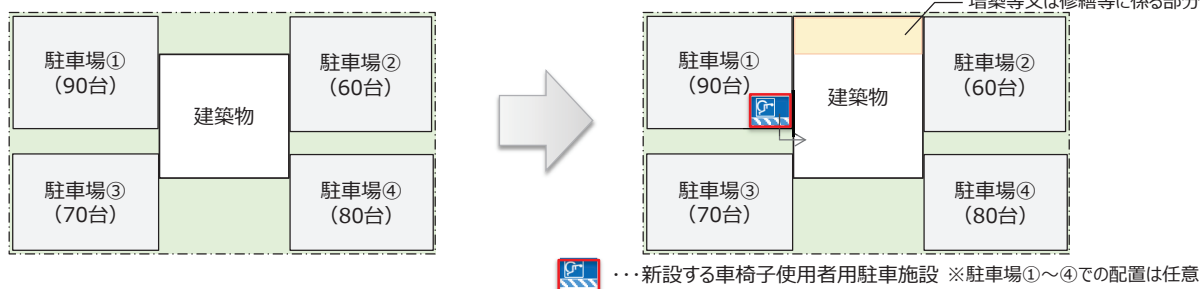
ケース1（①建築物の増築等の際に駐車施設等を増設する場合）

増築等又は修繕等に係る部分の駐車施設数に応じた数以上の車椅子使用者用駐車施設を設ける。



ケース2（②建築物の増築等の際に駐車施設を増設しない場合）

全体で1以上の車椅子使用者用駐車施設を設ける。
増築等又は修繕等に係る部分



47

改正の概要、条文の新旧対照表など、今般の改正についての情報は、以下をご参照ください。

国土交通省HPホーム>政策・仕事>住宅・建築>建築>建築物におけるバリアフリーについて>
トイレ、駐車場、劇場等の客席に関するバリアフリー基準の改正について（令和7年6月1日施行）
https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutakukentiku_house_fr_000049.html

参考Ⅱ 質疑応答集

No	該当条項	質 問	回 答
1	法 14 条 3 項	付加条例により共同住宅を特別特定建築物に追加した場合、住戸内にある廊下や出入口についても基準を満たす必要はあるか。	共同住宅の住戸内にある廊下や出入口については、「多数の者が利用する」ことが想定されないため、基準を満たす必要はない。
2	法 14 条 3 項	付加条例により令第 16 条のホテル又は旅館の客室について、基準の付加として客室の総数 50 以上の条件を厳しくすることは可能か。	貴見のとおり。
3	法 14 条 3 項	付加条例により対象建築物の規模を引き下げ、床面積にかかわらず基準適合義務をかけた用途についても、令第 21 条の案内設備の規定は適用しなければならないのか。	貴見のとおり。
4	法 14 条 5 項	特別特定建築物であれば、基準適合義務規定が適用されない既存建築物、小規模建築物等は、すべて努力義務の対象となるのか。	貴見のとおり。
5	法 15 条 3 項	この規定は特別特定建築物に係る努力義務に対する指導及び助言であるが、これはどのような場合に活用が想定されるのか。	特別特定建築物については、既存に対しても高齢者、障害者等からの強いバリアフリー化の要望があることから、基本構想において生活関連施設となる建築物等を建築物特定事業に位置付ける必要がある場合に、建物所有者等との協議の際、所管行政庁の指導及び助言の活用が主に想定される。
6	法 17 条 1 項	着工後であっても認定申請は可能か。	原則、着工前に申請を行うべきであるが、工事の完了前であれば可能である。
7	法 17 条 1 項	修繕又は模様替については、建築基準法に基づく大規模な修繕又は模様替に該当せず建築確認を要しないものがあるが、この場合であっても認定申請は可能か。	修繕又は模様替が建築物特定施設に係わるものであれば、可能である。
8	法 17 条 4 項	確認申請とバリアフリー法認定申請の併用で申請する場合は適合通知を発行することにより建築基準法第 6 条第 1 項の規定による確認済証の交付があったものとみなされるが、計画通知の場合は同様に扱わないということでよいのか。	2021 年版 P. 13 法第 17 条第 4 項の解説より、国、都道府県又は建築主事又は建築副主事を置く市町村には適用されない。

No	該当条項	質 問	回 答
9	法 17 条 4 項	認定申請に併せて確認申請を提出した際、建築主事又は建築副主事により適合通知を受けることにより確認済証の交付があったものとみなされるが、通常支払われる確認申請手数料はないと考えてよいか。	所管の特定行政庁に確認いただきたい。
10	令 4 条 令 5 条	用途の判断は建築基準法に基づく判断と同じか。	用途の判断については、建築基準法に基づく判断を基本とする。なお、施設の利用目的や利用実態が明らかにバリアフリー法の趣旨と異なる施設については、法の趣旨を鑑みて個別に判断しても差し支えない。 (参照 平成 27 年 11 月 13 日国住街第 107 号↓)
		平成 27 年 11 月 13 日国住街第 107 号「老人福祉センターその他これに類するもの」の取扱いについて（技術的助言）」より抜粋 「なお、当該建築物を「老人福祉センターその他これに類するもの」として取り扱った場合であっても、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）及び建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号）における当該建築物の取扱いについては、これらの法の趣旨に鑑み、従前と変わらないことに留意されたい。」	
11	令 4 条	令第 4 条第 4 号の解説で、類似用途でセレモニーホール、斎場とあるが、結婚式場はこの用途に該当しないと考えてよいか。	追補版 P. 1 令第 4 条の解説により、用途の判断については、建築基準法に基づく判断を基本とするとしているため、所管の特定行政庁に確認いただきたい。
12	令 5 条 3 号	建築基準法第 85 条第 6 項の規定する劇場などの仮設興行場は、特別特定建築物に該当するか。	貴見のとおり。
13	令 5 条 9 号 10 号	令第 5 条第 9 号と第 10 号の違いは何か。	令第 5 条第 9 号は不特定かつ多数の者の利用がなく、主として高齢者、障害者等が利用する施設を規定し、第 10 号は不特定かつ多数の者が利用する施設を規定している。
14	令 5 条 9 号 逐条解説 の福祉施設 の分類 (2021 年 版 P. 147)	逐条解説の福祉施設の分類（2021 年版 P. 147）について、分類表の障害者支援施設が特別特定建築物である○印ではなく※印となっているが、「障害者」に知的・精神障害者等も含むとするバリアフリー法の制定主旨からすると、分類表の障害者支援施設は全てが特別特定建築物となるのではないか。	全ての障害者支援施設が「身体の機能上の制限を受けるもの」が利用するとは限らず、特別特定建築物に該当しないこともあり得ることを表中において※印で表している。
15	令 5 条 14 号	飲食を伴うカラオケ店舗は、特別特定建築物に該当するか。	貴見のとおり。（飲食店に該当）

No	該当条項	質 問	回 答
16	令 9 条	基準適合義務対象となる特別特定建築物の面積算定には、バックスペースも含むか。	基準適合義務の対象となる特別特定建築物の規模の算定にあたっては、特別特定建築物の用に供される部分を面積算入するが、この面積には、不特定多数が利用しない従業員専用スペース等の部分も含むこととなる。
17	令 9 条	同一敷地内に 2,000 平方メートル以上の特別特定建築物(物販店)がある場合にそれに付属する駐輪場又は別棟の倉庫は、特別特定建築物の一部であると解釈してよいか。	貴見のとおり。
18	令 11 条 2 号	解説にある「通常の老人ホーム等」については、令第 5 条第 9 号に該当するかどうかで判断してよいか。	解説にある「通常の老人ホーム等」とは、令第 5 条第 9 号に該当する建築物のうち、特定多数の者が利用し、かつ、主として視覚障害者が利用しないものであり、令第 11 条第 2 号の規定が適用されない建築物の一例として記載しているものである。 令第 5 条第 9 号に該当する建築物であっても、令第 11 条第 2 号の対象となることもあり得ることから、施設の利用実態等を鑑みて判断されたい。
19	令 11 条 2 号	「階段又は傾斜路の上端に近接する廊下等の部分」にはエスカレーターの乗降部は含まれないと考えてよいか。	貴見のとおり。
20	令 12 条	常時開放方式の防火設備等が設置されている避難階段についても基準を満たす必要はあるか。	不特定かつ多数の者が利用し、又は主に高齢者、障害者等が利用するもの（公立小学校等の場合は多数の者が利用するもの）であれば、基準を満たす必要がある。
21	令 13 条	本規定は、建物内部に設置される傾斜路のみを対象にしていると考えてよいか。	本規定は主に屋内に設けられる傾斜路を対象としたものであるが、上下階の移動に使用される傾斜路については、屋外に設けられた場合であっても対象となり得る。
22	令 14 条 1 項	以下は不特定多数利用便所として扱って良いか（男性用、女性用又は男女共用問わず）。 ・大便器一つのみの一室の便所 ・車椅子使用者用便房のみを設ける便所	貴見のとおり。

No	該当条項	質 問	回 答
23	令 14 条 3 項	便所内に設けなければならない、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具とはオストメイト対応のことか。 どの様な器具をどのように取付寸法とすればよいか。	追補版 P. 17 令第 14 条第 3 項に規定する水洗器具は、オストメイト（人工肛門、人工膀胱保有者）対応のものである。オストメイトは、便や尿が自分の意思と関係なく排泄されてしまうため、排泄物を受ける処理袋を腹部に装着しており、一定時間ごとに処理袋に溜まった排泄物を汚物流し等に捨て、処理袋や腹部を洗浄する必要がある。したがって、当該水洗器具は少なくとも汚物流し台を設けた水栓が必要となる。なお、水洗は温水が出る混合水洗であることが望ましい。
24	令 14 条 3 項	高齢者、障害者等が円滑に利用することができる水洗器具を設けた便房（オストメイト対応）の設置が求められることとなったが、当該便房内には、汚物流しは別に設けることが必須か。 便器と兼用（汚物流し用水洗をつけた便器）でも最低水準として可（確認申請上不適合と判断されないレベル）か。	追補版 P. 17 令第 14 条第 3 項に規定するオストメイト対応の水洗器具については、汚物流し台を設けた水栓が必要であり、水栓をつけた便器（汚物流し台と便器を兼用したもの）の使用も可能である。しかし、この水栓をつけた便器はオストメイトの排泄物を受ける処理袋や腹部を洗浄する姿勢等に考慮すると利用しやすいものと言えないため、主に汚物流し台の設置スペースが取れないような既存便所の改修等の際に使用することが望ましい。
25	令 14 条 3 項	高齢者、障害者等が円滑に利用することができる水洗器具を設けた便房（オストメイト対応）は、車椅子使用者用便房内に設置しなければならないのか。	個別機能に応じた設備が効率的・効果的に利用されるよう各々専用便房として設置するのが望ましいといえる。また、車椅子使用者用便房内に設ける場合は、施設用途を十分考慮し、利用しやすさを工夫する必要がある。
26	令 16 条 2 項	令第16条第2項第1号又は第2号において、ただし書を適用した場合には、必ずしも客室内に便所や浴室等を設ける必要はないと考えてよいか。	貴見のとおり。
27	令 18 条 1 項	バリアフリー法では敷地の定義がされていないが、建築基準法と同義であると解釈してよいか。 同義と考えた場合、建築基準法における敷地の外に設置される駐車場については、令第18条の駐車場の規定は適用されないと考えてよいか。	貴見のとおり。
28	令 18 条 1 項	平面駐車場で車椅子使用者用駐車施設数が充足する場合でも、機械式駐車場に車椅子が円滑に利用できる場所が 1 以上必要になるか。	平面駐車場と機械式駐車場に設ける駐車施設の合計値に基づく車椅子使用者用駐車施設の必要数以上を、平面駐車場に設けていれば不要である。

No	該当条項	質 問	回 答
29	令 19 条 1 項 3 号	機械式駐車場において、利用居室から車椅子使用者用駐車施設までの経路（移動等円滑化経路）は格納空間内の乗降スペースまでの経路を指すか。	機械式駐車場の出入口から利用居室までの経路を指す。乗降スペースから機械式駐車場の出入口までは車椅子使用者が円滑に移動できる幅員を確保することが必要であり、格納空間内は、900mm以上の経路を確保することが望ましい。
30	令 19 条 2 項 3 号	物品販売店舗の売り場スペース等の居室内を通過して、車椅子使用者用便房を利用する場合、当該居室内の通路部分を「移動等円滑化経路を構成する廊下等」と扱ってよいのか。 また、便所内に車椅子使用者用便房を設置する場合も同様に、便所内の通路部分を「移動等円滑化経路を構成する廊下等」と扱ってよいのか。	いずれも貴見のとおり。
31	令 20 条 標識省令	旧ハートビル法の基準適合義務により設置されたJIS Z 8210以外の標識は、取り換える必要があるのか。	法第14条第5項により、既存建築物に関しては基準適合の努力義務が課せられる。
32	令 21 条	移動等円滑化の措置がとられたエレベーター等、便所又は駐車施設がない場合には、案内板等の設置は必要ないと考えてよいのか。	貴見のとおり。
33	令 22 条	周辺の床と異なる材質の突起のないブロック等は、令第22条に規定する「線状ブロック等」に該当するか。	突起のないものは線状ブロック等に該当しない。
34	令 22 条	案内設備（インターホンなど）を敷地の入口付近に設けた場合、道等から当該設備までの距離が短くても、視覚障害者移動等円滑化経路は必要であると考えてよいのか。	貴見のとおり。
35	令 23 条 1 号	既存のホテルにおいて新たに50室以上の客室を増築しようとする場合、増築部分の客室数に対して必要となる車椅子使用者用客室数が既に設けられているのであれば、増築に伴い新たに車椅子使用者用客室を設ける必要はないか。	令第23条の規定により、令第16条の規定は増築部分に限り適用されることから、増築部分の客室数に対して必要となる車椅子使用者用客室数には、既存の車椅子使用者用客室数を含むことはできず、新たに車椅子使用者用客室を設ける必要がある。 ※H31年3月改正「建築設計標準（追補版）」講習会 Q&A 参照
36	令 23 条 3 号	令第23条第3号に規定する便所は令第14条に規定する便所と同様と考えてよいのか。	貴見のとおり。

No	該当条項	質 問	回 答
37	令 26 条	令第26条第2項の「当該増築等に係る部分（当該部分に道等に接する出入口がある場合に限る。）」で、出入口がある場合とは具体的にどのような場合を想定しているのか。	路面店等を想定している。
38	令 27 条	物販店舗などで階高が高い場合に、折り返し階段が2往復して1フロアに到達するような場合、元の延べ面積に算入されない部分を含めた2往復分（踊場が3箇所）の踊場及び段の部分のすべてを容積率の特例（不算入の床面積）の対象としてよいのか。	容積率の算定の基礎となる延べ面積部分（階段1往復分のみ）が対象である。
39	令 27 条	容積率の特例（延べ面積の1/10の限度）については、複合建築物の場合、それぞれの用途ごとに不算入の床面積を算定すればよいのか。	貴見のとおり。
40 旧 39	誘導基準 省令3条 1項 5号 (2021年 版)	建物の維持管理の為の室（機械室等）が廊下に面する場合、戸の開閉方向は外開きでもよいのか。 (2021年版)	外開きとなる場合は、当該戸が廊下に突出しないよう、戸幅以上の奥行きのアルコーブ等を設ける必要がある。 ただし、通常点検を室の外側より行うEPS等の扉については、この限りでない。 (2021年版)
41 旧 40	誘導基準 省令9条 1項 1号 (2021年 版)	1棟の病院で、一定階以上がツインタワー形式の計画の場合（ツインタワー部分の同一のフロア同士は連結されていない）、それぞれのタワー内の各階にオストメイト対応設備を備えた便房を設けるべきか、またはどちらかのタワー内に設けられていれば足りるか。 (2021年版)	今回案件に関しては、誘導基準省令第9条第1項第1号の「階ごと」を「ツインタワーそれぞれの階ごと」と読み替える必要があると考える。 (2021年版)
42	令和6年 国交省告 示1072 号 1号 2号	「出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所」とは、出入口の部分に乗降スペースが確保され、降車後の格納を駐車場管理者に対応してもらうケースも可か。	駐車場管理者に対応してもらうことで駐車する施設（機械式駐車場の設備の操作を除く。）は「出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が一以上設けられている場合」に該当しない。
43	令和6年 国交省告 示1072 号 1号	複数棟の機械式駐車場を設ける場合、全ての棟に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所を一以上設ける必要があるか。	車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所を一以上設けた機械式駐車場の駐車施設数を、車椅子使用者用駐車施設数として計上し、令第18条第1項各号の区分に応じた基準に適合すれば、複数棟の機械式駐車場の全てに車椅子使用者が円滑に自動車に乗降する事が可能な場所を設ける必要はない。

No	該当条項	質 問	回 答
44	令和6年 国交省告 示1074 号 第2	不特定多数の者等が利用する階から除外する階の「管理運営上設置が困難な階」の定義は。	商業施設の1階等で、人の出入りが多く、便所を設置した場合に管理が困難となる階、または、ホテルの客室のみの階や共同住宅の住戸のみの階で、各部屋に便所が設置されている場合などを想定している。
45	令和6年 国交省告 示1074 号 第2	「不特定多数の者が利用する部分の床面積が著しく小さい階」や「不特定多数の者等が滞在する時間が短い階」などの具体例を挙げてほしい。	通過動線のみの階、駐車場のみの階、ATMのみの階などを想定している。
46	令和6年 国交省告 示1074 号 第2	「やむを得ないと認められる」ことについて、確認申請図書に何を記載し、どのように審査する必要があるか。また、審査の中で認定手続きが必要となるのか。	設計者が確認申請図書にその理由（床面積が著しく小さい等）を明記し、審査者はその理由が明記されていることを確認することが考えられる。なお、認定手続きは不要である。
47	令和6年 国交省告 示1074 号 第2	令第14条第1項について、利用居室が無い階は不特定多数利用便所の設置は不要か。	利用居室の有無によらず、不特定多数の者等の利用があるかどうかで判断することとなる。なお、告示第1074号第2各号に該当する場合は、不特定多数の者等の利用があっても便所の設置は不要となる。
48	令和6年 国交省告 示1074 号 第3 第5	車椅子使用者用便所の設置数の算定に用いる便所設置階の床面積（1,000㎡未満、10,000㎡超）について、不特定多数の者等が利用しない部分（バックヤード等）は不算入としてよいのか。	貴見のとおり。
49	令和6年 国交省告 示1074 号 第5 4号	小規模階（床面積が1,000㎡未満の階）を有する場合の車椅子使用者用便所の設置数の算定について、小規模階の床面積の合計には、告示第1074号第2各号の規定により便所を設置していない階の床面積は不算入としてよいのか。	すべての小規模階（No.48よりバックヤード等を除き、床面積が1,000㎡未満の階）の床面積を合計する必要がある。 なお、便所設置階（車椅子使用者用便房のみを設ける不特定多数利用便所のみの階は除く。）の数が、小規模階の面積から算定した箇所数より少ない場合、車椅子使用者用便房の数は、便所設置階の数でよい。

【参考】建築設計標準の改正（令和３年３月）にあたって設置された「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準の改正に関する検討会及び小規模店舗 WG」において挙げられた意見とその回答

(https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_house_tk_000133.html)

■ 第４回検討会及び小規模店舗 WG に対するご意見への対応の方向性（抜粋）

No	委員のご意見及び追加意見（概要）	対応・回答
3	法令上の適合義務基準として下線が引かれている「車椅子使用者用便房には、車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間を確保する。」は、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により車いす使用者用便房の構造を定める件」（平成18年国土交通省告示第1496号）第2号の「車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。」に対応しており、当該段落内に書かれた内容（便房の標準内法寸法200cm以上×200cm以上など）はその解説を示しているという理解でよいでしょうか。	本建築設計標準における「十分な空間の確保」は、平成18年国土交通省告示第1496号 第2号の「車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。」に対応しています。その後の建築設計標準の内容は、平成18年国土交通省告示第1496号2号に示される「十分な空間の確保」に対する、実際の設計で具体的に実現するために参考とする内容を示しており、主に高齢者、障害者等をはじめ、多数の者が安全かつ円滑な移動等ができる建築物を整備する観点から、標準的な整備内容等で積極的に備えることが求められるものとして示しております。
39	今回、建築設計標準における「～とする。」の定義が示されましたが、法令上の適合義務基準の解説において「～とする。」という表現が用いられていても、それはあくまで「標準的な整備内容等で積極的に備えることが求められるもの」として示しているものであって、適合していなければ法令に反するということを意図したものではないという理解でよいでしょうか。	ご理解の通りです。
41	現在予定されている令和３年３月の「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」の改正後、特定行政庁等では、建築確認時の審査に反映する内容の検討及び建築設計者等への内容の周知が必要となります。改正後、必要な期間を経て、建築確認時の審査に反映することは特定行政庁の裁量で実施してよろしいか。 なお、建築設計者等への周知期間としては６ヶ月程度必要と考えています。	ご理解の通りです。
42	建築設計標準は、建築物移動等円滑化基準を実際の設計に反映する際に考慮すべき内容等を解説するものとされていますが、具体的にどの部分がこれに該当する記述なのか分かりづらいです。 検討会資料では「法令上の適合義務基準」に該当する記述に下線が引かれていますが、冊子にする場合にも、何かしらの方法で法令に対応する部分を明確にさせていただきようお	建築設計標準の定義の表現について解釈をより明確にするために、以下のように改めて見直し修正します。 「建築設計標準では、高齢者、障害者等からのニーズを踏まえた設計の基本思想や、設計を進める上での実務上の主要なポイント、建築物移動等円滑化基準を実際の設計で具体的に実現するために参考とする内容を含めた建築物のバリアフリーの標準的な整備内容と

	願います。	、望ましい整備内容等を、図表や設計例を交えて解説することとしている。加えて、高齢者、障害者等をはじめとする多様な利用者のニーズに応えるため、施設の実情に応じて設計時に考慮することが望ましい留意点を掲載している。」
43	今回、「床面積2,000㎡以上の特別特定建築物の場合には、車椅子使用者用便房に直径180cm以上の円が内接できるスペースを設けること」について、検討会の資料においては、法令上の適合義務基準の解説であるかのような記載がされ、委員の方達もそのような認識の上で議論をされているような印象を受けました。 また、建築設計標準は、建築物移動等円滑化基準を実際の設計に反映する際に考慮すべき内容等を解説するものとされており、多くの行政庁や指定確認検査機関が移動等円滑化基準を審査する際の参考にしていることから、上記内容は義務化を意図したものではないとはっきりした説明がない場合、車椅子使用者用便房内に当該スペースが確保できないと建築確認が下りなくなることが想定されます。 建築設計標準は3月に改正されると聞いており、現在設計を進めている建築物にも大きな影響がありますので、今回の改正内容やその扱いについて、審査側・申請者側にもできるだけ早い段階で十分な周知をしていただくよう願います。	床面積2,000㎡以上の特別特定建築物に設ける車椅子使用者用便房に直径180cm以上の円が内接できるスペースを設けることは、個々のプロジェクトの事情で対応できない場合も想定されるため、義務化を意図したものではありません。従いまして、今回の改正においては、主に高齢者、障害者等をはじめ、多数の者が安全かつ円滑な移動等ができる建築物を整備する観点から、標準的な整備内容で積極的に備えることが求められるものとして位置づけております。(No. 3、41、42の回答も参照ください。)

参考Ⅲ 政令第14条チェックリスト・参考様式（便所）

- ・政令第14条に基づき設置する「不特定多数の者等が利用する便所」及び「車椅子使用者用便所」の箇所数を確認するものとして、確認申請図書に添付するチェックリストの参考様式を示す。
- ・地方公共団体の条例により、基準適合義務対象の規模を引き下げている場合があるため、留意する必要がある。
- ・なお、本記入例は参考であり、具体の基準を示すものではない。

階	階全体の床面積 (㎡)	不特定多数の者等が 利用する部分の床面 積 (㎡)	階の種類	不特定多数の者等が 利用する便所の箇所 数 (男女)	車椅子使用者用便所 の箇所数 (男女)	備考 赤字：記入例
5 階	2,000	2,000 ☐ 大規模階 ☐ 小規模階 ☒ その他の階		0		☐ 不特定多数の者等が利用する部分の床面積が著しく小さい階 () ☒ 不特定多数の者等が滞在する時間が短い階 (駐車場階) ☐ その他管理運営上やむを得ない階 () ☐ 当該階に設けるべき車椅子使用者用便所を別の階に設ける階 (設置階： 階、別の階に設けた数：) ☐ 男子用 (女子用) の不特定多数利用便所・車椅子使用者用便所のみ設ける階
4 階	2,000	50 ☐ 大規模階 ☐ 小規模階 ☒ その他の階		0		☒ 不特定多数の者等が利用する部分の床面積が著しく小さい階 ☐ 不特定多数の者等が滞在する時間が短い階 () ☐ その他管理運営上やむを得ない階 () ☐ 当該階に設けるべき車椅子使用者用便所を別の階に設ける階 (設置階： 階、別の階に設けた数：) ☐ 男子用 (女子用) の不特定多数利用便所・車椅子使用者用便所のみ設ける階
3 階	5,000	5,000 ☐ 大規模階 ☐ 小規模階 ☒ その他の階		1 (女 1)	1 (女 1)	☐ 不特定多数の者等が利用する部分の床面積が著しく小さい階 () ☐ 不特定多数の者等が滞在する時間が短い階 () ☐ その他管理運営上やむを得ない階 () ☐ 当該階に設けるべき車椅子使用者用便所を別の階に設ける階 (設置階： 階、別の階に設けた数：) ☒ 男子用 (女子用) の不特定多数利用便所・車椅子使用者用便所のみ設ける階
2 階	11,000	11,000 ☒ 大規模階 ☐ 小規模階 ☐ その他の階		2 (男女各 2)	1 (共用 1)	☐ 不特定多数の者等が利用する部分の床面積が著しく小さい階 () ☐ 不特定多数の者等が滞在する時間が短い階 () ☐ その他管理運営上やむを得ない階 () ☒ 当該階に設けるべき車椅子使用者用便所を別の階に設ける階 (設置階： 1 階、別の階に設けた数： 1) ☐ 男子用 (女子用) の不特定多数利用便所・車椅子使用者用便所のみ設ける階
1 階	20,000	20,000 ☒ 大規模階 ☐ 小規模階 ☐ その他の階		2 (男女各 2)	3 (共用 3)	☐ 便所を設ける施設が同一敷地内かつその階の出入口付近にある地上階 ☐ 不特定多数の者等が利用する部分の床面積が著しく小さい階 () ☐ 不特定多数の者等が滞在する時間が短い階 () ☐ その他管理運営上やむを得ない階 () ☐ 車椅子使用者用便所を設ける施設が同一敷地内かつその階の出入口付近にある地上階 ☐ 当該階に設けるべき車椅子使用者用便所を別の階に設ける階 (設置階： 階、別の階に設けた数：) ☐ 男子用 (女子用) の不特定多数利用便所・車椅子使用者用便所のみ設ける階

参考Ⅳ 日本建築行政会議防災部会バリアフリー分科会委員一覧

令和6年度日本建築行政会議防災部会バリアフリー分科会委員一覧

東京都	都市整備局市街地建築部建築企画課	藤 谷 公 平
神奈川県	県土整備局建築住宅部建築指導課	木 原 佑希子
愛知県	建築局公共建築部住宅計画課	山 口 直 哉
大阪府	都市整備部住宅建築局建築環境課	秀 坂 正 綱
横浜市	建築局建築指導部建築企画課	中 村 奈 美
	建築局建築指導部市街地建築課	川 島 史 也
(財)日本建築センター	確認検査部	伊 吹 弓 美
(株)J建築検査センター	監査室	根 岸 久 司

国土交通省住宅局（協力）

国土交通省住宅局参事官（建築企画担当）付	荻 野 紗 央
----------------------	---------

令和3年度日本建築行政会議防災部会バリアフリー分科会委員一覧

東京都	都市整備局市街地建築部建築企画課	田 所 雄 大
神奈川県	県土整備局建築住宅部建築指導課	野 中 亮 佑
愛知県	建築局公共建築部住宅計画課	奥 山 照 美
大阪府	住宅まちづくり部建築指導室建築企画課	井 阪 環
横浜市	建築局建築指導部建築企画課	益 田 崇 史
	建築局建築指導部市街地建築課	橋 本 優
(財)日本建築センター	確認検査部	瀬 田 裕
(株)J建築検査センター	監査室	根 岸 久 司

国土交通省住宅局（協力）

国土交通省住宅局建築指導課	山 田 貴 大 (令和3年6月まで)
国土交通省住宅局参事官（建築企画担当）付	野 上 宏 樹 (令和3年7月より)

平成28年度日本建築行政会議防災部会バリアフリー分科会委員一覧

東京都	都市整備局市街地建築部建築企画課	工 藤 秀 仁
神奈川県	県土整備局建築住宅部建築指導課	木 戸 麻亜子
愛知県	建設部建築局住宅計画課	林 昌 司
大阪府	住宅まちづくり部建築指導室建築企画課	大 宅 宏 之
横浜市	建築局建築指導部建築環境課	前 田 百合香
(財)日本建築センター	確認検査部	藤 森 正 男
(株)J建築検査センター	企画室	根 岸 久 司

国土交通省住宅局建築指導課（協力）

国土交通省住宅局建築指導課	中 村 安 季
---------------	---------

平成24年度日本建築行政会議防災部会バリアフリー分科会委員一覧

東京都	都市整備局市街地建築部建築企画課	馬 場 千香子
神奈川県	県土整備局建築住宅部建築指導課	潮 田 智恵子
愛知県	建設部建築担当局住宅計画課	寺 本 光 治
大阪府	住宅まちづくり部建築指導室建築企画課	谷 山 明 美
(株)神奈川建築確認検査機関	経営企画室	根 岸 久 司
(財)日本建築センター	確認検査部	藤 森 正 男

国土交通省住宅局建築指導課（協力）

国土交通省住宅局建築指導課	橋 口 真 依
---------------	---------

平成 19 年度日本建築行政会議防災部会バリアフリー分科会委員一覧

新潟県	土木部都市局建築住宅課	近 藤 雅 樹
東京都	都市整備局市街地建築部市街地企画課	仲 澤 久美子
神奈川県	県土整備部建築指導課	金 澤 純 子
愛知県	建設部建築担当局建築指導課	海 田 肇
大阪府	住宅まちづくり部建築指導室建築企画課	山 口 和 義
横浜市	まちづくり調整局指導部建築企画課	根 岸 久 司
(財)日本建築センター	確認検査部	野 口 俊 一

国土交通省住宅局建築指導課（協力）

国土交通省住宅局建築指導課	山 内 秀 樹
---------------	---------

平成 18 年度日本建築行政会議防災部会ハートビル分科会委員一覧

千葉市	都市局建築部建築指導課	佐 藤 鋼 三
東京都	都市整備局市街地建築部市街地企画課	仲 澤 久美子
神奈川県	県土整備部建築指導課	佐々木 裕 之
愛知県	建設部建築担当局建築指導課	海 田 肇
大阪府	住宅まちづくり部建築指導室建築企画課	吉 井 淳 司
横浜市	建築局建築指導部建築企画課	根 岸 久 司
(財)日本建築センター	確認検査部	野 口 俊 一

国土交通省住宅局建築指導課（協力）

国土交通省住宅局建築指導課	山 内 秀 樹
---------------	---------

平成 15 年度日本建築行政会議防災部会ハートビル分科会委員一覧

東京都	市街地建築部市街地企画課	相 原 和 俊
神奈川県	県土整備部建築指導課	庄 司 博 之
愛知県	建設部建築指導課	日比野 好 幸
大阪府	建築都市部建築指導室建築企画課	杉 元 洋 一
徳島県	県土整備部建築開発指導課	安 川 亘
横浜市	建築局建築指導部建築企画課	根 岸 久 司
(財)日本建築センター	確認検査部	岩 井 誠 二

国土交通省住宅局建築指導課（協力）

国土交通省住宅局建築指導課	豊 原 寛 明
国土交通省住宅局建築指導課	中 崎 ふじの

（作業協力）

神奈川県 県土整備部建築指導課	渡 瀬 久仁雄
-----------------	---------

不 許 複 製

**バリアフリー法逐条解説（建築物）
追補版**

2025（令和7）年3月

※下記のホームページからご覧になれます。

<http://www.jcba-net.jp/>

編集：日本建築行政会議
（防災部会バリアフリー分科会）